水道事業年報

令和4年版

羽 曳 野 市 水 道 局

水道事業年報(令和4年版)

目 次

I	Ę	事 業	の	沿	革																					
1.	沿草	草 (左	Ŧ表 ⁾)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	É		設		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
(1) 2	K道約	総合	事業	(第	1	次	拡	張	事	業)			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
(2	2) 笋	第2%	7拡5	張事	業			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(3	3) 复	第3%	又拡5	張事	業			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(4	-) ぇ	K道於	色設:	整備	事	業			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
(5	j) ដ	送配え	k施.	設改	良	事	業			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
(6	5) 西	记水於	拖設	整備	事	業			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
(7	. –	记水管			_			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(8		第 4 岁						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
-	-	i 第2%					備	事	業			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
-	-	配水					171.3	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
•		配水			_			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		配水配水			_			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
-	-	配水						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
-	-	第3					夕 信	吉書	巨玉	崔		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 C
-	-	第4										•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 C
-	-	3. 第5										•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
-	-	第6										•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
2.	-	スゴン 長事第					⊨ //:	+ →	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
3.		メチッ 美の打		ى رارا ك	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
4.		25%		堆移	, , •	白	一.	zΚ	•	企	· ¥	╓	zΚ	ഗ	堆	袑			•	•	•	•	•	•	•	16
5.		xi//// K量分		1619	•	•	•		•	•	•	و ا		ر •	• 1Œ	12	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
٥.	日した	N I	J 1/1																							1 C
Π	村	幾		椲	E B																					
1.	歴化	t管理	里者		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
2.	機構	 			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
-		- <u>-</u> 員構反	戈	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
-		113.7 戦員権		(間)	員	数	及	び	西己	置)			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
		王輪足									.,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1.8

4.	事務分掌	• • •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	• •	•	19
5.	安全衛生	• • •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	• •	•	20
(1)安全衛生委	員会要	綱	•		• •	•		•	•	• •	• •	•	20
(2	2)安全衛生管	理体制	J			• •	•		•	•	• •	• •	•	22
(3	3) 地震・風水	害・そ	の他	出動	体制	組絹	戈	•		•	• •	• •	•	23
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	財	政												
1.	決算の概要	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	• •	•	25
	収益的•資本	的収支	の比	較((グラ	(フ		•	•	•	• •	• •	•	25
(1)収益的収入	•	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	• •	•	26
(2	2) 収益的支出		• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	• •	•	26
(3	3) 資本的収入	•	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	• •	•	28
(4	-) 資本的支出		• •			• •	•		•	•	• •	• •	•	28
2.	収益的収支の)推移	•				•			•	• •	• •	•	30
3.	資本的収支の)推移	•				•			•	• •	• •	•	31
4.	貸借対照表 <i>の</i>)推移	•			• •	•		•	•	• •	• •	•	32
5.	事業費用構成	.	• •				•			•	• •	• •	•	34
(1)経常費用構	「 成比(受託	工事	費等	を含	きむ))	•	•	• •	• •	•	34
(2	2)経常費用構	「 成比(受託	工事	費等	を防	<)	•	•	• •	• •	•	34
(3	3)有収水量1	m³当り	費用	(性	質別	給水	〈原	面)		•	• •	• •	•	35
6.	経営分析		• •				•			•	• •	• •	•	36
7.	業務分析		• •				•			•	• •	• •	•	40
8.	供給単価及び	給水原	価	•			•			•	• •	• •	• .	42
IV	業	務												
1.	月別配水状況		• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	• •	• .	43
2.	給水工事	• • •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	• •	• .	44
(1)給水装置工	事状沉]			• •	•		•	•	• •	• •	•	44
(2	2)貯水槽(受	(水槽)	設置	状沉]	• •	•	• •	•	•	• •	• •	• .	44
3.	量水器 •	• • •	• •			• •	•		•	•	• •	• •	•	45
)新設状況													45
(2	2) 開•閉栓状	況					•			•	• •	• •	•	45
(3	3) 取替状況	• •					•			•	• •	• •	•	45
4.	動力 ••						•			•	• •	• •	•	46
(1)電力使用量													46

5.	薬品	• • •	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
(1)薬品使	用量	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
(2	?)薬品費	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
6.	漏水等	• •	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
(1)漏水等	修繕工	事処	理	伏》	兄		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
(2	?)漏水等	の修理	体制	J			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
(3	3)漏水の	内訳	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	50
(4	-)漏水発	生件数	構成	7			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
(5	5)漏水調	查状況		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
	3) 鉛製給			.件	数		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
V	水道	料金	È																			
1.	水道料金	の変遷		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
(1)水道使	用料	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
(2	2)量水器	使用料		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
2.	分担金の	変遷	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
3.	料金調定	と有収	水量	<u>1</u>			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
4.	水道料金	の収納	状沉]			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
(1)年度別	収納状	況		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
(2	2) 階層別	使用水	量		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
(3	3) 地域別	調定	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	59
(4	-)用途別	調定構	成		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	60
(5	5)月別水	道使用	料調	定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	60
-	料金収納			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	61
(1)年度別	状況	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	61
-	2) 月別状			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	61
-	検針業務	-	数		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
-	水道料金			用	料	早月	表	(2	ケ	月)			•	•	•	•	•	•	•	63
VI	水	質	<u>.</u>																			
1.	水質基準		•	'皙'	音Ŧ	里目	神		定	百	日			•	•	•	•	•	•	•	•	65
2.	用語説明		• •	•	•	<u> </u>	· • • •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	66
3.	検査項目		杏广	i法		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	69
4.	基準項目				净	• #	シンド	憬	•	末	湍	<u>給</u>	zk?	栓`)			•	•	•	•	70
5.	水質管理			-	-	_	-			-		. –				末	湍:	給	zk:	栓)	74
6.	農薬項目		-					ユベ		,T	•	•	• '''	•	•	•	•	•	• .7 /.	•	•	76
7.	水質基準				ェディ	• •	ران • •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	79
	小只坐竿	火ロノ	ノノ			•	-	-	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13

VII	施	設																	
1.	水道施設	* 配水区	域図		•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	81
2.	送配水系	統図	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	82
3.	集中管理	システム	の機	器橇		ع	機能	能		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	83
4.	施設の概	要 •	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	84
(1)石川浄	水場	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	84
(2) 壺井浄	水場	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	86
(3)伊賀受	水場	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	88
(4	.)西浦受	水場	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	89
(5)羽曳山	」配水場	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	90
(6) 壺井配	水池	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	91
(7)高区配	水池	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	92
(8)低区第	11配水池		•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	93
(9)低区第	2配水池		•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	94
(1	O)応急約	給水拠点		•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	95
5.	導送配水	(管状況	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	96
VII	資	料																	
〇広	報「はひ	ぎの」よ	り転	載		•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	99
〇水	道局ホー	-ムページ	より	転車	烖		•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	101
SKO	曳野市水	〈道事業給	水条	例		•	•	•	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	102

I 事業の沿革



上水道創設の碑(石川浄水場内)

1. 沿 革(年表)

	1 244	N.		et.at			ur	toto
年 度	水道事業	法	•	制	度	関	係	等 ———
昭和2年	旧古市町上水道の創設事業の認可を受け、工事に着手							
昭和3年	創設事業が完成し、旧古市町に給水を開始							
昭和23年	旧古市町上水道の拡張事業に着手し、完成							
昭和27年	旧駒ヶ谷村・駒ヶ谷簡易水道に着手し、完成	地方公営	企業法	长公布	i			
昭和28年	旧埴生村・埴生簡易水道に着手し、完成							
昭和29年	旧駒ヶ谷村・飛鳥簡易水道に着手し、完成							
昭和30年	旧高鷲町・高鷲簡易水道に着手							
昭和31年	旧西浦村・西浦簡易水道に着手 隣接の2町4村(古市町、高鷲町、埴生村、西浦村、駒ヶ谷村、丹比村) が合併し、南大阪町が誕生							
	高鷲簡易水道が完成							
昭和32年	西浦簡易水道が完成							
昭和33年	壺井通法寺簡易水道に着手し、完成							
昭和34年	市制の施行により、羽曳野市が誕生	伊勢湾台	風					
	丹比簡易水道に着手着手し、完成 本サストナスト	第1次拡張	長事業	認可				
昭和35年	壺井通法寺簡易水道拡張事業に着手し、完成する。この事業の完成 により、駒ヶ谷・飛鳥の各簡易水道を、壺井通法寺簡易水道に統合 水道総合事業に着手							
昭和36年	A VECTOR II II AN II II II	地方公営	企業沒	大砂正	:			
	地方公営企業法の一部を適用	-0.741	112/10/12					
昭和38年	水道料金徴収事務の一部委託							
昭和39年	水道総合事業が完成。この事業の完成により、高鷲・埴生・西浦の各簡 易水道を廃止し、上水道に統合	東京オリン	ピック	,				
	地方公営企業法の全部を適用	第2次拡張	長事業	認可				
	財政再建団体となる							
昭和41年	第2次拡張事業に着手							
	水道課を水道局に改める							
	水道料金改定							
1177 4 0 /T	水道料金計算事務を電算委託する							
昭和42年	水道料金徴収事務を全面委託し、量水器検針事務を一部委託する							
昭和43年	水道事業管理者を設置							
	量水器検針事務を全面委託	大阪万博						
昭和45年	給配水管修繕工事を一部委託(昼間)	第3次拡張	長事業	認可				
	分担金制度を採用							
	第3次拡張事業に着手							
昭和46年	検針・徴収の隔月制を実施							
	水道料金口座振替制度を採用							
昭和47年	第2次拡張事業が完成。この事業の完成により、駒ヶ谷・丹比の各簡易 水道を廃止	沖縄県復	帰					
	水道料金改定							
昭和48年	財政再建を完了する	オイルショ	ック					
	量水器使用料改定							
昭和49年	分担金改定							
	第3次拡張事業が完成							
昭和50年	水道施設整備事業に着手							
昭和51年	水道料金改定	市公共下	水道事	事業着	手			
昭和52年	石川浄水場取水井において、職員5名、公認業者1名、酸素欠乏事故 により死亡(3月15日)	水道法改善	E					

年 度	水 道 事 業	法 · 制 度 関 係 等
	分担金改定	渴水(府営水道取水制限)
昭和53年	水道施設整備事業が完成	
	送配水施設改良事業に着手し、完成	第4次拡張事業認可
昭和54年	給配水管修繕工事を全部委託(昼夜間)	JA STANDE S
	配水施設整備事業に着手し、完成	
昭和55年	水道料金改定	
	第4次拡張事業並びに配水管整備事業に着手	
昭和56年	分担金改定	
	出納取扱金融機関・水道局派出所の開設	
昭和58年		
四年にの年	日本水道協会第52回関西地方支部総会を羽曳野市で開催	海水(吃烧水,茶磨水和MI)
昭和59年	配水管整備事業が完成	渴水(府営水道取水制限)
昭和60年	第2次水道施設整備事業に着手	
PT	第4次拡張事業が完成	No. 1. (sha)V. 1. Where 1. (fulled)
昭和61年	L XVIII A del Martine Company	渴水(府営水道取水制限)
昭和62年	水道料金計算事務の電算導入	
平成元年	石川河川改修に伴う壺井浄水場取水施設工事	消費税法施行
平成2年	財務会計システムの電算化	
	第2次水道施設整備事業が完成	
	配水管改良事業に着手し、完成	
平成3年	検針業務にハンディターミナルの導入	
	石川河川改修に伴う石川浄水場取水施設工事	
平成4年	日本水道協会大阪府支部総会開催(事務局)	
7/247	配水管改良事業に着手し、完成	
平成5年	配水管改良事業に着手し、完成	新水質基準施行
十八八八十	水質基準46項目となる	
	配水管改良事業に着手し、完成	渴水(府営水道取水制限)
₩ ₽ 6年	水道料金改定(6月)	水源二法施行
平成6年	量水器使用料廃止(6月)	阪神・淡路大震災(平成7年1月17日)
	阪神・淡路大震災に係る応援給水(宝塚市)	地下鉄サリン事件(平成7年3月)
	第3次水道施設整備事業に着手	
T. \ 5 F	契約システムの電算化	
平成7年	管路管理システムの電算化	
	近隣13市町村災害相互応援協定締結	
	水道管理センター棟が完成(第3次水道施設整備事業)	O-157集団感染
平成8年		 クリプトスポリジウム集団感染
	 石川浄水場集中管理システム完成(第3次水道施設整備事業)	消費税法改定(3%→5%)
平成9年		
	水道法改正に伴い公認業者制度を廃止し、指定工事店制度開始	改正水道法施行
	分担金改定	市制40周年
平成10年	通水70周年記念式典を開催	一 府営水道高度浄水処理水受水開始
	第3次水道施設整備事業が完成	
	水道局庁舎移転(市役所別館総合福祉センター)	
	小辺周月音や軽(旧校別別開総音価位ピンクー) Y2K対策体制設置	コンピューター2000年問題(Y2K)
	12K対 東 仲 削 取 直 コンビニエンスストアでの料金収納方式の導入	
平成11年		
	受配水場防犯設備(ITV、センサー)設置	
	水道事業懇談会設置	

年 度	水道事業	法 · 制 度 関 係 等
##10F	集金制度の廃止	大阪府営水道料金改定(10月)
平成12年	水道料金改定(10月)	
	水道整備基本計画策定	大阪府広域的水道整備計画改定
T-10F	経営業務改善委員会設置	市情報公開条例·個人情報保護条例施行
平成13年	第4次水道施設整備事業着手	米国同時多発テロ事件(9月11日)
	水道局LAN運用開始	
	配水池施設機械警備委託開始	改正水道法施行(4月)
	検針徴収事務の法人委託(4月)	琵琶湖·淀川渴水(府営水道取水制限)
亚出14年	浄水場運転管理業務の一部委託化(10月)	
平成14年	鉛製給水管更新事業開始(鉛対策)	
	水道局ホームページ開設(11月)	
	寒波による給水管凍結事故(1月)	
平成15年	水道料金·分担金改定(消費税転嫁) (4月)	水質基準改定(鉛濃度0.01mg/@)
	浄水場運転管理委託業務の拡大(4月)	消費税法改正(総額表示方式)
平成16年	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	新水質基準施行(4月)・水道ビジョン公表(6月)
	台風23号被害に係る京都府宮津市への応援給水(10月)	水道事業ガイドライン制定(1月)
	設計積算CADシステム導入	石綿障害予防規則施行(7月)
平成17年	水道法第39条第1項の規定に基づく立入検査実施(9月)	
	第4次水道施設整備事業が完成(3月)	
	石綿セメント管更新事業開始	
平成18年	電子入札の導入	
	緊急連絡管の接続(松原市)(3月)	
	羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱制定(3月)	
	水道料金お客様センターの開設(4月)	水質基準改定(塩素酸が水質基準項目に変更)
	ステンレス製給水車配備(10月)	
平成19年	大阪市水道局と技術協力提携(11月)	
	緊急連絡管の接続(太子町)(3月)	
	水道整備基本計画改訂版(3月)	
	浄水場運転管理業務の全面委託(4月)	市制50周年
平成20年		水道ビジョン改訂(7月)
	緊急連絡管の接続(藤井寺市)(3月)	新型インフルエンザ流行
	中区配水池解体撤去(5月)	
平成21年	羽曳野市水道事業ガイドライン公表	
1794==1	第5次水道施設整備事業着手	
	石川浄水場更新に伴う浄水処理検討委員会設置	
	羽曳野市水道事業の設置等に関する条例改正施行(水道事業管理者 非設置)(4月1日)	大阪府営水道料金改定値下げ(4月)
	羽曳野市水道事業の設置等に関する条例改正施行(給水人口、1日 最大給水量の変更)(10月1日)	大阪広域水道企業団設立(11月)
	水道料金等管理システム更新(10月)	 東日本大震災(平成23年3月)
₩.₽00 <i>F</i>	水道事業変更認可取得(第5次水道施設整備事業)(11月22日)	
平成22年	ホームページのリニューアル(11月)	
	藤井寺市と緊急連絡管の接続2箇所(3月)	
	給水工事受付システム導入(3月)	
	東日本大震災に係る応援給水(岩手県)(3月)	
	東日本大震災に係る応援給水(岩手県)(4~5月)	大阪広域水道企業団事業開始(4月)
平成23年	石川浄水場更新工事詳細設計委託(2月~10月)	台風12号による水害(奈良県・和歌山県)(9月)
	107 114 11700 ANT THE MERKET ARE (B) 1 10/1/	TARREST TOWN TOWN THAT THE TOWN (UM)

年 度	水	道	事	業		法 •	制	度	関	係	等
	石川浄水場更新工事	詳細設計委請	壬(2月~10月))		地方公営企	:業法改正	E(4月))		
平成24年	石川浄水場更新工事	着工(11月~	-)								
	水安全計画の策定(初	7版)(3月)									
平成25年	羽曳野市水道整備基	本計画の一部	羽見直し			新水道ビジ	ョンの公	表(4月)		
	石川浄水場新ろ過池	東が完成(第	5次水道施設團	整備事業)		消費税法改	正(5%-	→8%)			
平成26年	水道料金改定(10月)										
	新会計制度適用開始										
亚出97年	石川浄水場更新工事:	竣工(第5次)	水道施設整備平	事業)							
平成27年	第5次水道施設整備事	事業が完成(3	3月)								
	羽曳野市水道事業ビ	ジョン・水道整	産備基本計画の	見直し							
亚母00年	木津川市と災害相互帰	応援協定の締	i結								
平成28年	水道法第39条第1項の	対定に基づ	く立入検査(2	月)							
	水安全計画改訂(3月)									
	藤井寺市·羽曳野市の										
平成29年	藤井寺市・大阪広域がする協定の締結	く道企業団と	非常用連絡管	の維持管理運	用に関						
	12企業体との災害時 定の締結	こおける水道	施設の応援活	動の支援に関	する協						
	第6次水道施設整備事	事業着手				市制60周年	Ē				
平成30年	大阪府北部地震に係る	る応援給水(高槻市)			大阪府北部	地震(6)	月18日)		
	中央監視制御設備改	良工事竣工									
	水道事業認可変更【水	く源の種別及	び取水地点の	変更】(3月13	日)	消費税法改	正(8%-	→10%)		
令和元年						新型コロナワ	ウイルス原	感染症(COVIE)−19) ह	允行
						改正水道法					
	新型コロナウイルス感料金全額を半年間減		-19) にかかる	対策として水道	鱼基本	新型コロナワナに伴い緊)-19) 原	戍染拡
令和2年	指定給水装置工事事		度の開始) ((= ·) (,		,•		
	水道施設台帳システム	改良									
	羽曳野市水道事業ビ	ジョンの検証	業務の実施								
令和3年	ボトルドウォーターをへ	ペットボトルかり	らアルミ缶に変	更							
	SDGsの推進										

創 設

羽曳野市の水道事業の創設は、旧古市町上水道として昭和の初期に工事の設計を大阪市立都島工業学校土木科長山下直一氏に委嘱して、石川左岸の浅井戸を水源とし、給水 人口2,500人、一日最大給水量375㎡、事業費5万円とした事業計画に基づき、昭和2年3月に大阪府知事の認可を受けて、同年8月に工事に着手し、翌昭和3年5月に完成して通水を開始した。この通水は大阪府下の町村営水道の先駆をなすものとして各方面から注目をあびた。しかし、第2次大戦後の町勢の発展と人口の増加によって使用水量が伸び、給水量が不足する状態となったので、昭和23年4月に取水井、ろ過池の改良及びポンプ場の増設等の工事に着手し、同年8月に完成した。これによって旧古市地区への円滑な給水をはかることができた。

認可年月日 昭和 2年 3月 2日
 着工年月日 昭和 2年 8月16日
 竣工年月日 昭和 3年 5月 6日
 (基本計画)

○計画給水区域
 ○計画給水人口
 ○計画一日最大給水量
 ○総事業費
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 1000
 10



[創設時の配水池]

(1)水道総合事業(第1次拡張事業)

昭和20年代後半より、産業の発展、人口の増加等によって給水量の伸びは著しくなり、また昭和31年9月には隣接の2町4村(古市町、高鷲町、埴生村、西浦村、駒ヶ谷村、丹比村)が合併して南大阪町が誕生し、さらに昭和34年1月には市制の施行により、羽曳野市が発足した。このようなことから、創設当時からの施設能力では十分な給水活動ができなくなり、水道施設拡充の必要性が高まり、昭和35年3月に給水人口50,000人、1日最大給水量12,500㎡、事業費1億8千万円とする事業認可を受けて、同年4月から昭和40年3月までの5ヵ年計画で実施した。なお、この事業の完了によって、旧古市町上水道と

高鷲、埴生、西浦地区の各簡易水道が統合された。

・認可年月日 昭和 35 年 3 月 8 日
 ・着工年月日 昭和 35 年 4 月 1 日
 ・竣工年月日 昭和 40 年 3 月 31 日
 (基本計画)

○計画給水区域駒ヶ谷・丹比地区を除く市内一円

○計画給水人口50,000 人

○計画一日最大給水量 12,500 m³

○総事業費 203,978,885 円



[羽曳山配水場]

(2) 第2次拡張事業

昭和40年に完了した水道総合事業によって、古市上水道と3ヶ所の簡易水道を統合して施設の整備拡充を図ることができた。しかし、本市の人口は年々急激な上昇をつづけ、昭和40年において総人口が50,000人を超え、当初の計画を大きく上回る結果となった。このような情勢により、水の需要も増え現有施設能力では安定給水が不可能となったため、昭和40年に給水人口72,450人、一日最大給水量25,360㎡、事業費4億3千8百万円とした第2次拡張事業を計画し、同年12月に認可を受け、昭和41年4月に着手し、昭和47年6月に完了した。なお、この事業における拡張分の新水源は、すべて大阪府営水道に依存することになった。また、駒ヶ谷地区及び丹比地区の簡易水道は廃止され、それぞれの給水区域を本事業の区域に統合し、全市給水の一元化が達成された。

·認可年月日 昭和 40 年 12 月 23 日

•着工年月日 昭和41年4月1日

•竣工年月日 昭和47年 6月30日

(基本計画)

○計画給水区域

羽曳野市一円(ただし、南宮 438 番地の 1 から 457 番地まで及び北宮 506 番地、535 番地、55 0 番地の 3 から 9 まで並びに埴生野 1 番地から 9 番地までを除く)美陵町野中 462・463 番地

○計画給水人口

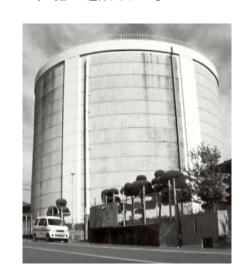
72,450 人

○計画一日最大給水量

25, 360 m³

○総事業費

717, 049, 253 円



[高区配水池](平成 21 年解体撤

去)

(3) 第3次拡張事業

第2次拡張事業の完了によって、昭和50年度までの安定給水を見込んでいたが、折からの高度成長下、地勢的な環境に恵まれた本市は最適な住宅地として伸展し、あわせて住民生活の向上による使用水量の増加が著しく、これらの需要に対処するため、第2次拡張事業の完了を待つことなく、昭和46年4月に別途第3次拡張事業に着手した。この事業は主として自己水の開発と配水施設の整備拡充をはかるものであり、目標年次を昭和50年度、計画給水人口100,000人、1日最大給水量40,000㎡とした事業計画に基づき、昭和50年3月に完了した。

•認可年月日 昭和 46 年 2 月 20 日

•着工年月日 昭和46年4月1日

·竣工年月日 昭和 50 年 3 月 31 日

(基本計画)

○計画給水区域

羽曳野市一円(ただし、高鷲3丁目1番から3番まで及び9番、10番、高鷲4丁目1番から9番まで及び高鷲5丁目1番から5番



〔壺 井 浄 水 場〕

まで並びに埴生野 73 番地から 79 番地までを除く) 藤井寺市綾南町全域

○計画給水人口 100,000 人

○計画一日最大給水量 40,000 m³

○総事業費 1,271,400,873円

(4) 水道施設整備事業

水道事業の創設以来第3次拡張事業までは、水需要の増加と施設の建設との追いかけ あいという状態であった。

しかし、昭和50年の第3次拡張事業の完了によって、当面の水需要に対応する施設を備えることができた。そこで、現有施設の維持、改良を目的とした水道施設整備事業を計画し、昭和50年度より4ヵ年継続事業として実施した。この事業の主な内容は、河川汚濁

防止対策として汚泥処理施設の新設、配水 管の

新設と老朽管の入替えによる配水系統の整備、赤水対策としての配水管モルタルライニング工事等であり、さらに集中管理装置を改良し、充実させたことにより、伊賀受水場の無人化をはかった。

•着工年月日 昭和50年4月1日

·竣工年月日 昭和 54 年 3 月 31 日

•総事業費 763,671,325 円



[石川浄水場汚泥処理設備]

(5) 送配水施設改良事業

水道施設整備事業の完了に伴い、送配 水設備における動力面の改良が必要とされ、さらに電気系統設備の安全性を確保 しながら施設の有効利用をはかり、もって、 給水を円滑にするため、送配水施設改良 事業を昭和54年度に単年度で実施した。

·着工年月日 昭和 54 年 4 月 1 日

・竣工年月日 昭和 55 年 3 月 31 日・総事業費 212,093,638 円



〔石川浄水場送水ポンプ設備〕

(6) 配水施設整備事業

主として配水系統の整備に伴う配水管新設と老朽管の改良及び増口径工事を行い、円滑な給水体制づくりを目的としたもので、配水施設整備事業として、昭和55年度に単年度で実施した。

・着工年月日 昭和 55 年 4 月 1 日・竣工年月日 昭和 56 年 3 月 31 日

•総事業費 130,400,228 円

(7) 配水管整備事業

古市、西浦地区の配水方法を加圧方式から自然流下方式に転換するための工事を一部実施するとともに、市内各所に創設以来埋設されている相当年数の経過した老朽配水管(特に石綿セメント管)の増口径布設替工事並びに水圧低下地域の配水管新設工事を

計画的に施行し、これに起因する出水不良、 赤水、漏水の防止をはかるため第4次拡 張事業と併せて、昭和56年4月から昭和 60年3月までの4ヵ年継続事業として実 施した。

・着工年月日 昭和 56 年 4 月 1 日・竣工年月日 昭和 60 年 3 月 31 日

•総事業費 603,245,601 円



[配水管布設工事 φ 400・φ 600・φ 500]

(8) 第4次拡張事業

第3次拡張事業の完了によって、当面の水需要に対応してきたが、人口並びに使用水量は年々増加し、昭和54年度末には給水人口99,525人、1日最大給水量41,900㎡に達し、既に公称能力を1,900㎡/日も上回る状態となり、次期拡張を検討していたが、自己水源の開発が困難な本市において水源確保は、大阪府営水道からの分水の増量以外にはなかった。幸い昭和54年度末に大阪府営水道の第7次拡張事業が認可され、本市への分水量41,000㎡(昭和65年における1日最大)が決定したので、将来の水需要に対応するため、目標年次を昭和65年度、計画給水人口130,000人、1日最大給水量58,500㎡とする第4次拡張事業を計画し、昭和56年3月に事業認可を受け、同年4月に着手し、昭和61年3月に完了した。なお、この事業により低区第2配水池を1池増設し、

また受水施設についても西浦受水場を築造したことにより、

伊賀受水場との2ヶ所となった。

•認可年月日 昭和 56 年 3 月 31 日

•着工年月日 昭和 56 年 4 月 1 日

· 竣工年月日 昭和 61 年 3 月 31 日 (基本計画)

○計画給水区域

羽曳野市一円(ただし、高鷲3丁目1番から3番まで及び9番、10番、高鷲4丁目1番から9番まで及び高鷲5丁目1番から5番まで並びに野々上5丁目1番から2番の一部を除く)藤井寺市陵南町全域

○計画給水人口

130,000 人

○計画一日最大給水量

58,500 m³

○総事業費

1,490,838,465 円



[西浦受水場]



〔低区第2配水池〕

(9) 第2次水道施設整備事業

昭和59年度に完了した配水管整備事業に引続き、古市、西浦、駒ケ谷地区の配水方 法を加圧方式から自然流下方式に転換するための工事並びに出水不良、赤水解消及び 漏水防止をはかるため、配水管の新設及び布設替を実施し、一方、受・配水施設につい

ては、伊賀受水場、羽曳山配水場の電気 設備

及びポンプ設備等の全面的な改良を目的 とした第2次水道施設整備事業を昭和60 年

度より6ヵ年継続事業として実施した。

·着工年月日 昭和60年4月1日

•竣工年月日 平成 3年 3月31日

·総事業費 1,921,874,654 円



[羽曳山配水場]

(10) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的 としたもので、配水管改良事業として、平成3年度に単年度で実施した。

·着工年月日 平成 3年 4月 1日

•竣工年月日 平成 4年 3月31日

•総事業費 187,124,359 円

(11) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的 としたもので、配水管改良事業として、平成4年度に単年度で実施した。

·着工年月日 平成 4年 4月 1日

·竣工年月日 平成 5年 3月31日

·総事業費 231,410,144 円

(12) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的 としたもので、配水管改良事業として、平成5年度に単年度で実施した。

·着工年月日 平成 5年 4月 1日

•竣工年月日 平成 6年 3月31日

·総事業費 331,548,573 円

(13) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的 としたもので、配水管改良事業として、平成6年度に単年度で実施した。

·着工年月日 平成 6年 4月 1日

·竣工年月日 平成 7年 3月31日

·総事業費 253,400,911 円

(14) 第3次水道施設整備事業

浄水プラントの改修設計と計装設備の集中管理システムの導入による、浄水場施設の 近代化及び出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設 替えを目的としたもので、平成7年度からの4ヵ年継続事業として実施した。

・着工年月日 平成 7年 4月 1日
 ・竣工年月日 平成 11年 3月 31日
 ・総事業費 2,133,759,704円



〔中央監視設備〕



[水道管理センター]

(15) 第4次水道施設整備事業

将来を展望する水道整備基本計画に基づき、災害に強く、安全な水を安定して供給し続けるため基幹施設の増強及び更新を図ることを目的としたもので、高区配水池の新設、送水管の新設及び送水系統の再整備、配水幹線の整備、水道施設の耐震性能を把握するための詳細耐震診断等を平成13年度からの5ヵ年継続事業として実施した。

・着工年月日 平成 13 年 4 月 1 日・竣工年月日 平成 18 年 3 月 31 日・総事業費 3,238,033,269 円



[ø 600 低区系配水幹線]



[高区配水池]

(16) 第5次水道施設整備事業

第4次水道施設整備事業で実施した、水道施設詳細耐震診断の成果や近年の水需要の動向を反映させた水道整備基本計画の改定(平成19年)を受け、災害に強く、安全な水を安定して供給し続けることを目的として、石川浄水場の全面更新、基幹管路の更新及び配水管の整備等を図るため、平成21年度からの7ヵ年継続事業として実施した。

平成22年11月22日には、羽曳野市水道事業変更認可を取得した。

・着工年月日 平成21年4月1日・竣工年月日 平成28年3月31日

•総事業費 3,459,902,000 円



[石川浄水場]



[紫外線照射装置]

(17) 第6次水道施設整備事業

第5次水道施設整備事業の完了後、社会情勢の変化や厚生労働省が発表した新水道 ビジョンを念頭に整備基本計画を改定(平成29年)した。主な内容は施設・管路の耐震化 率の向上で、人口減少に合わせ口径を縮小するなどスペックダウンを盛り込んでいる。主 要な事業は壺井配水池全面更新及び重要給水施設配水管や基幹管路の耐震化であり、 平成30年度から7ヵ年継続事業として実施中である。

•着工年月日 平成30年4月1日

·竣工年月日(予定) 令和 7 年 3 月 31 日

·総事業費(予定) 5,052,218,000 円

2 . 拡 張 事 業 等 の 総 括

項	目		議	ì	夬	厚生往	省認可			エ		期			工		事	費
区分			年	月	日	年	月日	起	工年	三月日	完	成年	月日	総	事業費	走起	· 债	一般財源(その他)
創設				_			和事) 3.2	S	2.	8. 16	5	3.5	. 6		50		50	_
水道総合事業	1	初	S 3	5. 2.	25	S 35	. 3. 8	S	35.	4. 1	S	39. 3	. 31		180,000		172,000	8,000
小 但 杺 口 ず 未	1	成		_		_	_		_	_	S	40. 3	. 31		203,979		198,000	5,979
第2次拡張事業	I	初	S 40). 11.	24	S 40.	12. 23	S	41.	4. 1	S	45. 3	. 31		438,000		417,000	21,000
另 2 沃 払 版 ず 来	l	成				=	_		_	_	S	47.6	. 30		717,049		683,000	34,049
第3次拡張事業	1	初	S 45	5. 12.	11	S 46	2. 20	S	46.	4. 1	S	50. 3	. 31	1,	,050,000		997,000	53,000
为 5 次 松 旅 事 未	l	成				=	_		_	=		同	Ŀ	1,	,271,400]	1,205,500	65,900
水道施設整備	事	業		_		l	_	S	50.	4. 1	S	54. 3	. 31		763,671		639,000	124,671
送配水施設改良	事	業		_		_	_	S	54.	4. 1	S	55. 3	. 31		212,093		190,000	22,093
配水施設整備	事	業		_		-	_	S	55.	4. 1	S	56. 3	. 31		130,400		116,000	14,400
配水管整備	事	業				=	_	S	56.	4. 1	S	60. 3	. 31		603,246		549,000	54,246
第4次拡張事業	1	初	S 55	5. 12.	11	S 56.	3. 31	S	56.	4. 1	S	61. 3	. 31	1,	310,000]	1,200,000	110,000
WIN IN IN IN IN I	l	成		_		-	_		_	_		同	上	1,	,490,839]	1,415,000	75,839
第 2 次 水 道 施 設 整 備 事 業	当	初		_		-	_	S	60.	4. 1	Н	2.3	. 31	1,	,573,000]	1,481,000	92,000
施設整備事業	変	更				=	_	S	60.	4. 1	Н	3.3	. 31	1,	,921,878]	1,545,000	376,878
配水管改良事業(H3	3年	度)				l	_	Н	I 3.	4. 1	Н	4. 3	. 31		187,125		140,000	47,125
配水管改良事業(H4	4年	度)						Н	I 4.	4. 1	Н	5.3	. 31		231,410		190,000	41,410
配水管改良事業(H5	5年	度)		_		_	_	Н	- I 5.	4. 1	Н	6.3	. 31		331,549		230,000	101,549
配水管改良事業(H6	5年	度)		_		-	_	Н	I 6.	4. 1	Н	7.3	. 31		253,401		200,000	53,401
第3次水道施設整位	備 事	業				_	_	Н	I 7.	4. 1	Н	11. 3	3. 31	2,	,133,759]	1,350,000	783,759
第4次水道施設整位	備 事	業		_				Н	13.	. 4. 1	Н	18. 3	3. 31	3,	,238,033		0	3,238,033
第5次水道施設整位	備事	業		_				Н	21	. 4. 1	Н	28. 3	3. 31	3,	459,902		0	3,459,902
第6次水道施設整位	備事	業		_			_	Н	30.	. 4. 1	R	7. 3	3. 31	5,	,052,218		966,000	4,086,218

基	本	計	画	備考
目標年次	給水人口	1日最大給水量	1人1日最大給水量	UH: ~5
	人 2,500	m³ 375	0 150	旧古市町送水開始
S 49	50,000	12,500	250	羽曳山配水場(配水池1,800㎡ 2池) 石川浄水場取水設備(処理能力13,000㎡/日)
同上	同上	同上	同上	市内に散在する簡易水道を廃止、 石川浄水場に統合する。
S 50	72,450	25,360	350	高区配水池(PC 10,000㎡)(H21解体撤去) 壺井配水池(PC 3,000㎡)
同上	同 上	同 上	同 上	伊賀受水場(最大受水 12,860㎡/日) 石川浄水場急速ろ過法(処理能力13,000㎡/日)
S 50	100,000	40,000	400	伊賀受水場(最大受水22,760㎡/日) 低区第1配水池(PC 10,000㎡)
同上	同上	同上	同上	高区受水池(PC 300㎡)(H17解体撤去) 壺井浄水場(処理能力5,000㎡/日)
_	—	_	_	石川浄水場汚泥処理設備 伊賀受水場の遠隔操作(無人化)
_	_	_	_	石川浄水場送水設備改良 高区加圧ポンプ (INV)
_		_	_	配水管整備改良
_	_	_	_	自然流下方式
S 65	130,000	58,500	450	低区第2配水池(PC 10,000㎡) 伊賀受水場(最大受水 18,100㎡/日)
同上	同上	同上	同上	西浦受水場(最大受水 22,900㎡/日)
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	羽曳山配水場改良(配水池3,500㎡ 1池) 伊賀受水場改良 送配水管整備
_	_	_	_	配水管整備改良
_	_	—	—	配水管整備改良
		_	_	配水管整備改良
				配水管整備改良
		_	_	水道管理センター(集中管理システム)の完成 壺井浄水場の遠隔操作(無人化) 配水管整備改良
		高区配水池(SUS製上下2層6,000㎡) 送配水管整備改良·電気計装設備更新·配水モニター整備		
		46,200	_	石川浄水場更新 石川送水管·高区送水管更新
_	_	_	_	壶井配水池更新 伊賀受水場低区第2配水池送水管更新

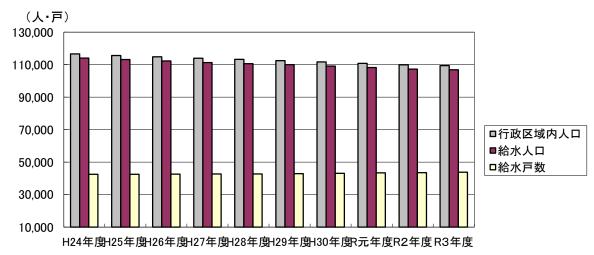
3. 事 業 の 推 移

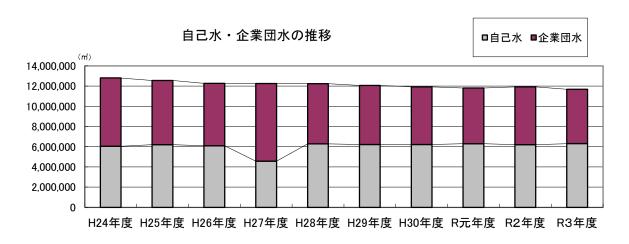
区	年 度		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
普	行政区域内人口(人)	Α	116,561	115,578	114,757	113,847
及	給水区域内人口(人)	В	114,006	113,054	112,225	111,272
	給 水 人 口(人)	С	114,006	113,054	112,225	111,272
状	給 水 戸 数(戸)	D	42,520	42,533	42,608	42,700
況	普 及 率(%)	C/B	100.0	100.0	100.0	100.0
水	自 己 水(㎡)	Е	6,035,120	6,195,378	6,083,954	4,571,016
源状	企業団水(㎡)	F	6,760,430	6,350,220	6,177,130	7,681,290
況	総 水 量(m³)	E+F	12,795,550	12,545,598	12,261,084	12,252,306
	年間配水量(㎡)	G	12,795,550	12,545,598	12,261,084	12,252,306
給	1 日 最 大 配 水 量 (m³)	Н	41,717	38,757	38,349	38,570
	1 日平均配水量(m)	J	35,056	34,372	33,592	33,476
水	1 日最小配水量(m)	K	30,868	30,605	30,678	30,162
//	1人1日最大配水量(0)	Н/С	366	343	342	347
717	1人1日平均配水量(0)	J/C	307	304	299	301
状	年間有効水量(㎡)	L	12,658,800	12,522,961	12,128,075	12,182,870
\	有 効 率(%)	L/G	98.9	99.8	98.9	99.4
況	年間有収水量(㎡)	M	12,261,810	12,149,119	11,871,369	11,774,547
	有 収 率(%)	M/G	95.8	96.8	96.8	96.1
11 	事業収益(チฅ)	N	2,197,681	2,158,725	2,493,363	2,487,311
財	事業費用(千円)	Ο	1,920,504	1,827,874	1,929,839	2,077,285
政	純 損 益(千円)	N-O	277,177	330,851	563,524	410,026
状	資本的収入(チฅ)	Р	172,163	266,998	346,198	387,983
況	資本的支出(チฅ)	Q	850,128	962,575	1,096,488	1,549,788
	差 引 (千円)	P-Q	△ 677,965	△ 695,577	△ 750,290	△ 1,161,805

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
113,152	112,452	111,631	110,742	109,810	109,377
110,562	109,913	109,084	108,174	107,215	106,778
110,562	109,913	109,084	108,174	107,215	106,778
42,686	42,882	43,099	43,348	43,513	43,792
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6,278,344	6,219,843	6,216,740	6,292,368	6,201,526	6,302,960
5,947,870	5,841,895	5,698,680	5,511,155	5,707,103	5,375,448
12,226,214	12,061,738	11,915,420	11,803,523	11,908,629	11,678,408
12,226,214	12,061,738	11,915,420	11,803,523	11,908,629	11,678,408
38,358	36,117	36,186	36,463	36,796	35,834
33,496	33,046	32,645	32,250	32,626	31,996
30,915	29,438	29,688	29,094	29,198	28,403
347	329	332	337	343	336
303	301	299	298	304	300
12,104,901	11,999,237	11,846,445	11,738,663	11,857,151	11,636,357
99.0	99.5	99.4	99.5	99.6	99.6
11,711,721	11,582,108	11,485,668	11,307,141	11,566,345	11,385,733
95.8	96.0	96.4	95.8	97.1	97.5
2,416,347	2,355,376	2,525,162	2,335,948	2,195,693	2,307,992
1,914,379	1,899,599	1,981,161	1,892,115	1,906,207	1,847,984
501,968	455,777	544,001	443,833	289,486	460,008
279,478	170,861	209,403	78,914	72,088	509,454
650,495	824,744	940,479	660,601	930,061	1,435,123
△ 371,017	△ 653,883	△ 731,076	△ 581,687	△ 857,973	△ 925,669

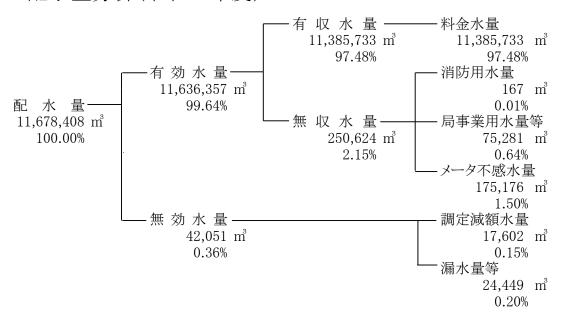
4. 普及状況の推移・自己水・企業団水の推移

普及状況の推移





5. 配水量分析(令和3年度)



Ⅱ機構



道の駅 しらとりの郷・羽曳野 (高区配水池)

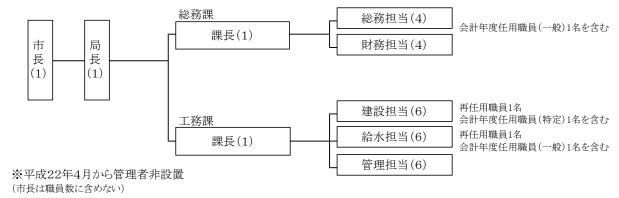
1. 歴代管理者

氏 名	任	期	備考
人 石	就 任	退任	1/用 行
西 川 源一郎	昭和43年 7月 1日	昭和52年 7月 8日	
北 辻 寿 男	昭和52年 7月 9日	昭和52年 8月 2日	水道局次長が職務代理
松 本 市太郎	昭和52年 8月 3日	昭和55年 1月 4日	
西田菊次	昭和55年 1月 5日	昭和63年 3月31日	
河 徳 久 雄	昭和63年 4月 1日	平成2年3月31日	
杉 本 雅 己	平成2年 4月 1日	平成7年 3月31日	水道局長が職務代理
潮田洋右	平成7年 4月 1日	平成9年12月31日	水道局長が職務代理
潮田洋右	平成10年 1月 1日	平成15年12月31日	
植田信也	平成16年 1月 1日	平成16年 3月31日	水道局長が職務代理
浅 田 幹 男	平成16年 4月 1日	平成20年 3月31日	
田仲義己	平成20年 4月 1日	平成21年 3月31日	水道局長が職務代理
鎌田孝司	平成21年 4月 1日	平成22年 3月31日	水道局長が職務代理

※平成22年4月1日より羽曳野市水道事業の設置等に関する条例第4条第1項の規定により管理者は非設置。

2. 機構図

(令和3年度)



3. 職員構成

(1) 職員構成(職員数及び配置) (令和3年度)

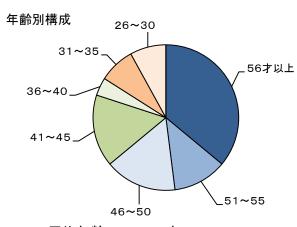
補職名 課·担当	局長	次長	課長	参事	課長 補佐	主幹	主査	主任	主事	計
	1									1
総務課	0	0	1	0	1	1	0	4	1	8
総務担当					1			1	1(1)	3
財務担当						1		3		4
工務課	0	0	1	4	4	5	0	1	1	16
管理担当				2	2	1		1	1	7
給水担当				1	1	2			(2)	4
建設担当				1	1	2			(2)	4
合 計	1	0	2	4	5	6	0	5	2	25

()は再任用・会計年度任用職員(特定・一般)で職員数に含めない

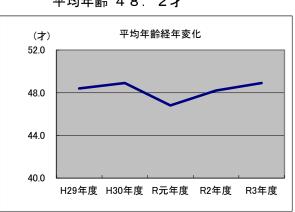
(2) 年齡別•経験年数別構成

(単位:人、%)

	区 分	Н2	9年度	НЗ	0年度	Rī	元年度	R2	2年度	<u>ザ・</u> 人、/6/ R3年度		
	56才以上	4	14.8	6	20.0	5	17. 9	8	30.8	9	36. 0	
年	$5.1 \sim 5.5$	9	33. 4	8	33. 4	5	17. 9	3	11. 5	3	12.0	
ı.e.v	$46 \sim 50$	5	18. 5	5	16. 7	5	17. 9	4	15. 4	4	16.0	
齢	$41 \sim 45$	5	18. 5	6	20. 0	7	25.0	8	30.8	4	16.0	
別	$36 \sim 40$	4	14.8	4	13. 3	3	10.7	1	3.8	1	4.0	
13.1	$31 \sim 35$	0	0.0	1	3. 3	2	7. 1	1	3.8	2	8.0	
構	$26 \sim 30$	0	0.0	0	0.0	1	3. 5	1	3. 5	2	8.0	
	$21 \sim 25$	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
成	20才以下	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	平均	4	8.4才	48.9才		46.8才		4	8. 2才	48.2才		
経	25年以上	3	11. 1	5	16. 7	3	10.7	4	15.4	4	16.0	
'	$22 \sim 24$	3	11. 1	2	6. 7	2	7. 1	2	7. 7	4	16.0	
験	$19 \sim 21$	1	3. 7	3	10. 0	2	7. 1	2	7. 7	0	0.0	
年	$16 \sim 18$	2	7. 4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
数	$13 \sim 15$	0	0.0	0	0.0	1	3.6	1	3.8	0	0.0	
	$10 \sim 12$	2	7. 4	2	6. 7	0	0.0	1	3.8	0	0.0	
別	$7 \sim 9$	1	3. 7	2	6. 7	3	10.7	4	15. 4	1	4.0	
構	$4\sim6$	5	18.5	8	26. 7	6	21. 5	5	21. 5	5	20.0	
成	3年以下	10	37. 0	8	26. 7	11	39. 3	7	26. 9	11	44.0	
JJX	平均	1	0年5月	1	1年3月		9年2月	1	1年5月	1	0年6月	

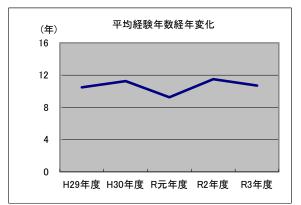


平均年齢 48.2才



経験別構成 25年以上 22~24 4~6 7~9

平均経験年数 10年6月



4. 事 務 分 掌

総務課

- (1) 水道事業経営の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (3) 条例、規程等に関すること。
- (4) 職員の給与、人事その他労務に関すること。
- (5) 入札、契約及び検査に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 出納その他会計事務に関すること。
- (8) 企業債、一時借入金等に関すること。
- (9) 局の資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (10) 水道事業の広報活動に関すること。
- (11) 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び徴収に関すること。
- (12) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (13) 水道料金の未納による給水停止処分に関すること。
- (14) 水道の開閉栓及び名義変更に関すること。
- (15) 量水器に関すること。
- (16) その他水道料金等に関すること。
- (17) その他局の庶務に関すること。

工務課

- (1) 浄水場の管理に関すること。
- (2) 受水及び配水施設の管理に関すること。
- (3) 浄水場、受水場、配水施設の運転及び配水に関すること。
- (4) 水質検査及び上水水質管理に関すること。
- (5) 水源保全に関すること。
- (6) 水道の管路管理に関すること。
- (7) 給水装置に関すること。
- (8) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (9) 受託工事、開発協議及び申請に関すること。
- (10) 拡張、整備、改良工事に関すること。
- (11) 整備事業に係る進捗管理に関すること。
- (12) 課の所管する事務に係る関係機関との調整に関すること。
- (13) 貯蔵品(材料)、工具の管理及び保管に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

5. 安全衛生

(1)羽曳野市水道局職員安全衛生委員会要綱

制 定 昭 52.11.10 最近改正 平 27.4.1

(目的)

第 1 条 職員の労働安全衛生に関する事項について、調査審議し安全衛生の円滑な推進を図ることを目的とする。

(設置)

- 第2条 前条の目的を達成するため羽曳野市水道局職員安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第3条 委員会は、次の事項について調査審議し、水道事業の管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。)に意見を述べる。
 - (1) 職員の危険及び健康障害を防止するため基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に係るものに関すること。
 - (3) 職員の公務災害に関する申請及び認定に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する事項

(構成)

- 第4条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。
 - (1) 水道事業の実施を総括管理する者若しくは、これに準ずる職員のうちから管理者が指名した者1名
 - (2) 前号以外の職員のうちから管理者が指名した者 若干名
- 2 管理者は、前項第2号に掲げる委員については、労働組合の推せんする者を1名以上選任するものとする。

(委員長)

- 第5条 委員会の委員長は、前条第1項第1号に掲げる者とする。
- 2 委員長は会務を掌理し、委員会を代表し、採決権をもたない。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長はあらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(安全衛生推進者)

- 第6条 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第12条の2に規定する安全衛生推進者は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第12条の3に規定する必要な能力を有すると認められる者であって、委員であるもののうちから、委員会が1名選任する。
- 2 安全衛生推進者は、羽曳野市職員安全衛生管理規則(平成 12 年羽曳野市規則第 41 号)第 7 条第 2 項各号 に掲げる業務を担当する。
- 3 安全衛生推進者がやむを得ない理由により職務を遂行することができないときは、委員会は代理人を選任し、その職務の代理をさせるものとする。

(任期)

- 第7条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

- 第8条 委員会は、委員長が招集し議長となる。
- 2 委員会は、定例会を毎月 1 回開催するようにしなければならない。ただし、緊急の議事があるときは、この限りでない。
- 3 委員会は、特別な場合を除くほか委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に意見を聴くことができる。 (専門部会)
- 第9条 委員会は、安全衛生の専門事項について調査させ、又意見を聴くため、次の 各号に掲げる専門部会を置くことができる。
 - (1) 安全部会
 - (2) 衛生部会
 - (3) 安全運転部会
- 2 専門部会は、委員のうちから委員会において選出した会長及び専門部会委員をもって組織する。
- 3 専門部会は、委員会の議決による付議された事項についてすみやかに調査し、その結果を委員会に報告 しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員会の同意を得て職員の中から専門部会委員を選出することができる。
- 5 前各号に定めるもののほか専門部会の会議については、第8条第1項及び第3項から第4項までの規定 を準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課で行う。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について、必要な事項は委員長が定める。

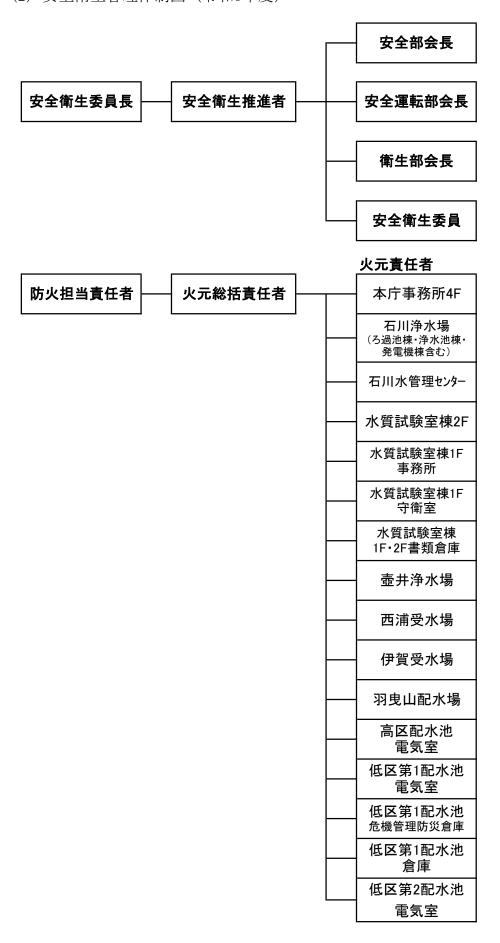


[安全衛生への思いを込めて]



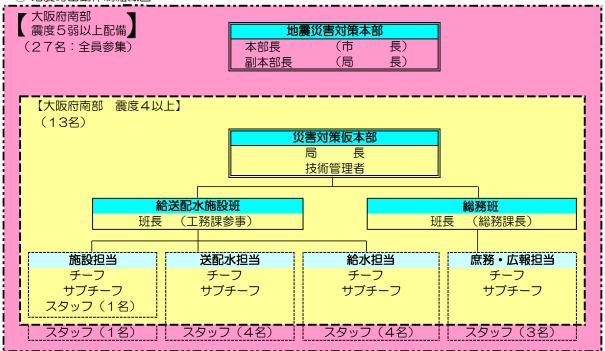
[車両点検]

(2) 安全衛生管理体制図(令和3年度)



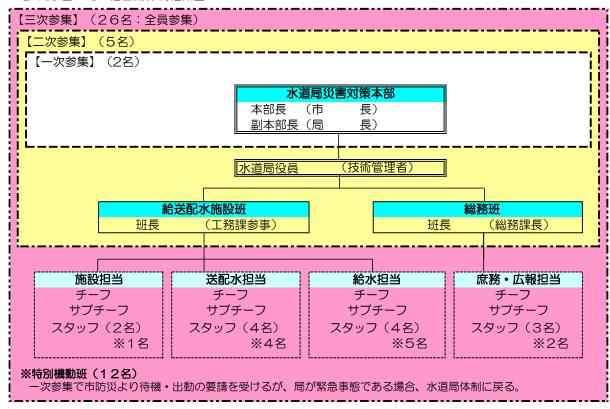
(3)地震・風水害・その他出動体制組織

① 地震時出動体制組織図

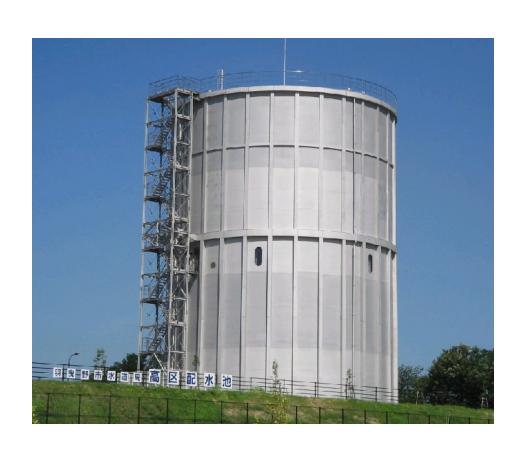


- 1. 大阪府南部 震度3以上で市長が必要と認めた場合に水道局災害対策仮本部を設置する。
- 2. 大阪府南部 震度4以上の場合には、災害対策仮本部配備職員が参集する。
- 3. 大阪府南部 震度5弱以上の場合は、全員参集とする。(上下水道震災対策本部体制)
- 4. 各班担当は本部に参集し、施設担当は水道管理センターに参集する。
- 5. 地震発生直後、送配水担当は給水活動を優先し、発生後4日目以降は、水道施設の調査及び緊急対応を行う。

② 風水害・その他出動体制組織図

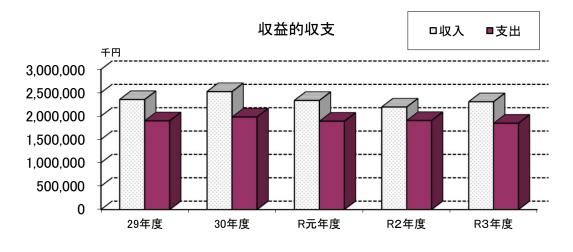


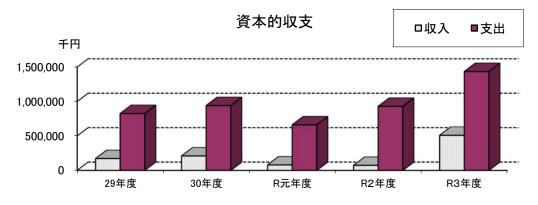
Ⅲ財政



高区配水池

1. 令和3年度 決算の概要





	収支(税抜) 単位:千円)		資本的収支(税込) (単位:千円)						
収入	2,307,992	100%	収入	509,454	100%				
水道料金	1,790,085	78%	企業債	458,300	90%				
長期前受金戻入	375,886	16%	工事負担金	48,751	9%				
その他	142,021	6%	他会計負担金	2,403	1%				
支出	1,847,984	100%	支出	1,435,123	100%				
減価償却費	730,853	39%	建設改良費	1,323,608	92%				
受水費	387,032	21%	企業債償還金	111,515	8%				
委託料	287,986	16%	不足金	925,669					
人件費	202,818	11%		-					
資産減耗費	26,777	1%							
動力費	68,842	4%							
その他	143,676	8%							
利益	460,008								

(1) 収益的収入

				予	算						
区分	当	初一	5 算	額	補	正	予	算	額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	
第1款		2,522,100,000						^ 7 7	70,000	0	
事業収益		2,522,100,000						△ 1,1	10,000	J	
第1項		2,043,035						^ Q 5	61,000	0	
営業収益			2,043	,055,000				△ 0,0	01,000	0	
第2項			470	,065,000		701.000				0	
営業外収益			413	,005,000	791,000					0	
第3項				0					0	0	
特別利益				U	U						

(2) 収益的支出

		予			算					
区分	当初予算額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流用増減額	地営法条項定支 方企第3規 よ出	小計				
第1款	2 434 471 000	△ 118,894,000	0	0	0	2,315,577,000				
事業費用	2,434,471,000	△ 110,094,000		U	U	2,313,377,000				
第1項	2,319,011,000	△ 120,018,000	0	0	0	2 102 002 000				
営業費用	2,319,011,000	Z 120,016,000	0	0	U	2,198,993,000				
第2項	112 460 000	1 124 000	0	0	0	112 584 000				
営業外費用	112,460,000	1,124,000	0	0	U	113,584,000				
第3項	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000				
特別損失	2,000,000	U		U	U	2,000,000				
第4項	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000				
予備費	1,000,000	U	U	U	U	1,000,000				

(単位:円)

額						(+ 1 1)
合	計	決	算	額	予算額に比べ決 算額の増減	備 考 (うち仮受消費税)
	2,514,330,000			2,522,451,704	8,121,704	188,168,674
	2,034,474,000			2,039,313,406	4,839,406	184,472,457
	479,856,000			482,483,838	2,627,838	3,696,217
	0			654,460	654,460	0

(単位:円)

額										
地方 企業第2 26条第2 項よる に 越額	合	計	決	算	額	地方公営 企業第2 26条第2 項の規定 による繰 越額	不	用	額	備 考 (うち仮払消費税)
0	2,31	5,577,000		1,949,	803,568	0	3	65,77	3,432	83,787,974
0	2,19	8,993,000		1,887,	090,870	0	3	11,90	2,130	83,415,453
0	11	3,584,000		62,	095,049	0		51,48	8,951	316,562
0		2,000,000			617,649	0		1,38	2,351	55,959
0		1,000,000			0	0		1,00	0,000	0

(3) 資本的収入

		予	算		
区 分	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小計	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額に 係る財源充 当額	
第1款				_	
資本的収入	933,086,000	△ 333,546,000	599,540,000	0	
第1項					
企業債	616,900,000	△ 118,100,000	498,800,000	0	
第2項	214 676 000	A 015 44C 000	00 000 000	0	
工事負担金	314,676,000	△ 215,446,000	99,230,000	0	
第3項	1 500 000	0	1 500 000	0	
他会計負担金	1,500,000	0	1,500,000	0	
第4項	10,000	0	10,000	0	
固定資産売却代金		U	10,000	0	

(4) 資本的支出

						予				1			額
区分		៕	初予	算 額	補	正予	・算	額	流用増減額	小	計	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費逓次 繰 越 額
第1款													
資本的支出			2,148,5	66,00) ∠	∆ 369	, 564,	,000	0	1,779	,002,000	0	491,552,676
第1項								_					
建設改良費	į	2,037,0		7,051,000		△ 369,564,000		0	1,667,487,000		0	491,552,676	
第2項								,					
企業債償還	金		111,5	15,00)			0	0	111	,515,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額925,669,216円は当年度消費税資本的収支調整額111,414,921円、

(単位:円)

額				(+ 1.11)
継続費逓次 繰越額に係 る財源充当 額	合 計	決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備考(うち仮受消費税)
0	599,540,000	509,453,509	△ 90,086,491	3,854,600
0	498,800,000	458,300,000	△ 40,500,000	0
0	99,230,000	48,751,109	△ 50,478,891	3,854,600
0	1,500,000	2,402,400	902,400	0
0	10,000	0	△ 10,000	0

(単位:円)

		翌年	度 繰	越額		(中胚:11)
合 計	決算額	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費逓次 繰 越 額	合 計	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税)
2,270,554,676	1,435,122,725	0	326,065,700	326,065,700	509,366,251	115,269,521
2,159,039,676	1,323,608,213	0	326,065,700	326,065,700	509,365,763	115,269,521
111,515,000	111,514,512	0	0	0	488	0

当年度損益勘定留保資金381,743,184円、減債積立金14,500,000円及び建設改良積立金418,011,111円で補てんした。

2. 収益的収支の推移

(単位:千円)

_					(単位:千円)
年度科目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
事業収益	2,355,376	2,525,162	2,335,948	2,195,693	2,307,992
営業収益	1,910,255	1,895,441	1,861,326	1,710,332	1,854,841
給水収益	1,842,600	1,823,100	1,784,406	1,635,688	1,790,085
受託工事収益	10,861	14,825	14,751	11,451	9,888
その他営業収益	56,794	57,516	62,169	63,193	54,868
営業外収益	445,121	509,821	474,622	485,361	452,497
受取利息	3,410	2,077	1,523	1,033	386
受託工事収益	0	0	0	0	0
他会計補助金	1,780	1,712	1,880	1,400	1,320
長期前受金戻入	390,918	425,641	393,065	377,972	375,887
雑収益	49,013	80,391	78,154	104,956	74,904
特別利益	0	119,900	0	0	654
固定資産売却益	0	119,900	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0
その他特別利益	0	0	0	0	654
事業費用	1,899,599	1,981,161	1,892,115	1,906,207	1,847,984
営業費用	1,861,561	1,928,236	1,842,274	1,830,227	1,803,675
原水及び浄水費	677,061	649,424	646,523	637,006	634,970
配水及び給水費	118,838	119,055	144,538	150,422	113,074
受託工事費	21,817	21,957	21,855	19,996	23,125
業務費	127,222	135,164	134,705	121,798	130,828
総係費	174,972	155,950	144,447	151,022	144,048
減価償却費	715,850	695,507	722,673	719,981	730,853
資産減耗費	25,801	151,179	27,533	30,002	26,777
その他営業費用	0	0	0	0	0
営業外費用	37,812	52,817	48,802	75,533	43,747
支払利息	28,177	24,633	21,068	17,696	14,256
受託工事費	0	0	0	0	0
雑支出	9,635	28,184	27,734	57,837	29,491
特別損失	226	108	1,039	447	562
固定資産売却損	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	226	108	1,039	447	562
その他特別損失	0	0	0	0	0
収 支 差 引	455,777	544,001	443,833	289,486	460,008

3. 資本的収支の推移

(単位:千円)

					(十四・111)
年 度 科 目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
資本的収入	170,861	209,403	78,914	72,089	509,454
企業債	0	0	0	0	458,300
政府資金	0	0	0	0	0
公庫資金	0	0	0	0	458,300
その他	0	0	0	0	0
国庫(府)補助金	0	0	0	0	0
工事負担金	169,433	181,085	78,476	72,089	48,751
分担金	33,927	47,389	43,159	42,022	39,744
配管負担金等	135,506	133,696	35,317	30,067	9,007
他会計負担金	1,428	1,418	438	0	2,403
出資金	0	0	0	0	0
固定資産売却代金	0	26,900	0	0	0
資本的支出	824,744	940,479	660,601	930,061	1,435,123
建設改良費	714,553	826,744	551,914	818,003	1,323,608
企業債償還金	110,191	113,735	108,687	112,058	111,515
政府資金	66,015	68,198	61,744	63,661	65,643
地方公共団体 金融機構資金	44,176	45,537	46,943	48,397	45,872
その他	0	0	0	0	0
収 支 差 引	△ 653,883	△ 731,076	△ 581,687	△ 857,972	△ 925,669

4. 貸借対照表の推移(借方)

(単位:千円)

					<u>(単位:十円)</u>
年 度 科 目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
資産	23,444,227	23,705,166	23,705,148	23,445,279	24,269,425
固定資産	19,867,767	19,818,879	19,640,529	19,721,644	20,211,369
有形固定資産	19,706,092	19,655,469	19,482,306	19,568,607	20,063,519
土地	1,522,173	1,495,273	1,495,273	1,520,083	1,520,083
建物	1,523,514	1,514,379	1,514,379	1,514,379	1,514,379
建初	(448,156)	(474,694)	(505,336)	(535,884)	(566,432)
構築物	27,409,025	27,795,761	28,265,552	28,806,756	29,334,844
伸杂物	(11,747,399)	(12,222,757)	(12,760,334)	(13,247,275)	(13,800,365)
機械及び装置	3,102,515	2,583,173	2,584,156	2,656,306	2,658,971
	(1,826,884)	(1,105,422)	(1,218,281)	(1,330,300)	(1,449,113)
車両運搬具	29,307	28,067	29,377	28,453	25,415
中间	(24,411)	(23,922)	(24,549)	(24,197)	(19,286)
工具器具及び備品	51,272	50,157	50,584	50,784	52,372
工共命共及び開印	(37,911)	(36,181)	(36,769)	(39,794)	(42,197)
建設仮勘定	153,047	51,635	88,254	169,296	834,848
無形固定資産	161,675	163,410	158,223	153,037	147,850
施設利用権	160,601	156,568	152,535	148,502	144,469
電話加入権	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074
ソフトウェア	0	5,768	4,614	3,461	2,307
投資	0	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0	0
流動資産	3,576,460	3,886,287	3,929,619	3,723,635	4,058,056
現金預金	3,324,114	3,603,146	3,681,881	3,439,008	3,785,171
未収金	243,254	271,138	232,914	265,470	251,983
貯蔵品	9,092	12,003	14,824	19,157	20,902
保管有価証券	0	0	0	0	0
短期有価証券	0	0	0	0	0
前払金	0	0	0	0	0

)は減価償却累計額

貸借対照表の推移(貸方)

(単位:千円)

		1			(単位:十円)
年 度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
負債	12,180,742	11,897,681	11,318,830	10,904,476	11,268,613
固定負債	1,031,485	939,135	783,790	673,363	1,017,049
企業債(建設改良費等の財源たる)	769,130	660,444	548,386	436,871	784,781
引当金	262,355	278,691	235,404	236,492	232,268
流動負債	943,192	944,439	775,639	702,845	1,012,867
企業債(建設改良費等の財源たる)	113,735	108,687	112,058	111,515	110,390
未払金	440,129	480,188	350,903	328,518	700,390
前受金	72,252	68,041	57,003	45,969	40,107
引当金	182,321	144,787	110,413	63,845	23,951
預り金	134,755	142,736	145,262	152,998	138,030
預り有価証券	0	0	0	0	0
繰延収益	10,206,065	10,014,107	9,759,401	9,528,268	9,238,697
補助金	14,436	13,714	12,993	12,272	11,799
受贈財産評価額	1,382,523	1,395,153	1,413,202	1,448,053	1,437,684
工事負担金	8,659,035	8,457,966	8,189,852	7,929,945	7,653,977
他会計負担金	150,071	147,274	143,354	137,998	135,237
資本	11,263,485	11,807,485	12,251,318	12,540,804	13,000,811
資本金	7,225,373	7,491,010	7,747,815	7,932,859	8,357,163
自己資本金 ※H26より「資本金」	7,225,373	7,491,010	7,747,815	7,932,859	8,357,163
借入資本金	0	0	0	0	0
剰余金	4,038,112	4,316,475	4,503,503	4,607,945	4,643,648
資本剰余金	1,382,088	1,382,088	1,382,089	1,382,089	1,382,089
国庫府補助金	0	0	0	0	0
受贈財産評価額	461,477	461,477	461,477	461,477	461,477
寄付金	0	0	0	0	0
工事負担金	920,611	920,611	920,612	920,612	920,612
他会計負担金	0	0	0	0	0
利益剰余金	2,656,024	2,934,387	3,121,414	3,225,856	3,261,559
減債積立金	0	0	0	0	0
建設改良積立金	974,238	1,043,233	1,247,389	1,141,284	916,273
未処分利益剰余金	1,681,786	1,891,154	1,874,025	2,084,572	2,345,286

5. 事業費用構成

(1) 経常費用構成比 (受託工事費等を含む)

年度科目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
職員給与費	249,427	236,185	224,751	220,968
支払利息	28,177	24,633	21,068	17,697
減価償却費	715,850	695,507	722,673	719,981
受水費	438,142	410,305	396,803	392,258
動力費	72,910	68,858	67,488	63,268
修繕費	0	0	0	0
材料費	5,289	6,451	10,219	6,898
薬品費	6,290	5,393	4,057	5,736
路面復旧費	9,451	9,817	8,760	11,544
その他	373,837	523,904	435,257	467,410
合 計	1,899,373	1,981,053	1,891,076	1,905,760

(2) 経常費用構成比 (受託工事費等を除く)

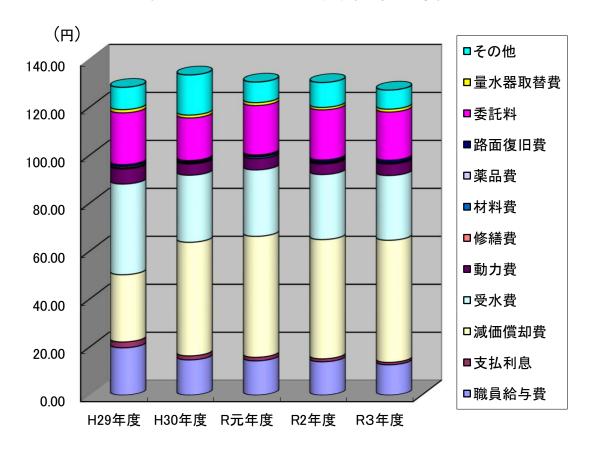
年度科目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
職員給与費	228,784	215,911	204,978	201,467
支払利息	28,177	24,633	21,068	17,696
減価償却費	715,850	695,507	722,673	719,981
受水費	438,142	410,305	396,803	392,258
動力費	72,910	68,858	67,488	63,268
修繕費	0	0	0	0
材料費	5,289	6,451	10,219	6,898
薬品費	6,290	5,393	4,057	5,736
路面復旧費	8,951	8,666	7,311	11,514
その他	373,163	523,372	434,624	466,947
合 計	1,877,556	1,959,096	1,869,221	1,885,765

(3) 有収水量1㎡当たりの費用

性質別給水原価 (単位:円)

科		_	度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
職	員 給	与	費	19.76	14.71	14.32	13.93	12.67
支	払	利	息	2.43	1.68	1.47	1.22	1.00
減	価 償	却	費	28.06	47.40	50.47	49.77	50.96
受	水		費	37.83	27.96	27.71	27.11	26.99
動	力		費	6.30	4.69	4.72	4.37	4.80
修	繕		費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
材	料		費	0.46	0.44	0.71	0.48	0.20
薬	品		費	0.54	0.37	0.28	0.40	0.39
路	面復	旧	費	0.77	0.59	0.51	0.80	0.96
委	託		料	21.57	17.75	20.57	20.88	20.08
量	水器取	、 替	費	1.36	1.21	1.23	1.03	1.22
そ	の		他	9.28	16.71	8.56	10.37	7.94
	計			128.36	133.51	130.55	130.36	127.21

有収水量1㎡当たりの性質別給水原価



6. 経営分析

項目		算		定	式		H29年度
固定資産構成比率	(%)	固	定	資	産	·×100	84.7
回足貝座俯灰比于	(/0 /	固定資産+	流動資	資産(+)		× 100	04.7
固定負債構成比率	(%)	固	定	負	債	·×100	4.4
固定负债情况允平	(/0 /	負 債	資	本	合 計	×100	1.1
自己資本構成比率	(%)	資本金 +	剰余	金+絲	操延 収 益	·×100	91.6
	(70)	負 債	資	本	合 計		
	(%)	固	定	資	産	·×100	88.3
四尺层压,从,为层,不见了	(707	資本金+剰余	金+固	固定負債		7.100	00.0
 	(%)	固	定	資	産	·×100	92.5
	(,0,	資本金+	剰余	金+約			
 	(%)	<u>流</u>	動	資	産	·×100	379.2
VII. 393 VII.	(,0,	流	動	負	債		9,0,2
 酸性試験比率	(%)	現金預金+	(未収	金-貸		×100	378.2
	(,,,,	流	動	負	債		
 現 金 比 率	(%)	現 	金	預	金	×100	352.4
	(,,,,	流	動	負			
自己資本回転率	(回)	営業収益	- 5	受託 工	事収益		0.1
	(凹)	(期首自己資	本+斯	末自己	資本)×1/2		0.1
田字次亲同丰家	(E)	営業収益	· - 5	受託 工	事 収 益		0.1
固定資産回転率	(凹)	(期首固定資產	童 十 貞	期末固定	資産)×1/2		0.1
減価償却率	(%)	当年度	減	価 償		·×100	3.8
	(/0 /	償却資産(有形	+無形)+当年度		× 100	3.0
流動資産回転率	(回)	(営業収益 -	- 営業	美・受託		·×100	0.5
加罗良生四野干	(四)	(期首流動資產	垂 十 其	期末流動		/\ 100	0.0
未収金回転率	(回)	営業収益	· - 5	受託工	事 収 益		6.1
	(四)	(期首未収金	· ·	期末未収	又金)×1/2		0.1

H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	説明
83.6	83.3	84.1	83.3	この比率が高ければ、資本が固定化の傾向にある。公営企業の場合は設備投資型企業であるので、この比率が高い。
4.0	3.3	2.9	4.2	この比率が高ければ、負債の返済に追われ、金利負担により企業経営が悪化することになる。
92.1	93.4	94.1	91.6	企業経営上は、この比率が高いほど良いが、通常公営企業は施設を 企業債で建設するので全般的に低率である。
87.1	86.2	86.7	86.9	この比率が100%以上の場合は固定資産の調達原資の一部が短期資金で賄われていることを意味する。
90.8	89.2	89.4	90.9	固定資産の調達原資は自己資本によって賄われるべきであるとする企 業財政上の原則から100%以下が望ましい。
411.5	506.6	529.8	400.7	この比率が高ければ短期債務に応ずる流動資産が豊富なことを意味 する。流動性を確保するためには2倍以上が理想である。
410.2	504.7	527.1	398.6	この比率が高いほど運転資金が豊富で支払能力があることを意味する。一般的には、100%以上であることが要求される。
381.5	474.7	489.3	373.7	この比率は、当座の支払能力を測定するために用いられるもので 100%以上であることが望ましい。
0.1	0.1	0.1	0.1	この比率が高いほど、投下資本に比して営業活動が活発なことを意味する。 ※自己資本=資本金+剰余金+繰延収益
0.1	0.1	0.1	0.1	この比率が高ければ、固定資産が利用されていることを示し、低いことは過大投資を意味する。
3.7	3.8	3.8	3.6	この比率は、償却対象固定資産に対する平均償却率であり、水道事業 においては3%前後で団体間、年度間でほとんど差異はない。
0.5	0.5	0.4	0.5	この比率が高いほど企業の資本運用効率が良いことを意味する。
7.2	7.2	6.7	7.0	営業未収金等の回転速度を示すもので、高いほど未収金の回収期間が短いことを意味する。

項目				定	式		H29年度
総資本利益率((%)	当年	度	純禾	· 益	—×100	1.9
松貝平川盆平(. /0)	(期首負債資本台	計+期末	負債資本	(合計)×1,		1.9
総収支比率((%)	総	収		益	—×100	124.0
	. /0)	総	費		用	— × 100	124.0
 利 子 負 担 率 ([°]	·%)	(支払利息	+ 企業	賃 取	扱 諸 費) —×100	3.2
	, 707	負債(他会計借入	金+一時作	昔入金)+	借入資本金		0.2
企業債償還元金対	(%)	建設改良の	ためのイ	企業債	償還元金	金 —×100	15.4
減価償却費比率	. 707	当 年 度	減値	 貸	却費	×100	10.4
企業債償還元金対	·%)	建設改良の	ためのイ	企業債	償還元金	金 —×100	6.0
料金収入比率	. 707	料	金	収	入	×100	0.0
企業債利息対	(%)	企 業	債	利	息	—×100	1.5
料金収入比率	, 70)	料	金	収	入	×100	1.0
企業債元利償還金対	(%)	建設改良のた	とめの企	業債元	利償還	金 —×100	7.5
料金収入比率	. 707	料	金	収	入	/100	1.0
 経常収益対経常費用比率(⁹	(%)	経	常	収	益	—×100	124.0
[[] [[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	. 707	経	常	費	用	/\100 	121.0
営業収益対営業費用比率((%)	(営業収益-	- 営業・	受託工	事収益	<u>×100</u>	103.2
百米收皿刈百米頁川几千(. 707	(営業費用	- 営業	・受託	工事費		100.2
職員給与費対	(%)	職員	、給	与	費	—×100	12.4
料金収入比率	. 707	料	金	収	入	/\100	12.1
 未払金回転率([回)	(営業収益-	- 営業・	受託工	事収益	<u> </u>	4.3
	. [2]	(期首未払会	& + 期 =	末未払	金)×1/	/2	1.0
 累積欠損比率([°]	(%)	累積	欠	損	金	—×100	_
	. 707	営業収益	一受	託工	事収益		
不良債務比率((%)	流動負債一(%	流動資産-	-翌年度	繰越財源	₹) —×100	_
T 以	/0/	営業収益	- 受	託 工	事収益		

H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	説明			
2.3	1.9	1.2	1.9	この比率は、投下した総資本に対してどれだけの純利益が生じているかを示す。比率の高低よりもすう勢の変化を見るべきである。			
127.5	123.5	115.2	124.9	企業活動の能率を示すもので、100%以上が良い。			
3.2	3.2	3.2	1.6	この比率が高ければ、金利負担が多く、企業経営が圧迫されていることを示す。 財務の健全性を確保するためには最小の負担にとどめる必要がある。			
16.4	15.0	15.6	15.3	企業債元金の償還は、減価償却費等の損益勘定留保資金から支払われることとなるので、この比率が低い方が良い。			
6.2	6.1	6.9	6.2	企業債償還能力を示すものである。この比率が小さいほど企業債への 依存が小さく経営は安定している。			
1.4	1.2	1.1	0.8	企業債償還能力を示すものである。この比率が小さいほど企業債への 依存が小さく経営は安定している。			
7.6	7.3	7.9	7.0	上記比率と同じ意味をもつ。			
121.4	123.5	115.2	124.9	営業成績の良否を判定するもので、独立採算制の原則により100%以上が良い。			
98.7	101.4	93.8	103.6	営業活動の能率を示すもので、経営活動の成否が判断される。この比率が100%以下である場合は、原価に見合う収益の確保に努める必要がある。			
11.8	11.5	12.3	10.2	職員給与費の分析上最もよく用いられる指標の1つである。この比率が 高いほど労働分配率が高く、固定費の増嵩を意味する。			
4.1	4.4	5.0	3.6	この比率が高ければ、未払債務が少なく債務の弁済期間が短いことを示す。			
_	_	_	_	この比率は経営悪化の度合を示すもので、赤字の出た場合には早速解消する必要がある。			
_	_	_	_	この比率が10%を上回る企業については、現在、地方公営企業の再 建措置要領や赤字企業に対する起債制限等の指導が行われる。			

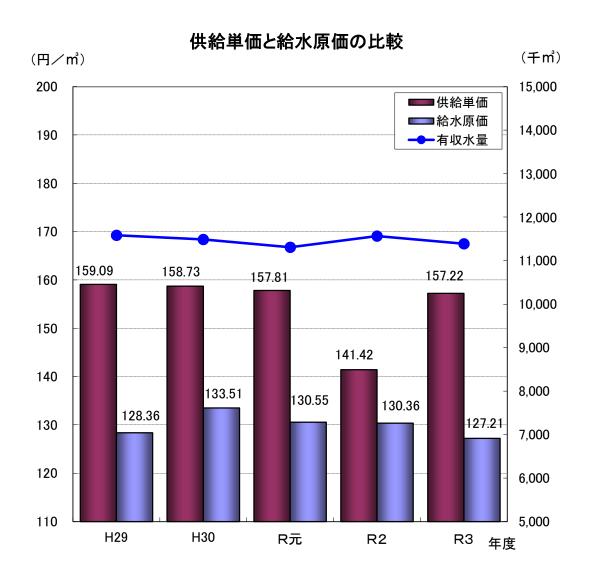
7. 業務分析

項目	計 算 式	H29年度	H30年度	R元年度
普 及 率 (%)	給水人口 行政区域内人口	97.7	97.7	97.7
1日平均配水量 (m³)	年間総配水量 年間日数	33,046	32,645	32,250
1人1日最大配水量 (0)	1日最大配水量 給水人口	329	332	337
1人1日平均配水量 (0)	1日平均配水量 給水人口	301	299	298
有 収 率 (%)	年間総有収水量 年間総配水量 ×100	96.0	96.4	95.8
負 荷 率 (%)	1日平均配水量 1日最大配水量 ×100	91.5	90.2	88.4
施設利用率(%)	1日平均配水量 配 水 能 力	71.5	70.7	82.5
最大稼動率(%)	1日最大配水量 配 水 能 力	78.2	78.3	93.3
配水管使用効率(m²/m)	年間総配水量 導送配水管延長	26.3	25.8	25.6
固定資産使用効率(㎡/ҕ円)	年間総配水量 有形固定資産	6.1	6.1	6.1
職員1人当り 有形固定資産 (万円)	有形固定資産 職 員 数	65,687	70,198	67,180
職員1人当り給水人口 (人)	治水人口 損益勘定所属職員	4,397	4,743	4,507
職員1人当り給水量 (m³)	年間総有収水量 損益勘定所属職員	463,284	499,377	471,131
職員1人当り営業収益(千円)	営業収益-受託工事収益 損益勘定所属職員	75,976	81,766	76,941
供給 単価 (円)	<u>給水収益</u> 年間総有収水量	159.09	158.73	157.81
給水原価(円)	経常費用-受託工事費等 年間総有収水量	128.36	133.51	130.55

R2年度	R3年度	説明					
97.6	97.6	行政区域内人口と給水人口との割合。					
32,626	31,996	平間の配水量を年間の日数で除したもの。 					
343	336	1人が、1日に使用した最大の水量。					
304	300	1人が、1日に使用した平均の水量。					
97.1	97.5	総配水量のうち、料金収入となった水量の割合。					
88.7	89.3	この比率が100%に近づくほど施設の稼働状態が良く、水道事業の体質が良いことを意味する。					
83.4	81.8	この比率は、施設の利用状況の良否を示すもので、この比率が高ければ施設の効率的な利用を意味する。					
94.1	91.6	現有施設の配水能力が過大投資か、逆に将来にわたり適性な能力か判断するもので、100%以上の時は施設が不足し、100%を大きく下回る時は過大施設を有しているといえる。					
25.7	25.2	物質的投下資本(配水管)が、配水量にどれだけ貢献したのか投資効果を示す。					
6.1	5.8	固定資産に投下された資本の投資効率を示す。					
67,478	66,878	事業の規模に対する職員数の適否を検討することにより、労働生産性の良否を示す。					
4,467	4,271	上記比率と同じ意味をもつ。					
481,931	455,429	上記比率と同じ意味をもつ。					
70,786	73,798	上記比率と同じ意味をもつ。					
141.42	157.22	水1㎡の販売価格がいくらかを見る指標である。					
130.36	127.21	水1㎡を販売するのにいくらの費用を要するかを見る指標である。					

8. 供給単価及び給水原価

年	供	給単	価	給った	k 原	価
度	給水収益	有収水量	単価	経常費用一受託工事費等	有収水量	単価
	P.	m³	円	円	m³	円
H29	1,842,599,660	11,582,108	159.09	1,486,638,632	11,582,108	128.36
H30	1,823,100,506	11,485,668	158.73	1,533,454,475	11,485,668	133.51
R元	1,784,406,287	11,307,141	157.81	1,476,155,696	11,307,141	130.55
R2	1,635,688,009	11,566,345	141.42	1,507,792,398	11,566,345	130.36
R3	1,790,084,761	11,385,733	157.22	1,448,410,045	11,385,733	127.21



IV 業 務

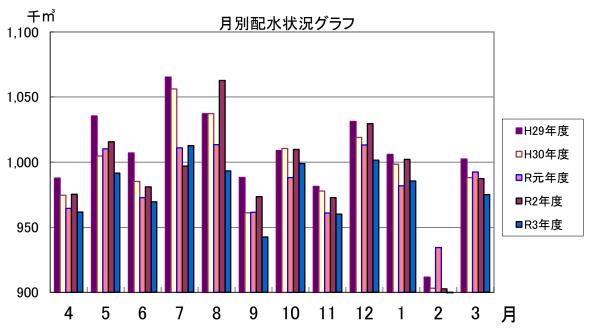


水道管理センター中央監視室 (石川浄水場内)

1. 月別配水状況

(単位: m³)

						<u> (単位: m)</u>
月	年 度配水量	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
4	配 水 量	987,662	974,498	964,507	975,271	961,635
4	前年度との増減	▲ 12,255	▲ 13,164	▲ 9,991	10,764	▲ 13,636
5	配 水 量	1,035,414	1,004,627	1,010,123	1,015,565	991,520
J	前年度との増減	▲ 11,288	▲ 30,787	5,496	5,442	▲ 24,045
6	配 水 量	1,006,995	985,081	972,725	980,868	969,472
0	前年度との増減	▲ 13,644	▲ 21,914	▲ 12,356	8,143	▲ 11,396
7	配 水 量	1,065,248	1,056,195	1,010,940	996,935	1,012,676
<u>'</u>	前年度との増減	▲ 16,166	▲ 9,053	▲ 45,255	▲ 14,005	15,741
8	配 水 量	1,037,122	1,037,258	1,013,384	1,062,649	993,278
0	前年度との増減	▲ 32,181	136	▲ 23,874	49,265	▲ 69,371
9	配 水 量	988,226	961,053	961,377	973,480	942,474
9	前年度との増減	▲ 2,025	▲ 27,173	324	12,103	▲ 31,006
10	配 水 量	1,008,816	1,010,465	988,004	1,009,724	998,875
10	前年度との増減	▲ 19,721	1,649	▲ 22,461	21,720	▲ 10,849
11	配 水 量	981,294	977,771	960,859	972,714	960,052
11	前年度との増減	▲ 12,974	▲ 3,523	▲ 16,912	11,855	▲ 12,662
12	配 水 量	1,031,242	1,018,959	1,013,161	1,029,486	1,001,394
12	前年度との増減	▲ 14,148	▲ 12,283	▲ 5,798	16,325	▲ 28,092
1	配 水 量	1,005,828	998,419	981,754	1,002,010	985,477
1	前年度との増減	▲ 12,178	▲ 7,409	▲ 16,665	20,256	▲ 16,533
2	配 水 量	911,534	903,072	934,344	902,622	886,586
	前年度との増減	▲ 8,777	▲ 8,462	31,272	▲ 31,722	▲ 16,036
3	配 水 量	1,002,357	988,022	992,345	987,305	974,969
	前年度との増減	▲ 9,119	▲ 14,335	4,323	▲ 5,040	▲ 12,336
	配水量	12,061,738	11,915,420	11,803,523	11,908,629	11,678,408
計	前年度との増減	▲ 164,476	▲ 146,318	▲ 111,897	105,106	▲ 230,221
	対前年度増減率(%)	▲ 1.35	▲ 1.21	▲ 0.94	0.89	▲ 1.93
3	月末給水人口(人)	109,913	109,084	108,174	107,215	106,778
対	前年度増減率(%)	▲ 0.59	▲ 0.75	▲ 0.83	▲ 0.89	▲ 0.41

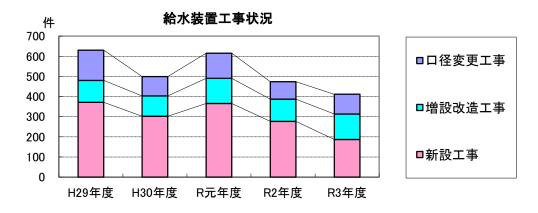


2. 給水工事

(1) 給水装置工事状況

(単位:件)

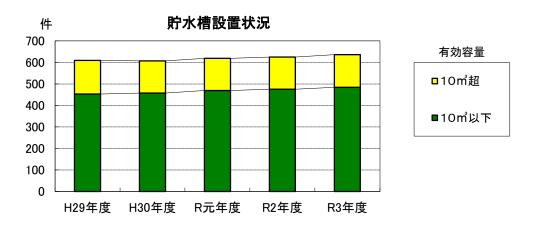
種 另	年		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
新	設 工	事	371	302	365	276	187
増設	改造]	匚事	109	101	125	111	126
口径	変更]	匚事	150	96	125	86	98
É	計		630	499	615	473	411



(2) 貯水槽(受水槽)設置状況

(単位・件)

						(単位:作)
区分	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	3階建以下	5	5	11	6	10
対	4階建	0	0	0	0	0
対象	5階建	0	1	1	0	0
建	6階建	0	0	0	0	0
築物	7階建以上	0	0	0	0	1
物	撤去	0	0	0	0	0
	計	5	6	12	6	11
10 m³	増減	5	4	12	6	9
以下	累計	453	457	469	475	484
10 m ³	増減	0	▲ 6	0	0	2
超	累計	156	150	150	150	152
合	計	609	607	619	625	636



3. 量水器

(1) 新 設 状 況

(単位:件)

年 度 口 径	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
20	412	358	344	242	434
25	5	25	14	15	14
40	4	4	2	9	11
50	0	1	0	1	5
75	0	0	1	0	1
100	0	1	0	0	1
150	0	0	0	0	0
200	0	0	0	0	0
合 計	421	389	361	267	466

(2) 開·閉 栓 状 況

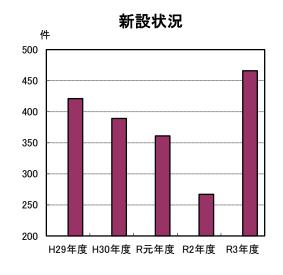
(単位:件) (単位:件)

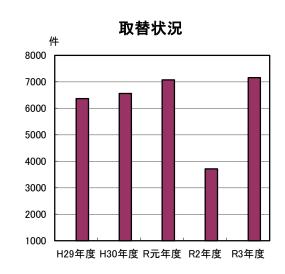
<u> </u>	/ 1 1 1	<u> </u>			((1)
種 別	年 度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
新	開栓	421	389	361	267	466
開	栓	2,650	2,586	2,422	2,334	2,601
閉	栓	2,655	2,640	2,441	2,405	2,641
撤	去	4	0	0	370	19

(3) 取 替 状 況

(単位:件) (単位:件)

(0) F/C H				(1)=4.11/	(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
年 度 口 径	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
13	1,723	911	2,688	1,235	2,176
20	4,481	5,339	4,071	2,342	4,764
25	115	211	185	107	148
40	34	74	101	26	42
50	6	15	12	0	14
75	5	8	13	1	10
100	1	0	0	0	3
150	0	0	0	0	0
200	0	0	0	0	1
合 計	6,365	6,558	7,070	3,711	7,158



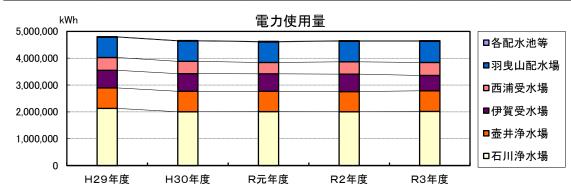


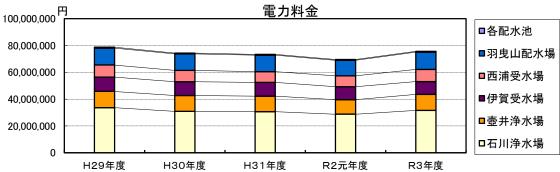
4. 動 力

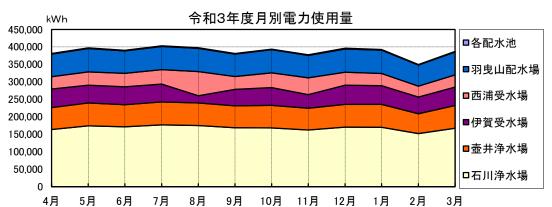
単位 { kWh 円

(1)	電力使用量·料金	
(I /		

施設名	_	年 ——	三度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
石川浄水場	電	力	量	2,127,980	2,006,224	2,010,336	2,006,930	2,018,149
石川浄水場	料		金	33,678,838	30,942,675	30,721,898	28,828,610	31,649,468
壺 井 浄 水 場	電	力	量	766,097	762,093	754,796	748,050	762,654
显开伊尔物	料		金	12,089,008	11,738,249	11,566,198	10,799,346	12,020,656
伊賀受水場	電	力	量	654,904	653,968	652,413	651,075	574,608
伊 貝 文 小 物	料		金	10,735,984	10,358,789	10,308,672	9,718,602	9,475,124
西浦受水場	電	力	量	475,975	458,739	421,944	459,235	488,516
四冊文小物	料		金	8,956,764	8,426,521	7,882,815	8,031,278	9,034,652
羽曳山配水場	電	力	量	756,765	754,995	765,543	763,303	783,089
初及田配水物	料		金	12,653,554	12,273,962	12,318,508	11,592,233	12,914,353
各配水池等	電	力	量	21,747	21,554	21,193	21,493	21,230
11 11 / 11 平	料		金	628,508	626,626	617,723	624,196	632,384
	電	力	量	4,803,468	4,657,573	4,626,225	4,650,086	4,648,246
	料		金	78,742,656	74,366,822	73,415,814	69,594,265	75,726,637







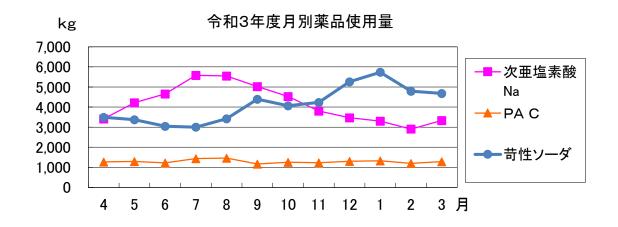
5. 薬 品

(1) 薬品使用量 (単位:kg)

	/ /						(1 124 - 116 /
施	i設名	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
\/h	:亜塩素酸Na	石川浄水場	37,055	35,666	37,544	38,290	37,049
	. 里塩糸酸Na	壺井浄水場	15,493	15,356	13,873	13,274	12,720
D	A C	石川浄水場	7,752	8,281	6,873	7,014	6,727
	A C	壺井浄水場	9,194	9,296	8,732	8,550	8,701
苛	性ソーダ	石川浄水場	91,947	53,256	7,849	38,868	49,483

(2) 薬品費 (単位:円)

\2/	/N PP F							(11-1)
施	 設名	_	年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
// / π	亜塩素酸	No	石川浄水場	1,883,830	1,842,995	2,066,805	2,162,160	1,950,163
	里 鱼	INa	壺井浄水場	738,131	800,686	877,353	862,237	737,886
Р	Α	C	石川浄水場	319,275	297,996	297,070	300,639	298,058
F	Α	C	壺井浄水場	297,035	392,217	377,992	554,400	375,907
苛	性ソー	ダ	石川浄水場	3,183,836	2,172,530	315,371	1,842,207	2,303,917
	合		計	6,422,107	5,506,424	3,934,591	5,721,643	5,665,931



※平成27年9月より石川浄水場でPH調整剤として苛性ソーダの使用を開始しました。



苛性ソーダ自動注入設備(石川浄水場内)

6. 漏水等(1) 漏水等修繕工事処理状況

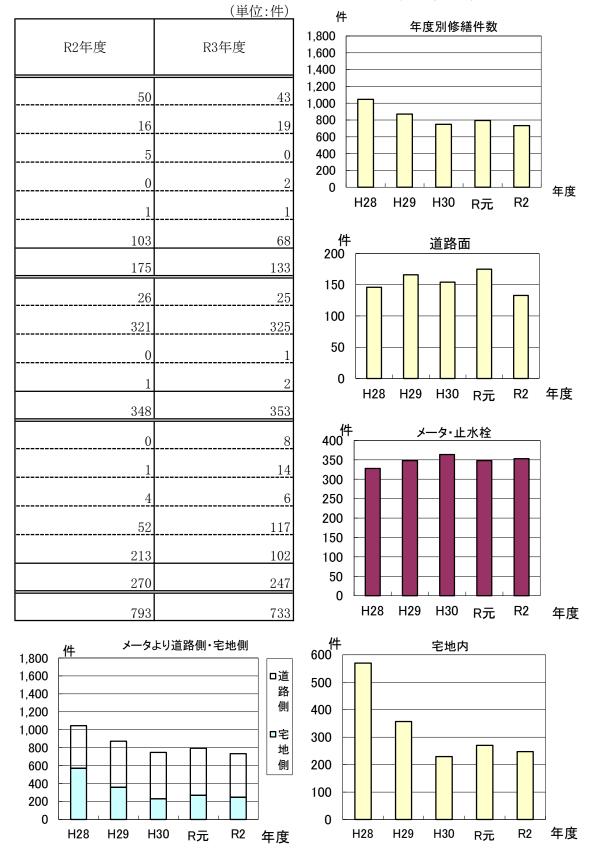
(単位:件)

(1)	7/1917	八寸吟响	<u> </u>	<u> </u>		(単位:1件)
区 区	<u>/</u>	年	度	H29年度	H30年度	R元年度
	本		管	16	40	56
道	分	水	栓	21	24	13
	配	水 支	管	7	7	2
路	仕	切	弁	0	1	0
	消	火	栓	3	3	0
面	引	込	管	99	91	83
		計		146	166	154
メート	メ	<u> </u>	タ	15	9	17
タ	止	文	306	317	344	
•	取	止水栓E	ЗОХ	3	19	3
北水	替	メータ E	ЗОХ	4	3	0
栓		計		328	348	364
	蛇	口パッき	トン	0	0	2
宅	蛇	口取	替	0	3	1
地	水	栓	柱	0	0	2
	パ	イ	プ	0	18	51
内	そ	の	他	570	336	173
		計		570	357	229
	総	合 計		1,044	871	747

(2) 漏水等の修理体制 羽曳野市管工事業協同組合に委託 委託修理業務の範囲 量水器までの給配水管



修繕工事の推移

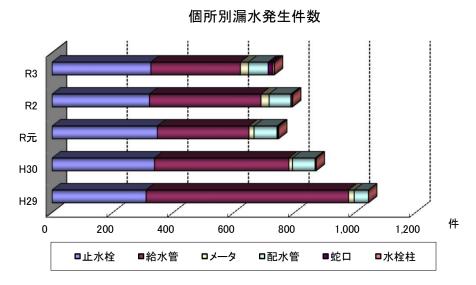


(3) 漏水の内訳

(単位:件、%)

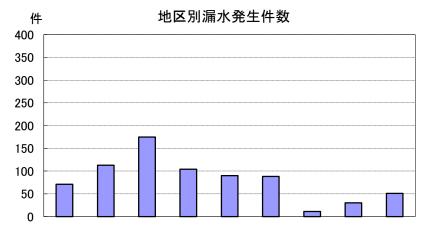
洞	計	水	の種	10 万	训	H29年	E度	H30年	三度	R元年	三度	R2年	度	(単位:作 R3年	
₹	П	市	民から	の通	重報	563	53.9	566	65.0	599	80.2	653	82.3	590	88.7
発	見	局	調		査	481	46.1	305	35.0	148	19.8	140	17.7	143	11.3
		宅	地		内	570	54.6	357	41.0	229	30.7	270	34.0	247	56.9
場	所	屋			内	328	31.4	348	40.0	360	48.2	348	43.9	353	33.6
		道			路	146	14.0	166	19.0	158	21.1	175	22.1	133	9.5
原	因	自			然	1,001	95.9	842	96.7	716	95.9	768	96.8	710	98.2
原	Д	破			損	43	4.1	29	3.3	31	4.1	25	3.2	23	1.8
		メー	ータか	ら内	部	570	54.6	357	41.0	229	30.7	270	34.0	247	60.9
個			水管から		- 1	427	40.9	439	50.4	447	59.8	451	56.9	421	34.2
		配さ	水管(タ	分水 材	全含)	47	4.5	75	8.6	71	9.5	72	9.1	65	4.9
		鉛			管	82	7.8	58	6.7	78	10.4	81	10.2	54	4.3
管	種	ビ	=	ル	管	49	4.9	71	8.2	82	11.0	80	10.1	66	8.9
B		鋳	鉄		管	19	1.7	36	4.2	15	2.4	16	2.0	25	2.0
		そ	の		他	894	85.6	706	80.9	572	76.2	616	77.7	588	84.8
			13mm			103	9.9	106	12.2	110	14.7	101	12.7	107	14.6
			20mm			300	28.7	314	36.1	316	42.4	317	40.0	307	41.9
			25mm			24	2.3	26	3.0	30	4.0	34	4.3	18	2.5
			30mm			0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1	2	0.3
			40mm			6	0.6	9	1.0	7	0.9	7	0.9	8	1.1
			50mm			17	1.6	18	2.0	19	2.5	15	1.9	16	2.2
口	径		75mm			9	0.9	23	2.6	17	2.3	12	1.5	16	2.2
			100mm			13	1.2	12	1.4	8	1.1	9	1.1	11	1.5
			125mm			0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0
			150mm			1	0.1	5	0.6	1	0.1	7	0.9	6	0.8
			200mm			1	0.1	5	0.6	2	0.3	0	0.0	0	0.0
			250mmJ	以上		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1
		そ	の		他	570	54.6	353	40.5	236	31.6	290	36.6	241	32.8
漏	水	件	= 数	合	計	1,044	_	871	-	747	_	793	-	733	_

(4) 漏水発生件数構成



(単位:件、%)

年度	IE 7	k栓	給っ	給水管		メータ		k管	蛇		水栓柱	
1 /2		, , 1	7187	, , p			ПШ/,	, · p			/ 3 - 1-	1.1.1.
H29	310	29.7	668	64.0	19	1.8	47	4.5	0	0.0	0	0.0
H30	338	38.8	443	50.9	12	1.4	75	8.6	3	0.3	0	0.0
R元	347	46.5	302	40.4	17	2.3	76	10.2	3	0.4	2	0.3
R2	321	40.5	368	46.4	27	3.4	72	9.1	1	0.1	4	0.5
R3	326	44.5	295	40.2	27	3.7	65	8.9	14	1.9	6	0.8



(単位:件)

地	区	恵我之荘	高 鷲島 泉	古市	埴生	西浦	羽曳が丘	桃山台 学園前	駒ヶ谷	丹比
発生	件数	71	113	175	104	90	88	11	30	51

(5) 漏水調査状況 (令和3年度調査結果)

(件)

■配水管■仕切弁■ドレイン

■分水栓

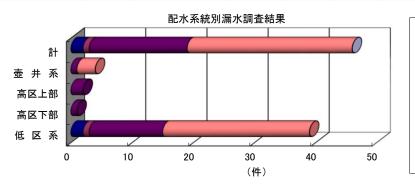
■給水管

■止水栓

■メータ

□宅内

	配	水施	設		給	水装	置		
	配水管	仕切弁	ドレイン	分水栓	給水管	止水栓	メータ	宅内	計
低区系	2	1			12	24			39
高区下部					1				1
高区上部					2				2
壺 井 系					1	3			4
計	2	1	0	0	16	27	0	0	46





戸別音聴調査作業



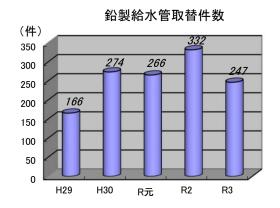
流量調査状況(超音波流量計)

(6) 令和3年度 鉛製給水管取替え件数 (R4. 3. 31現在)

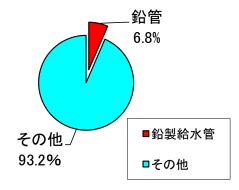
内 訳	(件)
鉛製給水管取替え工事	17
修繕工事	56
移設•整備•改良工事	174
計	247

全体に占める鉛製給水管

管種	件数	割合
鉛製給水管	3,166	6.5%
その他	45,467	93.5%
計	48,633	



鉛製給水管の占める割合



V水道料金



水道料金お客様センター (市役所別館4階水道局フロア内)

1 . 水道料金の変遷

(1) 水道使用料

田彦 事項			改定年	丰月	昭和38年4月	昭和42年10月		昭和47年11月	
事 基本料金円 230 280 320 家 基本水量 m³ 0~8 0~8 0~8 9以上 共基本料金円 180 240 240 共基本料金円 180 240 240 開超過料金円 20 35 - 35 営基本水量 m³ 0~15 0~15 16~30 31以上 業基本料金円 400 530 800 用超過料金円 20 40 - 55 65 官学基本水量 m³ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 公校基本料金円 500 700 1,100 70 1,100 署用超過料金円 20 35 - 60 65 邊基本水金 m³ 0~200 0~200 0~200 201以上 屋基本水量 m³ 0~200 0~200 0~200 201以上 会工基本水量 m³ 0~20 0~20 21~50 51以上 場基本料金 円 580 700 1,100 1,100 社用超過料金 円 23 40 - 60 70 庭基本水量 m³ 0~5 0~5 0~5 6以上 國基本水量 円 300 470 500 - 財 超過料金 円 40 - 60 70 全工基本水量 m³	用途	事項	$\overline{}$	/					
専 超過料金円 20 35 - 50 60 家 (1戸につき) (1戸につき) (1戸につき) (1戸につき) (1戸につき) - - 事 基本水量 ㎡ 0~8 0~8 0~8 9以上 -	家 車						0~8	9~30	31以上
用超過料金円 20 35 - 50 60 家事基本水量 ㎡ 0~8 0~8 0~8 9以上 共基本料金円 180 240 240 用超過料金円 20 35 - 35 営基本水量 ㎡ 0~15 0~15 0~15 16~30 31以上 業基本料金円 400 530 800 用超過料金円 20 40 - 55 65 官学基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 公校基本料金円 500 700 1,100 21~50 51以上 臺田超過料金円 20 35 - 60 65 湯基本水量 ㎡ 0~200 0~200 0~200 201以上 屋基本水量 ㎡ 0~200 0~200 0~200 201以上 場基本料金 円 580 700 1,100 社用超過料金 円 23 40 - 60 70 庭基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園基本料金 円 300 470 500 - - 園里本 本 未 量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園里 本 本 未 量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園里本 本 未 量 ㎡ 0~5 0~5 0~	車	基本	料 金	円	230	280	320		
事 基本水量 m³ 0~8 0~8 9以上 共 基本料金 円 超過料金 円 20 35 - 35 営 基本水量 m³ 0~15 0~15 0~15 16~30 31以上 業 基本料金 円 400 530 800 - 55 65 官学基本水量 m³ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 公校基本料金 円 500 700 1,100 51以上 署用超過料金 円 20 35 - 60 65 湯 基本水量 m³ 0~200 0~200 0~200 201以上 屋 基本料金 円 3,000 6,000 6,000 - - 財 超過料金 円 15 30 - 35 - 会工基本水量 m³ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 提基本料金 円 580 700 1,100 - 51以上 提基本料金 円 23 40 - 60 70 庭 基本水量 m³ 0~5 0~5 0~5 6以上 園 基本 本 金 円 300 470 500 - - 開超過料金 円 40 80 - 100 -		超過	料 金	円			_	50	60
事 基本水量 ㎡ 0~8 0~8 9以上 共 基本料金 円 180 240 240 月 超過料金 円 20 35 - 35 営 基本水量 ㎡ 0~15 0~15 0~15 16~30 31以上 業 基本料金 円 400 530 800 - 55 65 官学基本水量 ㎡ 0~20 40 - 55 65 官学基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 公校基本料金 円 500 700 1,100 1,100 署用超過料金 円 20 35 - 60 65 湯基本水量 ㎡ 0~200 0~200 0~200 201以上 臺工基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 選基本料金 円 15 30 - 35 - 60 70 提基本料金 円 580 700 1,100 1,100 1,100 1,100 1,100 社用超過料金 円 23 40 - 60 70 運基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園 基本水金 円 300 470 500 - 開超過料金 円 40 80 - 100	家				(1戸につき)	(1戸につき)	(1戸につき)		
用超過料金円 20 35 - 35 営基本水量 ㎡ 0~15 0~15 0~15 16~30 31以上 業基本料金円 400 530 800 用超過料金円 20 40 - 55 65 官学基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 公校基本料金円 500 700 1,100 署用超過料金円 20 35 - 60 65 湯基本水量 ㎡ 0~200 0~200 0~200 201以上 屋基本料金円 3,000 6,000 6,000 - - 用超過料金円 15 30 - 35 - 会工基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 提基本料金 円 580 700 1,100 - 51以上 社用超過料金 円 23 40 - 60 70 庭基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園 基本 料金 円 300 470 500 - 用超過料金 円 40 80 - 100		基本	水量	$ m m^3$	0~8	0~8	0~8	9以上	
営 基本水量 ㎡ 0~15 0~15 0~15 16~30 31以上 業 基本料金 円 400 530 800 31以上 用 超過料金 円 20 40 - 55 65 官学基本水量 ㎡ 0~20 0~20 21~50 51以上 公校基本料金 円 500 700 1,100 51以上 署用 超過料金 円 20 35 - 60 65 湯 基本水量 ㎡ 0~200 0~200 0~200 201以上 屋 基本料金 円 3,000 6,000 6,000 - - 財 超過料金 円 15 30 - 35 会工 基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 技場基本料金 円 580 700 1,100 社用 超過料金 円 23 40 - 60 70 庭 基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園 基本料金 円 300 470 500 - 用 超過料金 円 40 80 - 100		基本	料金	円	180	240	240		
業 基本料金円 400 530 800 用超過料金円 20 40 - 55 65 官学基本水量 ㎡ 0~20 0~20 21~50 51以上 公校基本料金円 500 700 1,100 署用超過料金円 20 35 - 60 65 湯基本水量 ㎡ 0~200 0~200 0~200 201以上 屋基本料金円 3,000 6,000 - 35 会工基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 公工基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 建本料金 円 580 700 1,100 - 60 70 建 本 水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 - - 園基本外金 円 300 470 500 - - - 開超過料金 円 40 80 - 100 - -	用	超過	料金	円	20	35	_	35	
業 基本料金円 400 530 800 日超過料金円 20 40 - 55 65 官学基本水量 ㎡ 0~20 0~20 21~50 51以上 公校基本料金円 500 700 1,100 署用超過料金円 20 35 - 60 65 湯基本水量 ㎡ 0~200 0~200 0~200 201以上 屋基本料金円 3,000 6,000 6,000 —— 用超過料金円 15 30 - 35 会工基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 送基本料金円 580 700 1,100 社用超過料金円 23 40 - 60 70 庭基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園基本料金円 300 470 500 —— 財超過料金円 40 80 - 100	営	基本:	水量	m³	0~15	0~15	0~15	16~30	31以上
用超過料金円 20 40 - 55 65 官学基本水量 ㎡ 0~20 0~20 21~50 51以上 公校基本料金円 500 700 1,100 51以上 署用超過料金円 20 35 - 60 65 湯基本水量 ㎡ 0~200 0~200 0~200 201以上 屋基本料金円 3,000 6,000 6,000 - 35 会工基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 場基本料金円 580 700 1,100 社用超過料金円 23 40 - 60 70 庭基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園基本料金円 300 470 500 - 用超過料金円 40 80 - 100 Table	業	基本	料 金	円	400	530	800		
公校 基本料金 円 500 700 1,100 60 65 湯 基本水量 ㎡ 0~200 0~200 0~200 201以上 屋 基本料金 円 3,000 6,000 6,000 — 用 超過料金 円 15 30 — 35 会工基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 場基本料金 円 580 700 1,100 社用超過料金 円 23 40 — 60 70 庭 基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園 基本料金 円 300 470 500 — 用 超過料金 円 40 80 — 100 臨工 事 1 ㎡ につき 円 100 100 150 — —	用		料金	円	20	40	_	55	65
公校 基本料金円 500 700 1,100 60 65 湯 基本水量 ㎡ 0~200 0~200 0~200 201以上 屋 基本料金円 3,000 6,000 6,000 6,000 用超過料金円 15 30 - 35 会工基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 場基本料金円 580 700 1,100 社用超過料金円 23 40 - 60 70 庭基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園基本料金円 300 470 500 - 用超過料金円 40 80 - 100 臨工 事 1 ㎡ につき円 100 100 150 - -	官学	基本	水量	m³	0~20	0~20	0~20	21~50	51以上
署用 超 過 料 金 円 20 35 - 60 65 湯 基本水量 ㎡ 0~200 0~200 201以上 - 屋 基本料金 円 3,000 6,000 6,000 - 35 会工基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 場基本料金 円 580 700 1,100 社用超過料金 円 23 40 - 60 70 庭基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園 基本料金 円 300 470 500 - 用超過料金 円 40 80 - 100 臨工 事 1 ㎡ に つき 円 100 100 150 - -	公校	基本	料 金	円	500	700	1,100		
屋 基本料金円 3,000 6,000 6,000 — 用超過料金円 15 30 — 35 会工基本水量 ㎡ 0~20 0~20 0~20 21~50 51以上 場基本料金円 580 700 1,100 社用超過料金円 23 40 — 60 70 庭基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園基本料金円 300 470 500 — 用超過料金円 40 80 — 100 臨工 事1㎡につき円 100 100 150 —	署用	超過:	料金	円	20	35	_	60	65
屋 基本料金円 3,000 6,000 6,000 — 用超過料金円 15 30 — 35 会工基本水量 ㎡ 0~20 0~20 21~50 51以上 場基本料金円 580 700 1,100 社用超過料金円 23 40 — 60 70 庭基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園基本料金円 300 470 500 — 用超過料金円 40 80 — 100 臨工 事 1 ㎡ につき円 100 100 150 — —	湯	基本	水量	m³	0~200	0~200	0~200	201以上	
用超過料金円 15 30 - 35 会工基本水量㎡ 0~20 0~20 21~50 51以上 場基本料金円 580 700 1,100 社用超過料金円 23 40 - 60 70 庭基本水量㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園基本料金円 300 470 500 - 用超過料金円 40 80 - 100 臨工 事1㎡につき円 100 100 150 - -	屋	基本	料金	円	3,000	6,000	6,000		
場基本料金円 580 700 1,100 社用超過料金円 23 40 - 60 70 庭基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園基本料金円 300 470 500 - 用超過料金円 40 80 - 100 臨工 事1㎡につき円 100 100 150 -	用	超過	料金	円	15	30	_	35	
場基本料金円 580 700 1,100 社用超過料金円 23 40 - 60 70 庭基本水量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園基本料金円 300 470 500 - 用超過料金円 40 80 - 100 臨工 事1㎡につき円 100 100 150 -	会工	基本	水量	m³	0~20	0~20	0~20	21~50	51以上
社用 超 過 料 金 円 23 40 - 60 70 庭 基 本 水 量 ㎡ 0~5 0~5 0~5 6以上 園 基 本 料 金 円 300 470 500 用 超 過 料 金 円 40 80 - 100 臨工 100 150		基本	料金	円	580	700	1,100		
園 基本料金円 300 470 500 用超過料金円 40 80 100 臨工 事 1 ㎡ につき円 100 150	社用				23	40	_	60	70
園 基本料金円 300 470 500 用超過料金円 40 80 100 臨工 事 1 ㎡ につき円 100 150	庭			_	0~5	0~5	0~5	6以上	
用 超 過 料 金 円 40 80 - 100 臨工 事 1 ㎡ に つき 円 100 100 150				円	300	470	500		
臨工 事 1 m³ につき 円 100 150				円	40	80	_	100	
事 1 m ³ につき 円 100 150	臨丁.								
		1 ㎡ に	つき	円	100	100	150		l
時用	時用		_	. 1					

備考 昭和38年4月1日の新条例制定以前については省略。

古市地区のうち昭和37年11月1日以前に給水開始を受けたものについて、メータを設置するまでの間、下表を適用。

種別		<u> </u>	料	金	基本料金		超 過	料金
定	専	用	せ	λ	1戸4人まで1ヶ月につき	80円	一人増す毎に1ヶ月につき	10円
	共	用	せ	λ	IJ	60円	IJ	8円
額	支	t	<u>†</u>	λ	1個1ヶ月につき	40円		
	浴	場	(1)	1ヶ所1ヶ月につき	60円		
制	浴	場	(2)	IJ	30円		
計	_	舟	n X	用	1立方米につき	6円		
量	営	美	邕	用	IJ	6円		
制	近	釤	失	用	IJ	9円		

	改定	年月		昭和51	年10月	
用途	事項 ~			- Подпол	110/1	
家事	基本水量	m³	0~8	9~20	21~30	31以上
事	基本料金	円	400			
用	超過料金	円		70	80	90
生品			(1世帯につき)			
集住宅	基本水量	m^3	0~8	9~20	21~30	31以上
団用	基本料金	円	400			
131/11	超過料金	円	_	80	90	100
業務	基本水量	m³	0~20	21~50	51~100	101以上
務	基本料金	円	1,600			
用	超過料金	円		90	100	120
湯屋	基本水量	m³	0~200	201以上		
	基本料金	円	9,000			
用	超過料金	円		45		
臨時	1 ㎡ につき	円	250			
用						

		¥Η									
用途	事項	- -Д			昭和55	5年12月					
	基本水量	m³	0~8	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上			
般 用	基本料金超過料金	円円	550 —	80	100	120	160	180			
湯	基本水量	m ³	0~200	201以上	100	120	100	100			
屋	基本料金	円	10,000								
用	超過料金	円	_	60							
臨時	 1 ㎡につき	円	400								
用用	I m (c) e	1 1	100								
$\overline{}$	改定金	丰月			7.50						
用途	事項		平成6年6月								
—் ங்ரு	基本水量	m³	0~8	9~10	$11 \sim 20$	21~40	41~100	101以上			
般 用	基本料金超過料金	円円	650 —	110	140	180	240	280			
湯	基本水量	m ³	0~200	201以上	110	100	210	200			
屋	基本料金	円	10,000								
用 臨	超過料金	円	-	60							
時	1 m³ にっき	円	400								
用											
abla	改定组	丰月			亚出10	年10日					
用途	事項	/			平成12		,				
般	基本水量基本料金	m³ m	0∼8 735	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上			
用用	基本料金超過料金	円円	— —	130	160	200	260	310			
湯	基本水量	m³	0~200	201以上							
屋用	基本料金	円	10,000	60							
臨	超過料金	円	_	60							
時	1 ㎡ にっき	円	400								
用											
	改定4	丰月		平成15年	 E4目(下記料全	とに消費税率を	乗げた額)				
用途	事項		0 0					10101			
般	基本水量基本料金	m³ 円	0∼8 735	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上			
用	超過料金	円	_	130	160	200	260	310			
湯	基本水量	m³	0~200	201以上							
屋用	基本料金超過料金	円円	10,000	60							
臨	~로 ¹ 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	1 1									
時用	1 ㎡につき	円	400								
用											
	改定组	丰月	<u> </u>	区成26年10月(記料金に消費	税率を乗じた額	į)			
用途	事項 基 本 水 量	m³	0~8	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上			
般	基本料金	円	635		11 20			1018/1			
用	超過料金	円。	_	130	160	200	260	310			
湯屋	基本水量基本料金	m³ 円	0~200 10,000	201以上							
用用	超過料金	円	_	60							
臨											
時用	1 ㎡につき	円	400								

(2) 量 水 器 使 用 料

(単位:円)

改定年月 口径	昭和38年4月	昭和49年4月	平成6年6月
13 mm	30	50	
16 mm	30		
20 mm	75	150	
25 mm	100	200	
30 mm	150		量水器
40 mm	150	400	使 用 料
50 mm	550	2,500	
75 mm	550	3,000	は廃止
100 mm	1,000	3,800	
125 mm		5,000	
150 mm	_	11,600	
200 mm	_	16,500	

2. 分担金の変遷

(単位:円)

						(単位:口)	
改定年月	昭和45年6月	昭和49年10月	昭和53年10月	昭和56年4月	平成10年4月	平成15年4月	
口径	四年3千0万	四年3十10万	四年10万	四和100十五万	十八八10十4万	(以降消費税率を乗じた額)	
13 mm	20,000	60,000	60,000	100,000			
13 11111	20,000	(20,000)	(20,000)	(30,000)			
20 mm	30,000	80,000	120,000	138,000	188,000	188,000	
20 111111	30,000	(30,000)	(45,000)	(48,000)	100,000	100,000	
25 mm	74,000	220,000	330,000	380,000	530,000	530,000	
25 11111	74,000	(74,000)	(111,000)	(128,000)	330,000	550,000	
40 mm	189,000	570,000	860,000	990,000	1,290,000	1,290,000	
40 11111	109,000	(189,000)	(284,000)	(330,000)	1,290,000	1,290,000	
50 mm	294,000	980,000	1,340,000	1,550,000	2,100,000	2,100,000	
30 11111		(294,000)	(441,000)	(510,000)	2,100,000	2,100,000	
75 mm	666,000	2,000,000	3,000,000	3,480,000	4,980,000	4,980,000	
75 11111	000,000	(666,000)	(999,000)	(1,150,000)	4,300,000	4,980,000	
100 mm	1,183,000	3,550,000	5,330,000	6,180,000	9,330,000	9,330,000	
100 11111	1,105,000	(1,183,000)	(1,775,000)	(2,060,000)	9,330,000	9,000,000	
125 mm	1,849,000	5,550,000	8,330,000	9,660,000			
120 11111	1,049,000	(1,849,000)	(2,774,000)	(3,210,000)			
150 mm	2,663,000	7,990,000	11,990,000	13,900,000	22,600,000	22,600,000	
150 11111	2,003,000	(2,663,000)	(3,995,000)	(4,630,000)	22,000,000	22,600,000	
200 mm		管	理者が	別に定め	か る		
200 111111		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	生 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1) (S)		

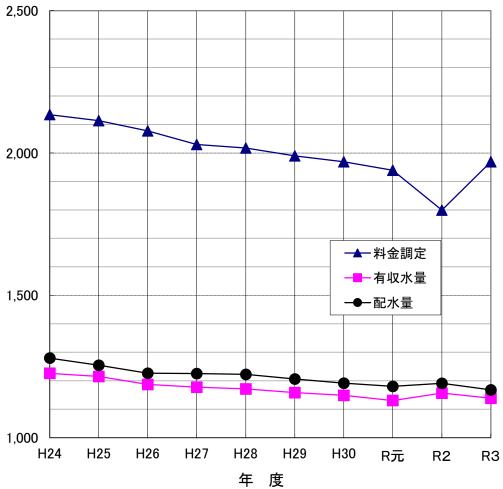
※下段()書は、申込時において本市に在住する期間が引き続き3ヵ年以上の申込者に適用

3. 料金調定と有収水量

項目 年度	料金調定	有収水量	配水量	有収率 (%)
H24	2,134,517	12,261,810	12,795,550	95.8
H25	2,113,329	12,149,119	12,545,598	96.8
H26	2,077,570	11,871,369	12,261,084	96.8
H27	2,029,741	11,774,547	12,252,306	96.1
H28	2,017,125	11,711,721	12,226,214	95.8
H29	1,989,908	11,582,108	12,061,738	96.0
H30	1,968,844	11,485,668	11,915,420	96.4
R元	1,938,906	11,307,141	11,803,523	95.8
R2	1,799,247	11,566,345	11,908,629	97.1
R3	1,969,085	11,385,733	11,678,408	97.5

※臨時用・消費税を含む





4. 水道料金の収納状況

(1)年度別収納状況

単位 件数:件 金額:円

	項目	調	定	収	 納	未	収	収納率
年度		件 数	金額	件数	金額	件 数	 金 額	(%)
	過年度	27,530	215,687,453	25,715	208,094,938	1,815	7,592,515	96.5
H23	現年度	255,218	2,211,605,753	229,276	2,008,214,232	25,942	203,391,521	90.8
	計	282,748	2,427,293,206	254,991	2,216,309,170	27,757	210,984,036	91.3
	過年度	27,442	209,945,817	25,662	202,754,479	1,780	7,191,338	96.6
H24	現年度	255,528	2,134,516,971	229,730	1,939,689,774	25,798	194,827,197	90.9
	計	282,970	2,344,462,788	255,392	2,142,444,253	27,578	202,018,535	91.4
	過年度	27,241	200,702,887	25,593	194,410,368	1,648	6,292,519	96.9
H25	現年度	256,071	2,113,329,126	229,782	1,919,818,036	26,289	193,511,090	90.8
	計	283,312	2,314,032,013	255,375	2,114,228,404	27,937	199,803,609	91.4
	過年度	27,571	198,629,089	26,042	192,812,376	1,529	5,816,713	97.1
H26	現年度	256,275	2,077,569,531	230,090	1,885,940,611	26,185	191,628,920	90.8
	計	283,846	2,276,198,620	256,132	2,078,752,987	27,714	197,445,633	91.3
	過年度	27,403	196,168,434	25,900	190,922,800	1,503	5,245,634	97.3
H27	現年度	256,791	2,029,740,664	230,427	1,833,297,124	26,364	196,443,540	90.3
	計	284,194	2,225,909,098	256,327	2,024,219,924	27,867	201,689,174	90.9
	過年度	27,545	200,390,998	26,095	195,608,907	1,450	4,782,091	97.6
H28	現年度	257,255	2,017,125,073	230,901	1,826,718,043	26,354	190,407,030	90.6
	計	284,800	2,217,516,071	256,996	2,022,326,950	27,804	195,189,121	91.2
	過年度	27,534	194,046,695	26,122	188,514,736	1,412	5,531,959	97.1
H29	現年度	257,494	1,989,908,223	231,479	1,803,052,203	26,015	186,856,020	90.6
	計	285,028	2,183,954,918	257,601	1,991,566,939	27,427	192,387,979	91.2
	過年度	27,218	191,766,208	25,870	186,831,187	1,348	4,935,021	97.4
H30	現年度	258,750	1,968,843,976	232,942	1,784,776,397	25,808	184,067,579	90.7
	計	285,968	2,160,610,184	258,812	1,971,607,584	27,156	189,002,600	91.3
	過年度	26,866	188,198,241	25,635	184,548,388	1,231	3,649,853	98.1
R元	現年度	259,898	1,938,905,262	233,763	1,751,093,327	26,135	187,811,935	90.3
	計	286,764	2,127,103,503	259,398	1,935,641,715	27,366	191,461,788	91.0
	過年度	27,166	191,019,619	26,154	187,397,694	1,012	3,621,925	98.1
R2	現年度	230,442	1,799,246,584	204,853	1,611,054,728	25,589	188,191,856	89.5
	計	257,608	1,990,266,203	231,007	1,798,452,422	26,601	191,813,781	90.4
	過年度	26,490	190,999,601	25,477	187,827,332	1,013	3,172,269	98.3
R3	現年度	262,402	1,969,085,395	236,302	1,784,197,751	26,100	184,887,644	90.6
	計	288,892	2,160,084,996	261,779	1,972,025,083	27,113	188,059,913	91.3

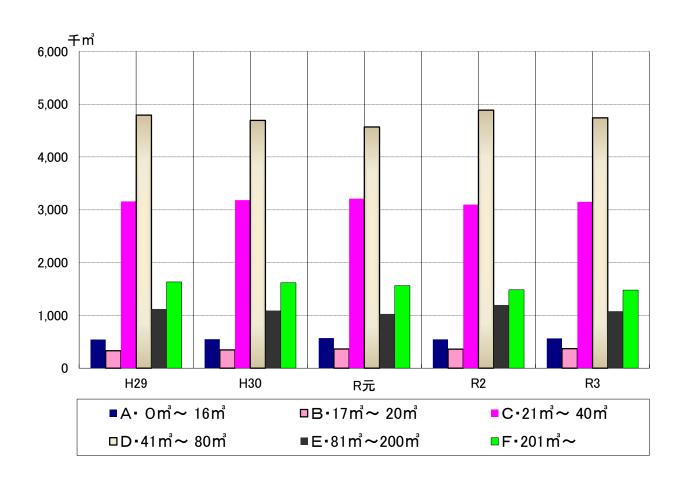
[※] 過年度未収額は不納欠損処分額を含む

(2) 階層別使用水量

(単位:m³·%)

年度 記号·段階	H29年度		H30年	度	R元年度		R2年度		R3年度	
A: 0 m³ ~ 16 m³	543,118	101.6	548,901	101.1	569,680	103.8	544,524	95.6	564,480	103.7
B: 17 m³∼ 20 m³	327,676	101.6	345,746	105.5	363,319	105.1	359,958	99.1	370,105	102.8
C: 21 m³ ∼ 40 m³	3,160,506	101.0	3,181,966	100.7	3,210,017	100.9	3,096,536	96.5	3,148,185	101.7
D: $41 \mathrm{m}^3 \sim 80 \mathrm{m}^3$	4,793,826	98.3	4,693,175	97.9	4,567,661	97.3	4,885,728	107.0	4,740,777	97.0
E: 81 m³~200 m³	1,119,451	93.9	1,091,989	97.6	1,027,639	94.1	1,196,602	116.4	1,076,706	90.0
F: 201 m³∼	1,632,249	98.8	1,618,217	99.1	1,564,960	96.7	1,482,997	94.8	1,477,616	99.6
合 計	11,576,826	98.9	11,479,994	99.2	11,303,276	98.5	11,566,345	102.3	11,377,869	98.4

※ 臨時用を除く:%は対前年度比



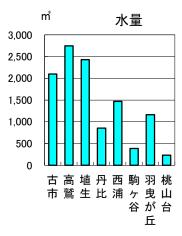
(3) 地域別調定

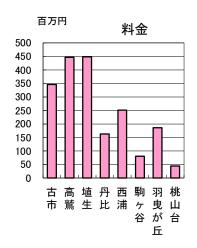
(単位 水 量:m³) 使用料:円)

							•	区而村 117
地域	_	区分	度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
		件	数	50,033	49,787	49,765	49,814	50,017
古	市	水	量	2,190,210	2,168,585	2,142,238	2,101,258	2,098,586
		水道使	用料	363,229,991	358,865,459	353,383,041	344,496,981	345,875,718
		件	数	66,723	66,602	66,943	67,210	68,194
高	鷲	水	量	2,787,617	2,750,628	2,740,132	2,694,284	2,745,504
		水道使	用料	442,995,111	436,978,496	434,900,636	430,641,625	446,586,749
		件	数	51,645	51,735	52,080	52,225	52,658
埴	生	水	量	2,493,124	2,469,392	2,436,799	2,422,459	2,428,837
		水道使	用料	459,438,448	454,487,998	446,352,253	445,531,284	448,691,222
		件	数	17,695	17,781	18,002	18,212	18,315
丹	比	水	量	881,155	866,725	879,005	857,639	851,662
		水道使	用料	167,619,725	163,951,455	168,556,148	163,952,016	162,837,702
		件	数	31,530	31,860	32,012	32,295	32,619
西	浦	水	量	1,539,797	1,536,438	1,523,277	1,487,972	1,469,524
		水道使	用料	267,621,248	266,958,886	263,419,573	255,523,051	250,904,688
		件	数	7,365	7,399	7,398	7,505	7,843
駒ヶ	谷	水	量	365,380	357,363	346,163	355,463	389,410
		水道使	用料	70,489,051	68,573,405	65,802,977	69,402,933	80,624,773
		件	数	27,554	27,598	27,795	27,822	28,109
羽曳が	江	水	量	1,178,923	1,163,149	1,158,316	1,137,706	1,164,851
		水道使	用料	186,271,501	182,644,796	181,996,978	178,147,588	185,535,933
		件	数	4,608	4,607	4,648	4,689	4,691
桃山	台	水	量	269,647	264,546	254,064	246,495	229,495
		水道使	用料	56,928,052	55,166,654	51,991,330	49,562,027	44,573,436
		件	数	257,153	257,369	258,643	259,772	262,446
合	計	水	量	11,705,853	11,576,826	11,479,994	11,303,276	11,377,869
		水道使	用料	2,014,593,127	1,987,627,149	1,966,402,936	1,937,257,505	1,965,630,221

※ 水道使用料は臨時用を除く (税込み)

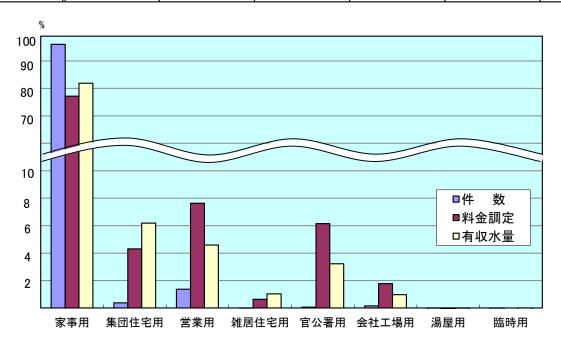






(4)令和3年度用途別調定構成

区分	件	数	料 金	調定	有 収	水量
	件数(件)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)	水 量 (m³)	構成比(%)
家 事 用	254,687	97.01	1,539,595,535	78.19	9,433,960	82.86
集団住宅用	1,511	0.58	90,940,598	4.51	725,732	6.37
営 業 用	4,113	1.57	154,129,709	7.83	544,324	4.78
雑居住宅用	506	0.19	16,397,401	0.83	139,093	1.22
官公署用	693	0.26	124,985,530	6.35	388,834	3.42
会社工場用	928	0.35	38,819,764	1.97	133,852	1.18
湯 屋 用	8	0.01	761,684	0.12	12,074	0.11
臨 時 用	86	0.03	3,455,174	0.20	7,864	0.07
合 計	262,532	100.00	1,969,085,395	100.00	11,385,733	100.00



(5)月別水道使用料調定

(単位:円)

						<u> </u>
年度月	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
4	166,915,351	176,961,126	168,709,602	158,162,462	169,345,191	169,813,017
5	164,753,776	161,876,554	157,966,715	147,205,582	159,739,369	158,384,845
6	179,542,116	174,149,252	174,113,543	169,582,890	177,458,241	173,716,360
7	161,620,354	157,592,477	156,484,678	157,797,643	164,586,665	153,456,217
8	192,659,993	184,594,134	178,353,729	166,560,680	153,505,921	183,376,169
9	165,047,538	169,697,359	164,175,175	153,975,763	150,708,432	156,261,502
10	169,258,387	180,412,040	181,346,148	175,095,489	143,998,816	172,024,380
11	165,536,273	158,227,993	155,874,563	152,241,499	156,902,862	154,969,831
12	180,037,020	171,996,354	173,121,784	177,894,513	169,867,441	171,506,372
1	158,320,264	161,810,389	160,839,749	144,581,430	161,665,494	158,169,972
2	177,238,990	176,449,534	175,693,161	177,894,513	185,861,217	176,536,255
3	148,810,602	143,357,861	143,199,376	144,581,430	146,327,125	140,870,475
合 計	2,029,740,664	2,017,125,073	1,989,878,223	1,925,573,894	1,939,966,774	1,969,085,395

[※] 臨時用・ 消費税額を含む。

5. 料金収納別一覧

(1) 年度別状況

(単位 件 数:件 構成比:%)

年 度区 分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
収 入 件 数	257,541	258,740	259,407	230,786	261,694
口座振替	194,087	193,932	193,898	174,132	194,887
構 成 比	75.4	75.0	74.8	75.5	74.5
集 金	0	0	0	0	0
構 成 比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
納 入通 知 書	63,454	64,808	65,509	56,654	66,807
構 成 比	24.6	25.1	25.3	24.6	25.5

(2) 月 別 状 況 (令和3年度)

(単位 件数:件) 全類:□

⟨分	収	入合計	口,	座 振 替	į	集金	納入	通知書
月	件 数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
4	19,830	151,784,433	14,148	112,335,033	0	0	5,682	39,449,400
5	23,361	164,591,529	18,309	131,727,697	0	0	5,052	32,863,832
6	20,072	160,098,874	14,115	123,289,449	0	0	5,957	36,809,425
7	23,922	174,170,440	18,388	133,778,474	0	0	5,534	40,391,966
8	19,371	155,946,833	14,126	118,051,565	0	0	5,245	37,895,268
9	24,316	178,562,787	18,348	140,253,752	0	0	5,968	38,309,035
10	19,666	159,820,539	14,121	119,838,300	0	0	5,545	39,982,239
11	23,568	162,037,088	18,320	132,326,871	0	0	5,248	29,710,217
12	20,263	159,727,772	14,121	119,509,635	0	0	6,142	40,218,137
1	23,776	170,970,816	18,444	132,616,454	0	0	5,332	38,354,362
2	18,359	148,800,945	14,072	121,945,837	0	0	4,287	26,855,108
3	25,190	182,218,432	18,375	135,931,660	0	0	6,815	46,286,772
合計	261,694	1,968,730,488	194,887	1,521,604,727	0	0	66,807	447,125,761

6. 令和3年度検針業務委託件数

地 区	開栓件数	閉 栓 件数	臨時用件数	計
A地区(偶数月検針)	146,469	16,636	328	163,433
B地区(奇数月検針)	114,800	18,426	293	133,519
計	261,269	35,062	621	296,952

月	開栓件数	閉栓件数	臨時用件数	計
4月	24,329	2,744	56	27,129
5月	19,092	3,069	49	22,210
6月	24,354	2,811	61	27,226
7月	19,125	3,050	57	22,232
8月	24,412	2,733	68	27,213
9月	19,132	3,042	56	22,230
10月	24,417	2,814	60	27,291
11月	19,142	3,056	50	22,248
12月	24,460	2,749	46	27,255
1月	19,154	3,077	43	22,274
2月	24,497	2,785	37	27,319
3月	19,155	3,132	38	22,325
計	261,269	35,062	621	296,952

A ‡	也区	В #	也区		
島泉・恵我之荘・南恵我 が丘西・蔵之内・広瀬・ 戸		南古市・誉田・白鳥・翠鳥園・軽里・碓井・川向・ 栄町・野々上・向野・はびきの・駒ヶ谷・通法寺・ 大黒・飛鳥・壺井・桃山台・学園前			
古市・高鷲・伊賀・埴生野・西浦・野・河原城は区域により奇数月・偶数月の検針となる					
検 針 期 間	期分	検 針 期 間	期分		
4/2~4/19	3~4月分	5/1~5/18	4~5月分		
6/1~6/20	5~6月分	7/2~7/18	6~7月分		
8/1~8/20	7~8月分	9/3~9/20	8~9月分		
10/1~10/19	9~10月分	11/1~11/16	10~11月分		
12/3~12/20	11~12月分	1/4~1/18	12~1月分		
2/1~2/20	1~2月分	3/4~3/19	2~3月分		

7. 水道料金 ・ 下水道使用料早見表 (2ヶ月) (令和元年10月1日現在)

(単位 : m³、円)

										(単位	: m ๋、円)
使用		下水道		使 用		下水道		使 用		下水道	
	水道料金		合 計		水道料金		合 計		水道料金		合 計
水 量		使用料		水 量		使用料		水 量		使用料	
0~16	1,397	1,535	2,932	8 1	14,575	11,094	25,669		33,165	24,679	57,844
17	1,540	1,640	3,180	8 2	14,861	11,303	26,164		33,451	24,888	58,339
					15,147		26,659				
18	1,683	1,744	3,427	8 3	•	11,512	,		33,737	25,097	58,834
1 9	1,826	1,849	3,675	8 4	15,433	11,721	27,154		34,023	25,306	59,329
2 0	1,969	1,953	3,922	8 5	15,719	11,930	27,649	150	34,309	25,515	59,824
2 1	2,145	2,079	4,224	8 6	16,005	12,139	28,144	1 5 1	34,595	25,724	60,319
2 2	2,321	2,204	4,525	8 7	16,291	12,348	28,639	152	34,881	25,933	60,814
2 3	2,497	2,329	4,826	8 8	16,577	12,557	29,134		35,167	26,142	61,309
2 4	2,673	2,455	5,128	8 9	16,863	12,766	29,629		35,453	26,351	61,804
2 5	2,849	2,580	5,429	9 0	17,149	12,975	30,124		35,739	26,560	62,299
2 6	3,025	2,706	5,731	9 1	17,435	13,184	30,619		36,025	26,769	62,794
2 7	3,201	2,831	6,032	9 2	17,721	13,393	31,114	157	36,311	26,978	63,289
2 8	3,377	2,956	6,333	9 3	18,007	13,602	31,609	158	36,597	27,187	63,784
2 9	3,553	3,082	6,635	9 4	18,293	13,811	32,104		36,883	27,396	64,279
3 0	3,729	3,207	6,936	9 5	18,579	14,020	32,599		37,169	27,605	64,774
3 1	3,905	3,333	7,238	9 6	18,865	14,229	33,094		37,455	27,814	65,269
3 2	4,081	3,458	7,539	9 7	19,151	14,438	33,589		37,741	28,023	65,764
3 3	4,257	3,583	7,840	9 8	19,437	14,647	34,084	163	38,027	28,232	66,259
3 4	4,433	3,709	8,142	9 9	19,723	14,856	34,579	164	38,313	28,441	66,754
3 5	4,609	3,834	8,443		20,009	15,065	35,074		38,599	28,650	67,249
3 6	4,785	3,960	8,745	101	20,295	15,274	35,569	166	38,885	28,859	67,744
3 7		4,085	9,046								68,239
	4,961				20,581	15,483	36,064		39,171	29,068	
3 8	5,137	4,210	9,347	103	20,867	15,692	36,559		39,457	29,277	68,734
3 9	5,313	4,336	9,649	104	21,153	15,901	37,054	169	39,743	29,486	69,229
4 0	5,489	4,461	9,950	105	21,439	16,110	37,549	170	40,029	29,695	69,724
4 1	5,709	4,622	10,331	106	21,725	16,319	38,044	171	40,315	29,904	70,219
4 2	5,929	4,782	10,711	107	22,011	16,528	38,539		40,601	30,113	70,714
4 3	6,149	4,943	11,092		22,297	16,737	39,034		40,887	30,322	71,209
4 4	6,369	5,104	11,473		22,583	16,946	39,529		41,173	30,531	71,704
4 5	6,589	5,264	11,853	1 1 0	22,869	17,155	40,024		41,459	30,740	72,199
4 6	6,809	5,425	12,234	111	23,155	17,364	40,519	176	41,745	30,949	72,694
4 7	7,029	5,585	12,614	112	23,441	17,573	41,014	177	42,031	31,158	73,189
4 8	7,249	5,746	12,995		23,727	17,782	41,509		42,317	31,367	73,684
4 9	7,469	5,907	13,376		24,013	17,991	42,004		42,603	31,576	74,179
5 0	7,689	6,067	13,756		24,299	18,200	42,499		42,889	31,785	74,674
5 1	7,909	6,228	14,137	116	24,585	18,409	42,994		43,175	31,994	75,169
5 2	8,129	6,388	14,517	117	24,871	18,618	43,489	182	43,461	32,203	75,664
5 3	8,349	6,549	14,898	118	25,157	18,827	43,984	183	43,747	32,412	76,159
5 4	8,569	6,710	15,279	119	25,443	19,036	44,479	184	44,033	32,621	76,654
5 5	8,789	6,870	15,659		25,729	19,245	44,974		44,319	32,830	77,149
5 6	9,009	7,031	16,040		26,015	19,454	45,469		44,605	33,039	77,644
							45,964	100			
5 7	9,229	7,191	16,420		26,301	19,663			44,891	33,248	78,139
5 8	9,449	7,352	16,801			19,872	46,459		45,177	33,457	78,634
5 9	9,669	7,513	17,182			20,081	46,954		45,463	33,666	79,129
6 0	9,889	7,673	17,562		27,159	20,290	47,449	190	45,749	33,875	79,624
6 1	10,109	7,834	17,943	1 2 6	27,445	20,499	47,944	191	46,035	34,084	80,119
6 2	10,329	7,994	18,323			20,708	48,439		46,321	34,293	80,614
63	10,549	8,155	18,704			20,917	48,934		46,607	34,502	81,109
			19,085								
6 4	10,769	8,316				21,126	49,429		46,893	34,711	81,604
6 5	10,989	8,476	19,465			21,335	49,924		47,179	34,920	82,099
6 6	11,209	8,637		1 3 1	28,875	21,544	50,419		47,465	35,129	82,594
6 7	11,429	8,797	20,226	132	29,161	21,753	50,914	197	47,751	35,338	83,089
6 8	11,649	8,958	20,607			21,962	51,409			35,547	83,584
6 9	11,869	9,119	20,988			22,171	51.904		48,323	35,756	84,079
7 0	12,089	9,279	21,368			22,380	52,399			35,965	84,574
									古り,003	55,505	04,074
7 1	12,309	9,440	21,749		30,305	22,589	52,894		直料金	a3	
7 2	12,529	9,600	22,129			22,798	53,389		㎡ 以上	1㎡ につき	310円
7 3	12,749	9,761	22,510			23,007	53,884		出した料金	きに1.10を乗	じた額
7 4	12,969	9,922	22,891	139	31,163	23,216	54,379				
7 5	13,189	10,082	23,271		31,449	23,425	54,874		道使用料		
7 6	13,409	10,243	23,652		31,735	23,634	55,369			1㎡ につき	全 234円
7 7										1㎡につる	
	13,629	10,403	24,032			23,843	55,864				
7 8	13,849	10,564	24,413			24,052	56,359			1㎡ につ	
7 9	14,069	10,725	24,794	144	32,593	24,261	56,854		『出した料金	きに1.10を乗	じた額
8 0	14,289	10,885	25,174	145	32,879	24,470	57,349				
-	•		4金には消費						ズルエルド	法 田州 + 1	\ + + + +

※上記の料金には消費税が含まれています。 なお、下水処理区域外では下水道使用料を除きます。

VI 水 質



水質試験室

(全有機炭素(TOC)) の量 Н

味

値

気 度

度

5.8以上8.6以下

5度以下

2度以下

基礎的性状

異常でないこと

異常でないこと

1	水質基準項目及び	水質管理目標	標設定項目	(令和3年度)
	水質	基準		水質基準を補完する項目
	水質基準項	目(51項目)		水質管理目標設定項目(27項目)
	項目	基準値	備考	項目 目標値 備考
1	一 般 細 菌	1m1中100個以下	病原生物の	1 アンチモン及びその化合物 0.02mg/L以下 mr.48/44.755
2	大 腸 菌	検出されないこと	代替指標	2 ウラン及びその化合物 0.002mg/L以下(暫定) 無機物質・重金属
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		3 ニッケル及びその化合物 0.02mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		4 欠 番
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		5 1, 2- ジ ク ロ ロ エ タ ン 0.004mg/L以下 一般有機物質
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		6 欠 番
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		7 欠 番
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	無機物質	8 ト ル エ ン 0.4mg/L以下 一般有機物質
9	亜 硝 酸 態 窒 素	0.04mg/L以下	• 重金属	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) 0.08mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		10 亜 塩 素 酸 0.6mg/L以下 消毒副生成物
11	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10mg/L以下		11 欠 番
<u> </u>				12 二 酸 化 塩 素 0.6mg/L以下 消毒剤
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		13 ジ ク ロ ロ ア セ ト ニ ト リ ル 0.01mg/L以下 (暫定) 消毒副生成物
13	ホ ウ 素 及 び そ の 化 合 物	1mg/L以下		14 抱 水 ク ロ ラ ー ル 0.02mg/L以下(暫定)
14	四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下		15 農 薬 類 検出値と目標値の比の和として1以下 農薬
15	1,4- ジ オ キ サ ン	0.05mg/L以下		16 残 留 塩 素 1mg/L以下 臭気
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	一般有機物質	17 カルシウム, マグネシウム等 (硬度) 10mg/L以上100mg/L以下 味
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	/IX*H 198,110 Jeq	18 マンガン及びその化合物 0.01mg/L以下 #色
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		19 遊 雕 炭 酸 20mg/L以下 味
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		20 1,1,1- ト リ ク ロ ロ エ タ ン 0.3mg/L以下 臭気
20	ベンゼン	0.01mg/L以下		21 メチル -t- ブチルエーテル 0.02mg/L以下
21	塩 素 酸	0.6mg/L以下		22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 3mg/L以下 味
22	夕 口 口 酢 酸	0.02mg/L以下		23 臭 気 強 度 (T O N) 3以下 臭気
23	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/L以下		24 蒸 発 残 留 物 30mg/L以上200mg/L以下 味
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		25 濁 度 1度以下 基礎的性状
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		26 p H 値 7.5程度 腐食
26	臭 素 酸	0.01mg/L以下	消毒副生成物	27 腐食性 (ランゲリア指数) -1程度以上とし極力0に近づける
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		28 従 属 栄 養 細 菌 1m1中2000個以下(暫定) 水道施設の健全性の指標
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		29 1, 1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 0. 1mg/L以下 一般有機物質
30	ブロモジクロロメタンブ ロ モ ホ ル ム	0.03mg/L以下 0.09mg/L以下		30 ア ル ミ ニ ウ ム 及 び そ の 化 合 物
31	ホルムアルデヒド	0.09mg/L以下		31 (PF0S) 0.00005mg/L以下(暫定) 有機フッ素化合物 及びペルフルオロオクタン酸 (PF0A)
32	亜鉛及びその化合物	0.00mg/L以下		※No. 15の農薬類については、114項目の内2項目で目標値の見直しがありました。
33	アルミニウム及びその化合物	0. 2mg/L以下		The second secon
34		0.3mg/L以下	着色	
35	銅及びその化合物	1mg/L以下		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味	1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	着色	1
38	塩化物イオン	200mg/L以下		1
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬 度)	300mg/L以下	味	4.原甘滋花日)。
40		500mg/L以下		水質基準項目について
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡	水道法第4条に基づき、次の内容において設定された基準項目であり、検査が義務づけられていま
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	臭気	す。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	大八	1. 生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準を定めている。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡	2. 水道水としての生活利用上あるいは水道施設の管理上障害が生ずるおそれのない水準をとして 基準を定めている。
45	フェノール類	0.005mg/L以下	臭気	######################################
46	有 機 物 (全有機炭素 (TOC))の量	3mg/L以下	味	水質管理目標設定項目について

水質管理目標設定項目について

現在まで水道水中では水質基準とするような濃度で検出されていないが、今後、これまで以上の濃度で検出される可能性があるものなど水質管理上留意すべき項目として、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から目標値が設定されています。

2. 用語説明(令和3年度)

〇水質基準項目(51項目)

No	項目	基準値	説明
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないですが、多量に検出された 場合は病原生物に汚染されている疑いがあります。
2	大腸菌	検出されないこと	人や動物の腸管内や土壌に存在しています。水道水中に検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関し て、0.003mg/L以下	鉱山排水や工場排水などから河川水などに混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質として知られています。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L以下	水銀鉱床などの地帯を流れる河川や、工場排水、農薬、下水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られています。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合に検出されることがあります。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L以下	地質の影響、鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関し て、0.02mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	水中の亜硝酸イオン又は亜硝酸塩に含まれている窒素です。アンモニア態窒素が酸化されて生成されます。呼吸酵素の働きを阻害するメトヘモグロビン血症を起こすとされています。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.01mg/L以下	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L以下	主として地質や工場排水などの混入によって河川水などで検出されます。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがあります。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下	地下水汚染、ホウ素を使用している工場からの排水などの混入によって検出されます。
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	フロンガスの原料などに使われ、地下水汚染物質として知られています。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	溶剤や1,1,1-トリクロロエタン安定剤に使われ、地下水汚染物質として知られてます。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	家庭用ラップ、食品包装用フィルム樹脂の材料などに使用され、地下水汚染物質として知られてます。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	殺虫剤、塗料、ニスなどに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	ドライクリーニングなどに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	溶剤、脱脂剤などに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	染料、合成ゴムなどに使用されており、地下水汚染物質として知られています。
21	塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素の原料に使われています。消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの酸化により生成されます。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)及び消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
26	臭素酸	0.01mg/L以下	オゾン処理時及び消毒剤の次亜塩素酸生成時に不純物の臭素が酸化して、生成します。
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムの合計を総トリハロメタンといいます。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)及び消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤が反応して生成されます。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度 に含まれると白濁の原因となります。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関 して、0.2mg/L以下	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高 濃度に含まれると白濁の原因となります。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味(カナ気)や、洗濯物などを着色する原因となります。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/L以下	銅山排水、工場排水、農薬などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に 由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。
	ı	1	1

No	項目	基準値	説	明
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関し て、200mg/L以下	苛性ソーダ、石鹸等に使われています。広く自然水中に存 含まれると味覚を損なう原因となります。	存在し、工場排水、生活排水に由来し、高濃度に
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関し て、0.05mg/L以下	地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水 り黒色を呈することがあります。	などで検出されることがあり、塩素との反応によ
38	塩化物イオン	200mg/L以下	地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水及びし尿れ、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。	などからの混入によって河川水などで検出さ
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	カルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質ない味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度カ	によるものです。硬度が低すぎると淡泊でこくの 『高いと石鹸の泡立ちを悪くします。
40	蒸発残留物	500mg/L以下	水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分 類及び有機物です。 量が多いと苦み、渋みが付き、適	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含ま	これると泡立ちの原因となります。
42	(4S,4aS,8aR) — オクタヒドロー4,8a — ジメチルナフタレンー4a(2H) — オール (別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するアナベナなどの す。	藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質で
43	1,2,7,7ーテトラメチルビシクロ[2,2,1] ヘプタンー2ーオール (別名 2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するフォルミジウム・ カビ臭の原因物質です。	やオシラトリアなどの藍藻類によって産生される
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	洗浄剤、乳化剤などに使われています。洗濯排水、工場があります。高濃度に含まれると泡立ちの原因となります	
45	フェノール類	フェノールの量に換算 して、0.005mg/L以下	消毒剤、香料の原料等に使われています。工場の排水な 異臭味の原因となります。	どの混入によって検出されることがあります。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	有機物などによる汚れの度合を示し、土壌に起因するほ 増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。	か、し尿、下水、工場排水などの混入によっても
47	pH値	5.8以上8.6以下	汚染等による水質変化の指標です。pH 7が中性、7より小 どアルカリ性が強くなります。	さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほ
48	味	異常でないこと	水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品などの混か、水道管の内面塗装などに起因することもあります。	入及び藻類など生物の繁殖に伴うもののほ
49	臭気	異常でないこと	水の臭気は、藻類など生物の繁殖、工場排水、下水の混用される管の内面塗装剤などに起因することもあります。	
50	色度	5度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内	であれば無色な水といえます。
51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば	濁りのない透明な水といえます。

水質管理目標設定項目(27項目)

	水質管理目標設定項目(2	2/填日)	
No.	水質項目	目標値	説
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関し て、0.02mg/L以下	合金、蓄電池、難燃助剤などに使われています。排水の混入や地質により河川水等で検出されることがあります。
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下(暫 定)	地質中に広く存在する主要な放射線物質です。地質により河川等で検出されることがあります。
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関し て、0.02mg/L以下	ステンレス、特殊鋼、蓄電池などに使われています。鉱山排水、工場排水あるいはメッキ製品からの溶出 により検出されることがあります。
4		欠	· 香
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	塩化ビニル原料、殺虫剤、有機溶剤として使われています。
6		欠	· 香
7		欠	番
8	トルエン	0.4mg/L以下	染料、香料、火薬、有機顔料等の合成原料及びベンゼン原料として使われています。
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	プラスチックの添加剤(可塑剤)に使われています。
10	亜 塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素による消毒副生成物として生成されます。
11		欠	· 番
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	浄水処理過程において酸化剤して使用してます。
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
15	農薬類	検出値と目標値の比 の和として、1以下	殺菌剤、除草剤、殺虫剤として使われている101種類の農薬であり、各農薬の検出値を各目標値で除した値を合計したものです。
16	残留塩素	1mg/L以下	塩素消毒の結果、水中に消毒効果のある状態で残留している塩素のことです。
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L 以下	<u>基準項目No.39の項</u>
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関し て、0.01mg/L以下	<u>基準項目No.37の項</u>
19	遊離炭酸	20mg/L以下	水に溶けている炭酸ガスです。水にさわやかな味を与えておいしくしますが、多いと刺激が強くなります。 多く含む水は水道施設の腐食等の原因となります。
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	脱脂剤、エアゾール等に使われています。ドライクリーニングの洗浄剤、工場排水等の混入により地下水で検出されることがあり、異臭味の原因となります。
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	ガソリンのオクタン価向上剤、アンチノック剤、低沸点溶剤などに使われています。
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	有機物などの汚れの度合を示し、水中の有機物などの量を一定の条件下で酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表わしたものです。
23	臭気強度(TON)	3以下	臭気の強さを定量的に表す方法で水の臭気が、希釈して感じられなくなるまでの希釈倍数を表します。
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L 以下	<u>基準項目No.40の項</u>
25	濁度	1度以下	<u>基準項目No.51の項</u>
26	pH値	7.5程度	<u>基準項目No.47の項</u>
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極 力0に近づける	水が金属を腐食させる程度を判定する指標です。数値が負の値で絶対値が大きいほど、水の腐食性が強いことを示します。
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下 (暫定)	水道施設の健全性を判断し、その存在量等の知見収集のため、暫定値を設定しています
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/以下	家庭用ラップ、食品包装用フィルム樹脂の材料などに使用され、地下水汚物質として知られます。
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関 して、0.1mg/L以下	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高 濃度に含まれると白濁の原因となります。
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/I以下 (暫定)	有機フッ素化合物の一種で炭素数が8のものをいい、環境中で分解されにくく、残留性や生物蓄積性を示すことから、河川水等の水環境中に存在します。
	•	•	•

水質管理目標設定項目について ※ 水質管理目標設定項目のNo.10及び12について、本市では消毒剤として二酸化塩素を使用していないので検査を行っていません。

3. 検査項目及び検査方法(令和3年度)

番号	項目	水 質 試 験 方 法
1	一般細菌	標準寒天培地法
2	大腸菌	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
4	水銀及びその化合物	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
6	鉛及びその化合物	 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
8		誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	イオンクロマトグラフ・ポストカラム吸光光度法
11	硝酸熊窒素及び亜硝酸熊窒素	イオンクロマトグラフ (陰イオン)による一斉分析法
12	フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ・質量分析装置による一斉分析法
14	四塩化炭素	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
15	1,4-ジオキサン	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
17	ジクロロメタン	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
18	テトラクロロエチレン	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
19	トリクロロエチレン	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
	ベンゼン	
20		パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
21	塩素酸	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
22	クロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
23	クロロホルム	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
24	ジクロロ酢酸	溶媒抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
25	ジブロモクロロメタン	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
26	臭素酸 	イオンクロマトグラフ・ポストカラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
28	トリクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
29	ブロモジクロロメタン	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
30	ブロモホルム	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
31	ホルムアルデヒド	溶媒抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析法
32	亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
34	鉄及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
35	銅及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
36	ナトリウム及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
37	マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
38	塩化物イオン	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	イオンクロマトグラフ (陽イオン)による一斉分析法
40	蒸発残留物	重量法
41	陰イオン界面活性剤	
42	ジェオスミン	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
43	2-メチルイソボルネオール	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
44	非イオン界面活性剤	固相抽出-吸光光度法
45	フェノール類	固相抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析法
46	有機物 (全有機炭素(TOC))の量)	全有機炭素計測定法
47	pH値	ガラス電極法
48	味	
49		
50		透過光測定法
51		

[※]平成25年度より、水道水質管理の安定及び技術力の維持向上を図るため、河南地域10市町村と大阪広域水道企業団が連携して河南水質管理ステーションを設立し、水質検査を共同で実施しています。

4. 基準項目検査成績表 (浄・受水場・末端給水栓 令和3年度)

4. <u>基準</u> 頃目検査成績表(浄・受水場・末端給水栓 令和3年度)													
	les i ·					-	末端給水档	È	lt. It so				
	採水場	所	高区上部			系	壺井系		低				
			西浦4丁	_	西浦6丁	目	駒ヶ谷		広 瀬		島泉	:	
	検 査 項 目		平均値	回数									
1	一 般 細 菌	100個/ml以下	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12	
2	大 腸 菌		不検出	12									
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	4									
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	4									
9	亜 硝 酸 態 窒 素	0.04mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	4									
11	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素		1未満	12	1未満	12	1 未満	12	1未満	12	1未満	12	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	四 塩 化 炭 素	t	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	1,4- ジ オ キ サ ン	0.05mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	トリクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	塩 素 酸		0.06未満	4									
22	クロロ酢酸	t	0.002未満	4									
23	クロロホルム	 	0.006未満	4									
24	ジクロロ酢酸	t	0.003未満	4									
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.01未満	4									
26	臭 素 酸	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001	4	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.02	4	0.02	4	0.02	4	0.01	4	0.01	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	4									
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	4	0.006	4	0.005	4	0.005	4	0.005	4	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.009未満	4									
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	4									
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	4									
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	4	0.02	4	0.02	4	0.02未満	4	0.02未満	4	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	12									
35	銅及びその化合物		0.1未満	4									
36	ナトリウム及びその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	12									
38	塩化物イオン	200mg/L以下	16.7	12	16.6	12	15. 0	12	16.0	12	16. 1	12	
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬 度)	300mg/L以下	85. 8	4	85. 8	4	85. 2	4	58. 5	4	59. 1	4	
40	蒸 発 残 留 物	500mg/L以下	155	4	153	4	152	4	116	4	118	4	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1									
43	2- メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1									
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.7	12	0.7	12	0.7	12	0.8	12	0.7	12	
47	p H 値	5.8以上8.6以下	7. 5	12	7. 6	12	7.4	12	7. 4	12	7. 4	12	
48	味	異常でないこと	異常なし	12									
49	臭	異常でないこと	異常なし	12									
50	色 度	5度以下	0.5未満	12									
51	濁 度	2度以下	0.1未満	12									
	残 留 塩 素	0.1mg/L以上	0.37	365	0.39	365	0.38	365	0.56	365	0.55	365	
	水温	(℃)	19.8	12	18. 5	12	19. 7	12	18. 9	12	18.8	12	
_	電 気 伝 導 率	(mS/m)	25. 5	12	25. 5	12	24. 5	12	19.8	12	21. 2	12	

						浄	水 場								
	採	水	ŧ	昜	所	石 川	ř		i j	壺	ŧ			水場	
						原水	;	浄 水		原水(伏流	水)	原水(浅層地)	「水)	浄 水	<
No.	検	査 エ	頁 目		基 準 値	平均値	回数	平 均 値	回数	平 均 値	回数	平 均 値	回数	平 均 値	回数
1	_	般	細	菌	100個/ml以下	2	4	0	4	2	4	2	4	0	4
2	大	腸		菌	検出されないこと	不検出	4	不検出	4	不検出	4	不検出	4	不検出	4
3	カドミ	ウム及び	その化・	合 物	0.003mg/L以下	0.0003未満	2	0.0003未満	2	0.0003未満	2	0.0003未満	2	0.0003未満	4
4	水銀	及びそり	の化合	`物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	2	0.00005未満	2	0.00005未満	2	0.00005未満	2	0.00005未満	4
5		ノ及びそ				0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4
6	鉛 及		化合		-	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2
7			<u>·</u> の 化 合			0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4
8	六 価	クロム				0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2
9	亜 硝			素	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0.004未満	4	0.004未満	2	0.004未満	4	0.004未満	4	0.004未満	4
10		<u>, R だい</u> と物イオン及			0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2
10			-			01 00 15 [4][4]		0.0012/4/14		0.0012/4/14		0.0012/14/14		0.001/14/14	+-
11	硝酸 亚硝	態窒的酸質	素及	び 素		1 未満	4	1 未満	4	1 未満	4	1 未満	4	1 未満	4
12		素及びそ				0.16	2	0.13	4	0. 12	2	0.14	2	0. 13	4
13		素及びそ	の化台		l	0.10	2	0. 13	4	0.12	2	0.14	2	0.15	4
14		塩化	炭	素		0.0002未満	2	0.0002未満	2	0.0002未満	2	0.0002未満	2	0.0002未満	4
\vdash	-		サ サ	カン	0.002mg/L以下 0.05mg/L以下	0.0002末個	2	0.0002末個	2	0.0002末個	2	0.0002末個	2	0.0002末禍	4
15	-, -				G, 2.,	0.000木個	۷	0.000不個		0.000/个個		0.000木側		0.000 不個	+ 4
16		2-ジクロロ: ス-1,2-ジク			0.04mg/L以下	0.004未満	2	0.004未満	2	0.004未満	2	0.004未満	2	0.004未満	4
17	ジク	п п	メタ	ン	0.02mg/L以下	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	4
18	テトラ	ラクロロ	エチし	ノン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4
19	トリ	クロロ:	エチレ	ノン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4
20	ベ	ン	ゼ	ン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4
21	塩	素		酸	0.6mg/L以下	/	/	0.06未満	4	/	/	/	/	0.06未満	4
22	ク	п п	酢	酸	0.02mg/L以下	/	/	0.002未満	4	/	/	/	/	0.002未満	4
23	クロ	1 口 才	、 ル	ム	0.06mg/L以下	/	/	0.006未満	4	/	/	/	/	0.006未満	4
24	ジク		2 酢	酸	0.03mg/L以下	/	/	0.003未満	4	/	/	/	/	0.003未満	4
25	ジブロ	コモクロ	ロメタ	y ン	0.1mg/L以下		/	0.01未満	4	/	/	/	/	0.01未満	4
26	臭	素		酸			/	0.001未満	4	/	/	/	/	0.001未満	4
27	総ト	リハロ	メタ	ン	0.1mg/L以下		/	0.01未満	4	/	/	/	/	0.01未満	4
28	トリ	クロ	口酢	酸			/	0.003未満	4	/	/	/		0.003未満	4
29	ブロヨ	モジクロ	ロメタ		· ·		/	0.003未満	4		/			0.003未満	4
30	ブロ				0.09mg/L以下	/	/	0.009未満	4		/		/	0.009未満	4
31	ホル	ムアル					/	0.008未満	4	/	/	/		0.008未満	4
32			<u>/ こ</u> の 化 合		<u> </u>	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2
33		ニウム及び				0.02未満	2	0. 02	2	0.02未満	2	0.02未満	2	0. 03	2
34	鉄 及	び そ の				0.02未満	4	0.02	4	0.02未満	4	0.02未満	4	0.03未満	4
35	銅及	びその				0.03未満	2	0.03末禍	2	0.03未満	2	0.03末個	2	0.03未満	2
36		ウム及び				16.9	2	18. 2	4	15.1	2	15.0	2	15.1	4
37		リム及い				0.005未満	4	0.005未満	4	0.005未満	4	0.010	4	0.005未満	4
38					1		4	16.8	4	15.1	4	14. 2	4	15.2	4
39		ウム、マグ				87. 5	2	83. 9	4	86. 2	2	87. 6	2	83. 6	4
	(硬	度)		51.0	2	00.0	, T	50.2		51.0		55.0	_ T
40		発 残	留	物		147	2	150	4	147	2	151	2	149	4
41	陰イ	オン界	面 活 性	上剤	0.2mg/L以下	0.02未満	2	0.02未満	2	0.02未満	2	0.02未満	2	0.02未満	4
42	ジェ				0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
43	2- メチ	ルイソボ	ルネオ	ール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
44	非イ	オン界	面 活 性	上剤	0.02mg/L以下	0.01未満	2	0.01未満	4	0.01未満	2	0.01未満	2	0.01未満	4
45	フ ェ	. / -	- ル	類	0.005mg/L以下	0.0005未満	2	0.0005未満	2	0.0005未満	2	0.0005未満	2	0.0005未満	4
46	有機物((全有機炭素 (TOC)	量)	3mg/L以下	0.8	4	0.7	4	0.7	4	0.8	4	0.7	4
47	р	Н		値	5.8以上8.6以下	7. 04	365	7. 49	365	7. 08	4	6.84	364	7. 35	364
48		味			異常でないこと	/	/	異常なし	1460	/	/	/	/	異常なし	1456
49	臭			気	異常でないこと	異常なし	1460	異常なし	1460	異常なし	4	異常なし	1456	異常なし	1456
50	色			度	5度以下	1.2	365	0.5	365	0.9	4	0.9	364	0.5未満	364
51	濁			度	2度以下	0.01	365	0.01未満	365	0.01	4	0.02	364	0.01未満	364
	残	留	塩	素	0.1mg/L以上	/	/	0.69	365	/	/	/	/	0.68	364
_	水			温	(℃)	17. 6	365	17. 6	365	17. 0	4	17.8	364	18.0	364
	電	気 伝	導	率	(mS/m)	25. 0	365	25. 7	365	24. 4	4	24. 5	364	24. 8	364

LECT	· .L-4-L-1	*人类口亞山	
		首企業団受水	
伊賀受水	. 場	西浦受水	. 場
平均値	回数	平 均 値	回数
0	1	0	1
不検出	1	不検出	1
0.0003未満	2	0.0003未満	2
0.00005未満	2	0.00005未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.001未満	1	0.001未満	1
0.001未満	2	0.001未満	2
0.002未満	1	0.002未満	1
0.004未満	2	0.004未満	2
0.001未満	1	0.001未満	1
1未満	1	1未満	1
0.08未満	4	0.08未満	4
0.1未満	2	0.1未満	2
0.0002未満	2	0.0002未満	2
0.005未満	2	0.005未満	2
0.004未満	2	0.004未満	2
0.002未満	2	0.002未満	2
0.001未満	2	0.002末満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.08	1	0.07	1
0.002未満	1	0.002未満	1
0.006未満	1	0.006未満	1
0.003未満	1	0.003未満	1
0.01未満	1	0.01未満	1
0.001	1	0.002	1
0. 01	1	0.01	1
0.003未満	1	0.003未満	1
0.004	1	0.004	1
0.009未満	1	0.009未満	1
0.008未満	1	0.008未満	1
0.1未満	1	0.1未満	1
0.02未満	1	0.02未満	1
0.03未満	1	0.03未満	1
0.1未満	1	0.1未満	1
12.4	2	12. 1	2
0.005未満	1	0.005未満	1
13. 4	1	10.9	1
39. 5	4	40. 5	4
91	4	90	4
0.02未満	2	0.02未満	2
0.000001未満	1	0.000001未満	1
0.000001未満	1	0.000001未満	1
0.01未満	4	0.01未満	4
0.0005未満	2	0.0005未満	2
0. 7	1	0.8	1
7. 25	49	7. 28	53
異常なし	49	異常なし	53
異常なし	49	異常なし	53
0.5未満	49	0.5未満	53
0. 03	49	0.03	53
0.71	346	0.70	365
17. 5	49	18. 3	53
16. 9	49	16.6	53

備考



pH**·電気伝導率計** 水質試験室(石川浄水場)

5. 水質管理目標設定項目検査成績表(浄·受水場·末端給水栓 令和3年度)

									净水場														
	採		7	水	場		所			石	Л	ř		坳	-		壺	ŧ		浄	7		
					1					原	水		浄	カ		原才	(伏流)	k)	原水(注	長層地		净 7	水
No.	検	査	項	目		目	標	値	平	均	値	回数	平均	値	回数	平均	匀 値	回数	平均	値	回数	平均値	回数
1	アンチ	モン及	びその	の化合物			0.	.02mg/L以下		-		-	0.0025	未満	1		-	-	-		-	0.002未満	1
2	ウラン	及び	その	化合物		0.0	02mg/l	L以下(暫定)		-		-	0.0002	未満	1		-	-	-		-	0.0002未満	1
3	ニッケ	ル及で	ゾその	化合物			0.	.02mg/L以下		-		-	0.002	未満	1		-	-	-		-	0.002未満	1
4				欠	番													_			$\overline{}$		_
5	1,2- ジ	· ク ロ	и ш =	エ タ ン			0.0	004mg/L以下		-		-	0.0004	未満	1		-	-	-		-	0.0004未満	1
6			5	7		番									_			_					
7			5	7		番																	_
8	ト	ル	工	ン			(0.4mg/L以下		-		-	0.04茅	ト満	1		-	-	-		-	0.04未満	1
9	フタル酸	ジ(2-=	エチル・	ヘキシル)			0.	.08mg/L以下		-		-	0.0085	未満	1		-	-	-		-	0.008未満	1
10	*	亜 ‡	复 素	酸			(0.6mg/1以下					-	二酸化	塩素末	使用に	より、梅	査の対	象外とす	る。			
11			5	7		番																	
12	* =	酸	化	塩 素			- 1	0.6mg/L以下						二酸化	塩素未	使用に	より、梅	査の対	象外とす	る。			
13	ジクロ	ロアー	ヒトニ	トリル		0.	01mg/l	L以下(暫定)		/		/	0.001	未満	1	,	/	/	/		/	0.001未満	1
14	抱 水	クロ	コ ラ	ール		0.	02mg/l	L以下(暫定)		/		/	0.002	未満	1	,	/	/	/		/	0.002未満	1
15	農	3		類	検出値と目	標値の比	この和と	:して,1以下		-		-	0.0	0	1		-	-	-		-	0.00	1
16	残	留	塩	素				1mg/L以下		/		/	0.6	9	365	,	/	/	/		/	0.68	364
17	カルシウ		マグネ 度	シウム等)		10mg/	L以上	100mg/L以下		87. 5		2	83.	9	4	86	i. 2	2	87.	6	2	83.6	4
18	マンガ	ン及で	バその	化合物			0.	.01mg/L以下	0.0	005未	満	4	0.005	未満	4	0.000	5未満	4	0.01	0	4	0.005未満	4
19	遊	離	炭	酸				20mg/L以下		-		-	4. 8	3	1		-	-	-		-	5. 7	1
20	1, 1, 1-	トリク	пп	エタン			(0.3mg/L以下		-		-	0.03月	ト満	1		-	-	-		-	0.03未満	1
21	メチル・	-t- ブ	チルコ	ニーテル			0.	.02mg/L以下		-		-	0.0025	未満	1		-	-	-		-	0.002未満	1
22	有機物等 消	(過マ)	ンガン配 量	酸カリウム)				3mg/L以下		-		-	1. 5	5	1		-	-	-		-	1. 6	1
23	臭気引	魚 度	(T	O N)				3以下		-		-	2		1		-	-	-		-	2	1
24	蒸	発列	曵 留	物物		30mg/	L以上:	200mg/L以下		147		2	150)	4	1	47	2	15	1	2	149	4
25		濁	度					1度以下	(0.01		365	0.01オ	ト満	365	0.	01	4	0.0	2	364	0.01未満	364
26	p	1	Н	値				7.5程度	7	7.04		365	7. 4	9	365	7.	08	4	6.8	1	364	7. 35	364
27	腐食性	(ラン	ゲリフ	ア指数)	-1程度以	上とし、	極力	0に近づける		-		-	-0.	7	4		-	-	-		-	-0.9	4
28	従 属	栄	養	細 菌			20	00個/m1以下		-		-	-		-		-	-	-		-	-	-
29	1, 1- ジ	クロ	D X	チレン			(0.1mg/L以下		-		-	0.01	ト満	1		-	-	-		-	0.01未満	1
30	アルミニ	ウム)	及びそ	の化合物			(0.1mg/L以下	0.	02未注	苘	2	0.0	2	2	0.02	未満	2	0.025	上 満	2	0.03	2
31	ベルフル:	オロオ: PF ノフル:	クタン2 FOS	スルホン酸) クタン酸		0.000	05mg/	1以下(暫定)	•	-		-	0. 0000	018	1		-	-	-		-	0.000020	1

※No. 10及び12は、二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。



卓上型濁色度計 水質試験室(石川浄水場)

大阪広	s域水i	首企業団受水					末	端給	水	栓			
In. 10 st 1	н	mer halfs of 7l. a. a.	н	高区上部	系	高区下部	系	壺 井	系	低	[2	∠ 系	
伊賀受水場	防	西浦受水場	67	西 浦 4 丁	目	西浦6丁	目	駒ヶ	谷	広 溝	ĺ	島 泉	Į
平均値	回数	平均値	回数	平 均 値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平 均 値	回数	平均値	回数
0.002未満	1	0.002未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.0002未満	1	0.0002未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.002未満	1	0.002未満	1	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2
	_										_		
0.0004未満	1	0.0004未満	1	-	-	-	-	-	_	-		-	_
0.04未満	1	0.04未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.008未満	1	0.008未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				二酸化	塩素未	使用により、検	査の対	象外とする。					
					·····	使用により、検	·····						
0.001未満	1	0.001未満	1	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2
0.002未満	1	0.002未満	1	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.71	346	0.70	365	0. 37	365	0.39	365	0.38	365	0. 56	365	0. 55	365
39. 5	4	40.5	4	85. 8	4	85. 8	4	85. 2	4	58. 5	4	59. 1	4
0.002	1	0.005未満	1	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12
3. 6	1	1	-	4.4	1	5.9	1	6.2	1	4.0	1	3.8	1
0.03未満	1	0.03未満	1	-	-	ı	-	ı	-	-	-	ı	-
0.002未満	1	0.002未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1.4	1	1.5	1	1.5	1	1.3	1	1.2	1
-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
91	4	90	4	155	4	153	4	152	4	116	4	118	4
0.03	49	0.03	53	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12
7. 25	49	7. 28	53	7. 5	12	7.6	12	7.4	12	7.4	12	7.4	12
-1.7	4	-1.7	4	-0.6	4	-0.7	4	-0.8	4	-1.1	4	-1.1	4
-	-	1	-	14	1	23	1	18	1	10	1	22	1
0.01未満	1	0.01未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.01未満	1	0.02未満	1	0.02	4	0.02	4	0.02	4	0.02未満	4	0.02未満	4
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



連続水質測定計器 石川浄水場

6. 農薬項目検査成績表 (浄水場 令和3年度)

					浄	7.	k	場	
扌	采水	場	所	石 川	浄 水	場	壺 井	浄 水	場
				浄	水		浄	水	
検	査 項 目	用 途	目標値(mg/L)	平均検出値	検出指標値	回数	平均検出値	検出指標値	回数
1	1, 3-ジクロロプロペン (D - D)	殺虫剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
2	2, 2-DPA (ダラポン)	除草剤	0.08	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
3	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
4	E P N	殺虫剤	0.004	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
5	M C P A	除草剤	0.005	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
6	アシュラム	除草剤	0.9	0.009未満	0.00	1	0.009未満	0.00	1
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
8	アトラジン	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
9	アニロホス	除草剤	0.003	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1
11	アラクロール	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤・殺菌 剤・植物成長 調整剤	0. 3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
16	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09	0.0009未満	0.00	1	0.0009未満	0.00	1
17	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	-	-	-	-	-	-
18	インダノファン	除草剤	0.009	0.00009未満	0.00	1	0.00009未満	0.00	1
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
20	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
21	エンドスルファン(ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
22	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
23	オキシン銅 (有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	0.0004未満	0.00	1	0.0004未満	0.00	1
24	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
25	カズサホス	殺虫剤	0.0006	0.00001未満	0.00	1	0.00001未満	0.00	1
26	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	0.00008未満	0.00	1	0.00008未満	0.00	1
27	カルタップ	殺虫剤・殺菌 剤・除草剤	0.08	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
28	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
29	カルボフラン	代謝物	0.0003	0.00001未満	0.00	1	0.00001未満	0.00	1
30	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
31	キャプタン	殺菌剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
32	クミルロン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
33	グ リ ホ サ ー ト	除草剤	2	0.02未満	0.00	1	0.02未満	0.00	1
34	グリホシネート	除草剤・植物 成長調整剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
35	クロメプロップ	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
36	クロルニトロフェン (C N P)	除草剤	0. 0001	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
37	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
38	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
39	シァナジン	除草剤	0.001	0.00001未満	0.00	1	0.00001未満	0.00	1
40	シアノホス (СҮАР)	殺虫剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
	, ,				ı		I	1	

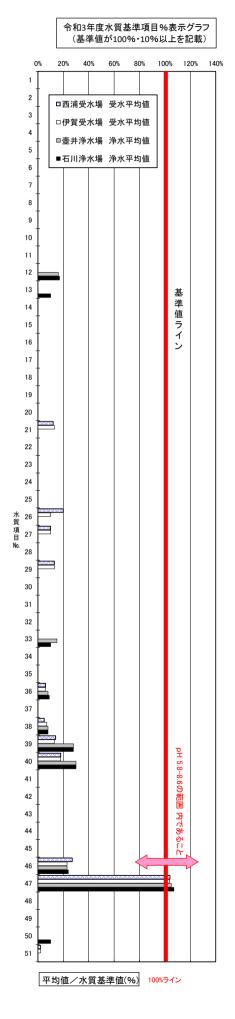
				浄		7	k	場	
ŧ	采水	場	所	石 川	浄 水	場	壺 井	浄 水	場
				浄	水		浄	水	
検	査 項 目	用 途	目標値(mg/L)	平均検出値	検出指標値	回数	平均検出値	検出指標値	回数
41	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
42	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
43	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008	0.00008未満	0.00	1	0.00008未満	0.00	1
44	ジ ク ワ ッ ト	除草剤	0.01	-	-	-	-	-	<u> </u>
45	ジ ス ル ホ ト ン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
46	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
47	ジチオピル	除草剤	0.009	0.00009未満	0.00	1	0.00009未満	0.00	1
48	シハロホップブチル	除草剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1
49	シマジン(CAT)	除草剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
50	ジメタメトリン	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
51	ジメトエート	殺虫剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
52	シメトリン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
53	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
54	ダイムロン	殺虫剤・殺菌 剤・除草剤	0.8	0.008未満	0.00	1	0.008未満	0.00	1
55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシア ネート	殺菌剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
56	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0. 1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
57	チゥラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
58	チォジカルブ	殺虫剤	0.08	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
59	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
60	チオベンカルブ	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
61	テフリルトリオン	除草剤	0.002	0.00002未満	0.00	1	0.00002未満	0.00	1
62	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
63	トリクロピル	除草剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1
64	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
65	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌 剤・植物成長 調整剤	0. 1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
66	トリフルラリン	除草剤	0.06	0.0006未満	0.00	1	0.0006未満	0.00	1
67	ナプロパミド	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
68	パラコート	除草剤	0.005	-	-	-	-	-	<u> </u>
69	ピペロホス	除草剤	0.0009	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
70	ピラクロニル	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
71	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
72	ピ ラ ゾ リ ネ ー ト (ピ ラ ゾ レ ー ト)	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
73	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
74	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
75	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
76	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	0.000005未満	0.00	1	0.000005未満	0.00	1
77	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤・殺菌 剤・植物成長 調整剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
78	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
79	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
80	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1

				净 水 場				場	
ŧ	采水	場	所	石 川	浄 水	場	壺 井	浄 水	場
				浄	水		浄	水	
検	査 項 目	用 途	目標値(mg/L)	平均検出値	検出指標値	回数	平均検出値	検出指標値	回数
81	フェントエート (PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007	0.00007未満	0.00	1	0.00007未満	0.00	1
82	フェントラザミド	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
83	フ サ ラ イ ド	殺虫剤・殺菌剤	0. 1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
84	ブタクロール	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
85	ブタミホス	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
86	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
87	フルアジナム	殺菌剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
88	プレチラクロール	除草剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
89	プロシミドン	殺菌剤	0.09	0.0009未満	0.00	1	0.0009未満	0.00	1
90	プロチオホス	殺虫剤	0.007	0.00007未満	0.00	1	0.00007未満	0.00	1
91	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
92	プロピザミド	除草剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
93	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
94	ブロモブチド	殺虫剤・除草剤	0. 1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
95	ベノミル	殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
96	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0. 1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
97	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09	0.0009未満	0.00	1	0.0009未満	0.00	1
98	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
99	ベンタゾン	除草剤	0. 2	0.002未満	0.00	1	0.002未満	0.00	1
100	ペンディメタリン	除草剤・植物 成長調整剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
101	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
102	ベ ン フ ル ラ リ ン (ベ ス ロ ジ ン)	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
103	ベンフレセート	除草剤	0.07	0.0007未満	0.00	1	0.0007未満	0.00	1
104	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
105	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0. 7	0.007未満	0.00	1	0.007未満	0.00	1
106	メコプロップ (MCPP)	除草剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
107	メソミル	殺虫剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
108	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0. 2	0.002未満	0.00	1	0.002未満	0.00	1
109	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
110	メトミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	0.0004未満	0.00	1	0.0004未満	0.00	1
111	メトリブジン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
112	メフェナセット	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
113	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0. 1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
114	モリネート	除草剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
検出	出指標値(検出値/目標値)の総和	-	1以下	-	0.00	111	-	0.00	111

7. 浄・受水場・水質基準項目グラフ(令和3年度)

No.	水質基準項目	水質基準値			
1	一般細菌	100 個以下/m			
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以T			
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以T			
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以T			
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下			
	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下			
	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下			
	四塩化炭素	0.002 mg/L以T			
	1.4-ジオキサン シス-1.2-ジクロロエチレン及び	0.05 mg/L以下			
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以了			
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以T			
	テトラクロロエチレン 	0.01 mg/L以下			
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以T			
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下			
21	塩素酸	0.6 mg/L以下			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下			
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以T			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下			
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下			
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以了			
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以て			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以T			
35	銅及びその化合物	1 mg/L以T			
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以T			
38	塩化物イオン	200 mg/L以T			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下			
40	蒸発残留物	500 mg/L以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下			
	ジェオスミン	0.2 mg/L以下 0.00001 mg/L以下			
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下			
	非イオン界面活性剤	0.00001 mg/L以下 0.02 mg/L以下			
	フェノール類	0.02 mg/L以T			
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以T			
	pH値	5.8以上 8.6以下			
	味	5.8以上 8.0以下			
	臭気	異常でないこと			
	色度	5 度以下			
51	濁度	2 度以下			

水質	逐準	項目	検査[回数
石川	壺井	伊賀	西浦	計
浄水場	浄水場	受水場	受水場	(0
浄水	浄水	受水	受水	$\overline{}$
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
2	4	2	2	10
2	4	2	2	10
2	4	2	2	10
2	2	1	1	6
2	4	2	2	10
2	2	1	1	6
2	4	2	2	10
2	2	1	1	6
4	4	1	1	10
4	4	4	4	16
4	4	2	2	12
2	4	2	2	10
2	4	2	2	10
2	4	2	2	10
2	4	2	2	10
2	4	2	2	10
2	4	2	2	10
2	4	2	2	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
2	2	1	1	6
2	2	1	1	6
4	4	1	1	10
2	2	1	1	6
4	4	2	2	12
4	4	1	1	10
4	4	1	1	10
4	4	4	4	16
4	4	4	4	16
2	4	2	2	10
1	1	1	1	4
1	1	1	1	4
4	4	4	4	16
2	4		2	10
		2		
4	4	1	1	10
365	364	49	53	831
1,460	1,456	49	53	3,018
1,460	1,456	49	53	3,018
	364	49	53	831
365	304			
365		49	53	831





〔日野検査室〕



〔太満池検査室〕

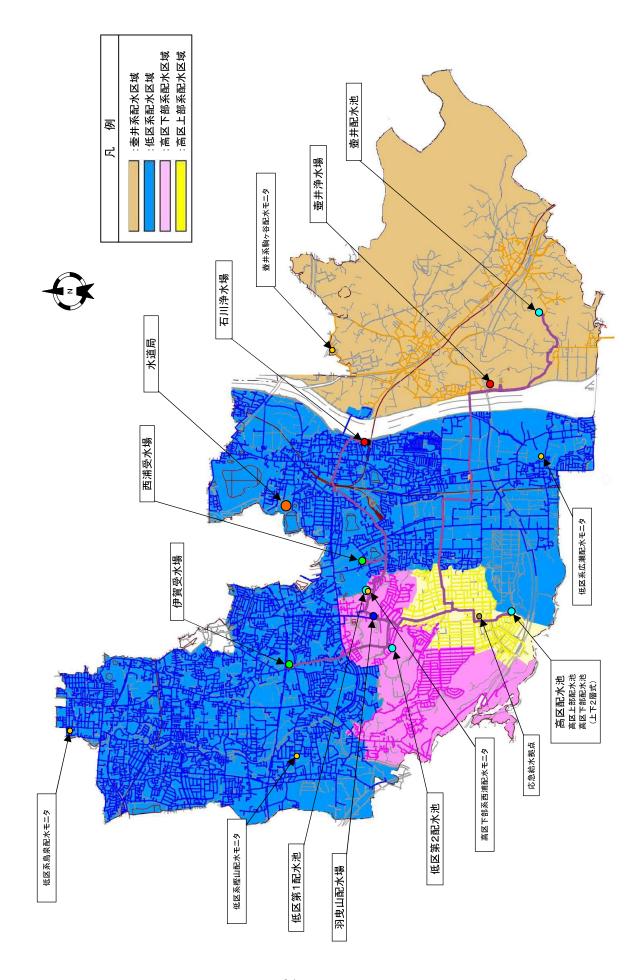
大阪広域水道企業団水質管理センター 河南水質管理ステーションの各検査室における検査機器状況。 ※本市の水質検査は、原則河南水質管理ステーションで行っています。

VII 施 設

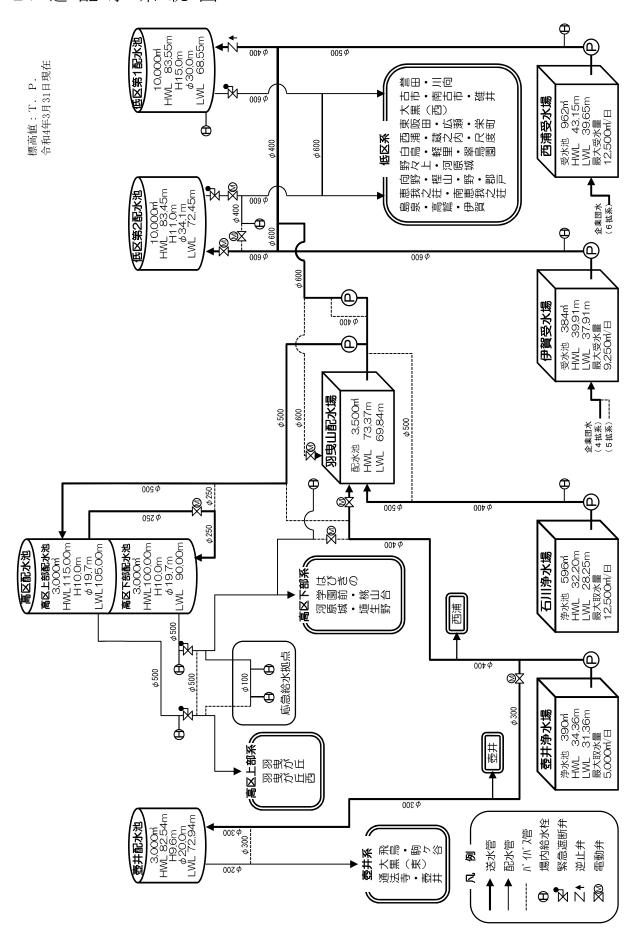


緊急遮断弁(高区配水池)

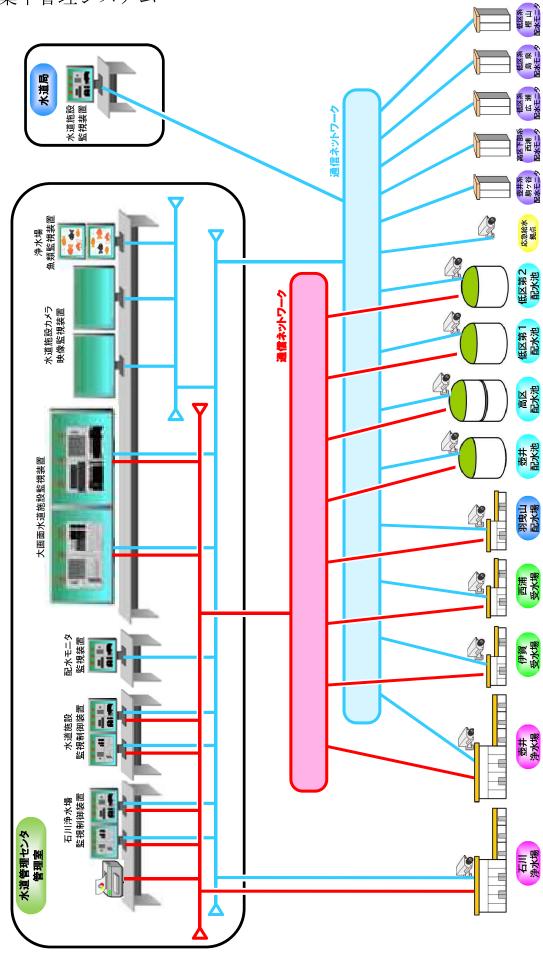
1. 水道施設 • 配水区域図



2. 送配水系統図

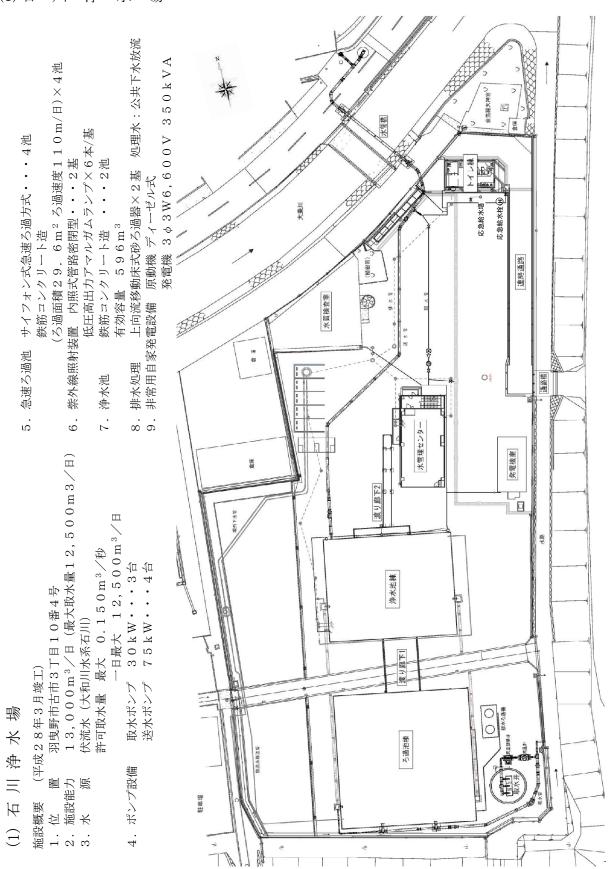


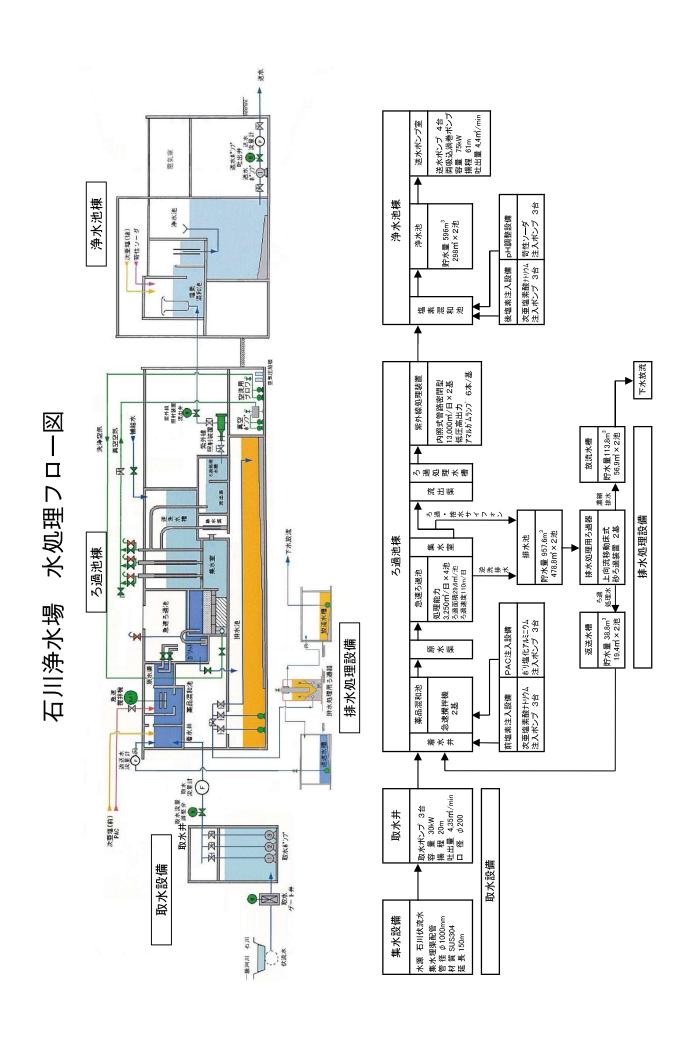
3. 集中管理システム



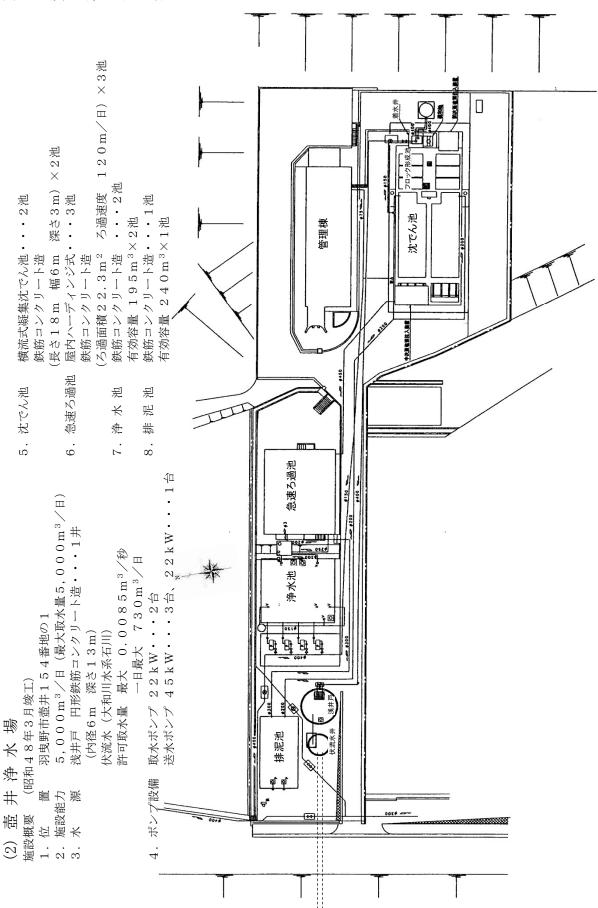
4. 施 設 の 概 要

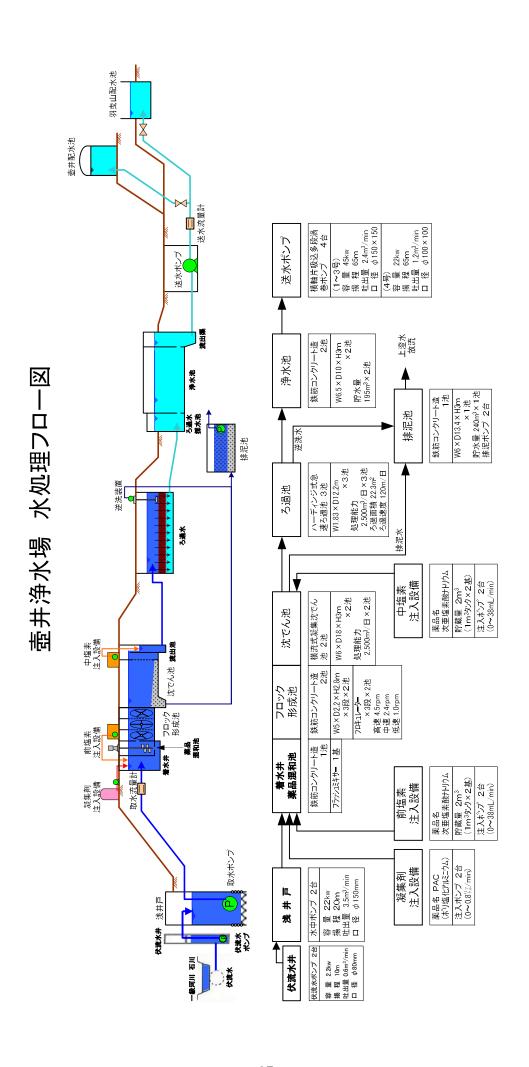
(1)石 川 浄 水 場





(2) 壺 井 浄 水 場





(3)伊賀受水場

施設概要 (昭和42年3月竣工、昭和62年7月改良)

1. 位 置 羽曳野市伊賀3丁目17番10号

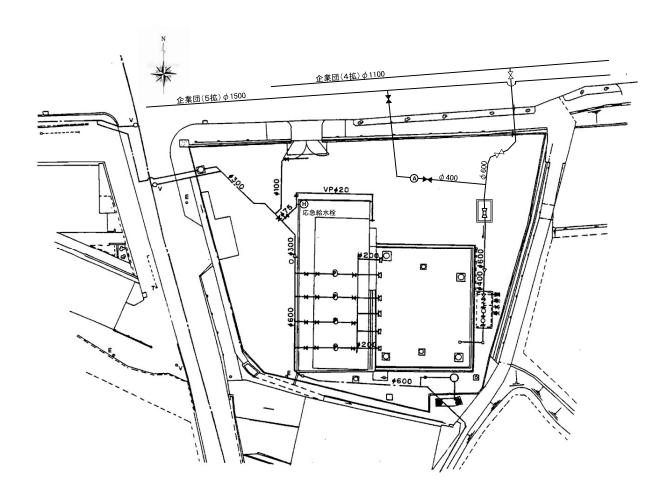
 2. 施設能力
 26,000m³/日

 3. 計画分水量
 9,250m³/日

 4. ポンプ設備
 75kW・・・3台

 45kW・・・1台

5. 受水池 鉄筋コンクリート造・・・1池 有効容量384m³×1池



(4)西浦受水場

施設概要 (昭和59年11月竣工)

1. 位 置 羽曳野市西浦6丁目465番地の3

2. 施設能力30,000m³/日3. 計画分水量12,500m³/日4. ポンプ設備75kW・・・3台

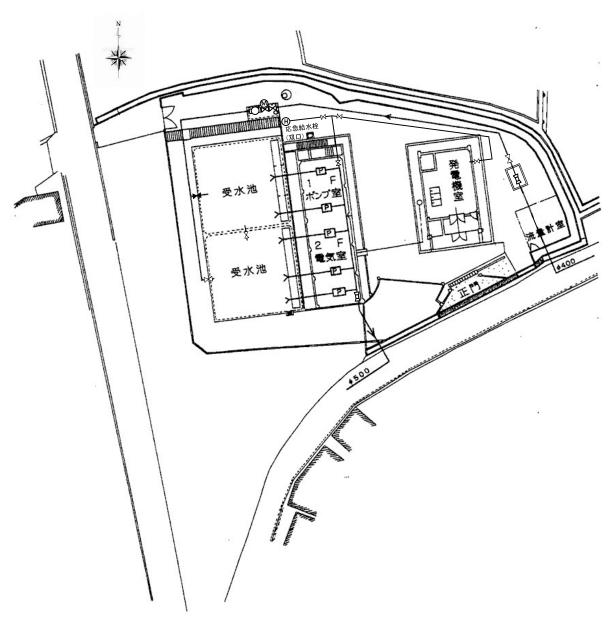
45 kW・・・2台

5. 受水池 鉄筋コンクリート造

有効容量 4 8 1 m 3 × 2 池

6. 非常用発電設備 原動機 ディーゼル式

発電機 3φ3W 6,600V 400kVA



(5)羽曳山配水場

施設概要 (昭和39年3月竣工、平成2年10月改良)

1. 位 置 羽曳野市はびきの2丁目8番20号

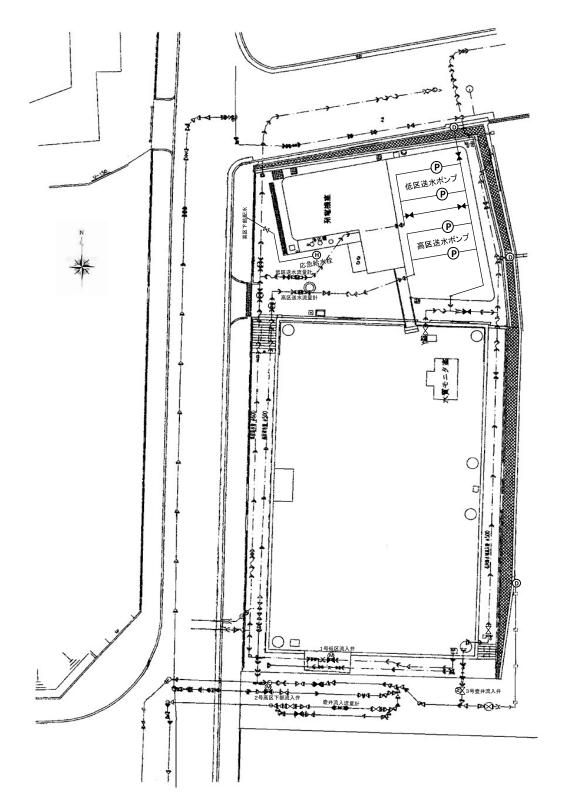
2. 配水池 鉄筋コンクリート造・・・1池

有効容量3,500m³×1池

低区送水 60kW・・・2台 高区送水 110kW・・・2台 3. ポンプ設備

4. 非常用発電設備 原動機 ディーゼル式

発電機 3φ3W 6,600V 500kVA



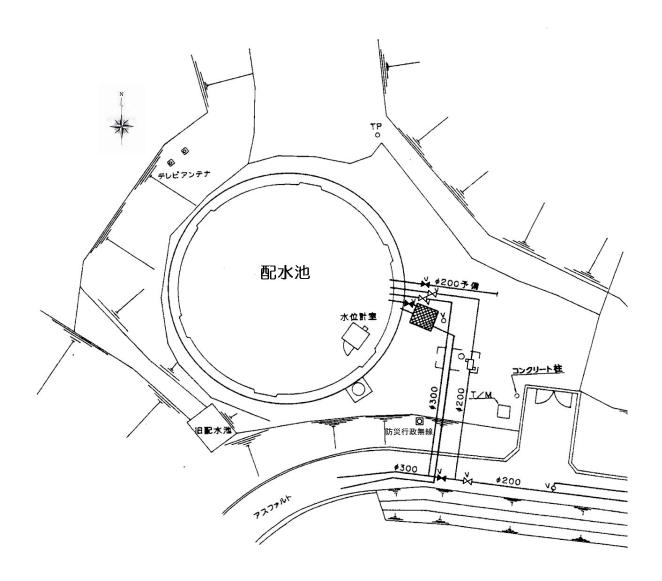
(6) 壺 井 配 水 池

施設概要 (昭和47年6月竣工)

1. 位 置 羽曳野市古市2271番地の119

2. 配水池 プレストレストコンクリート造 直径20m 有効水深 9.6m 3,000m³

3. 有効容量



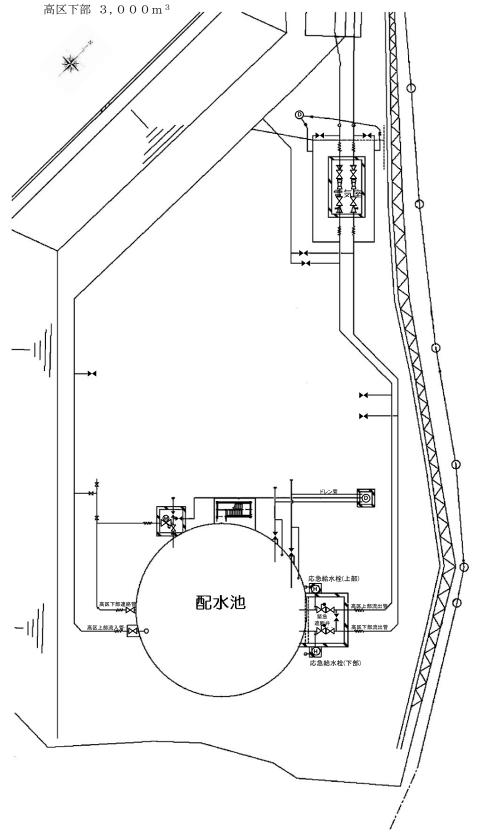
(7)高区配水池

施設概要 (平成18年3月竣工)

1. 位 置 羽曳野市羽曳が丘9丁目295-86

2. 配 水 池 溶接構造ステンレス製円筒形たて型2層配水池

3. 有効容量 高区上部 3,000m³



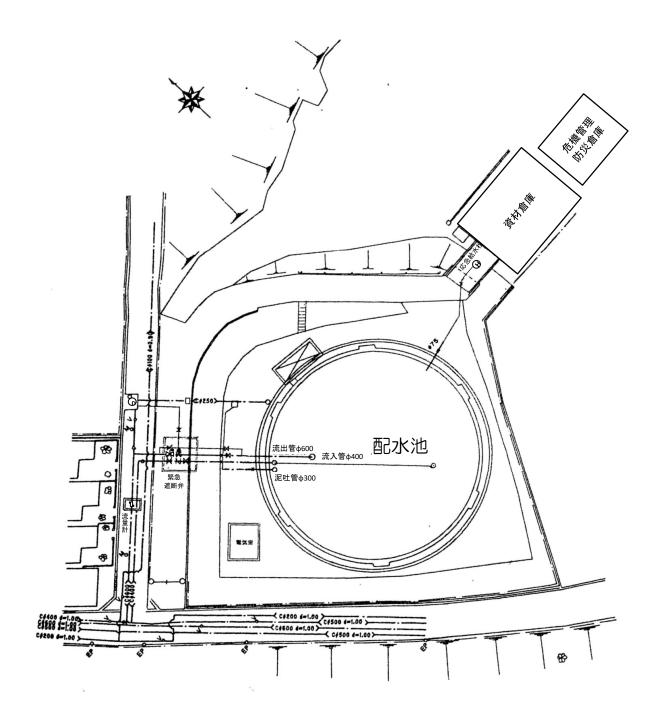
(8)低区第1配水池

施設概要 (昭和49年10月竣工、平成12年3月改良)

1. 位 置 羽曳野市西浦6丁目81番地 2. 配水池 プレストレストコンクリート造

直径30m 有効水深 15m

3. 有効容量 10,000m³



(9)低区第2配水池

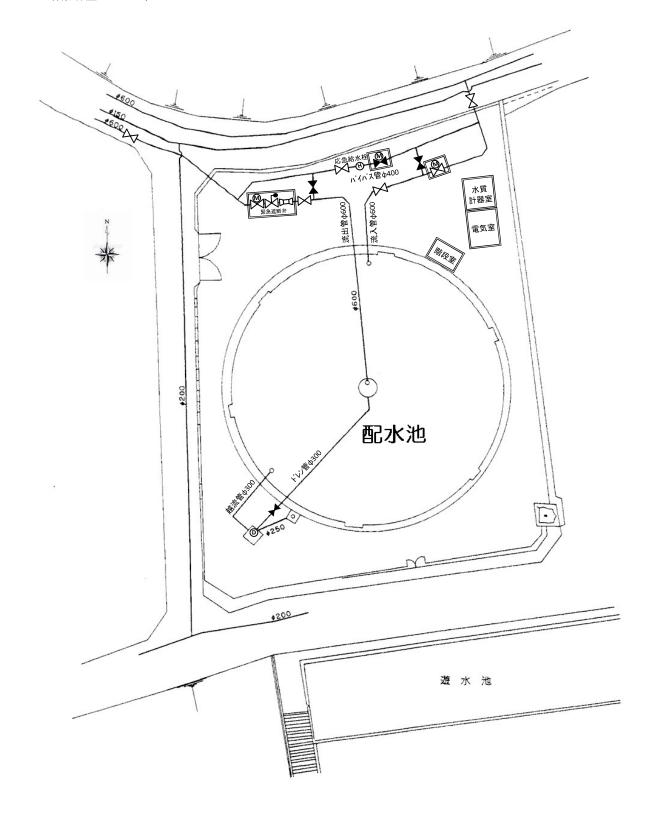
施設概要 (昭和58年8月竣工)

1. 位 置 羽曳野市学園前1丁目5番12号

2. 配 水 池 プレストロンクリート造

直径34.1m 有効水深 11m

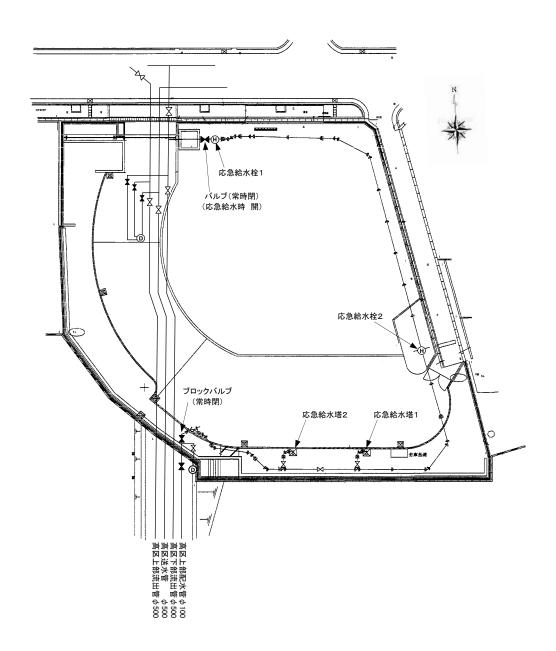
3. 有効容量 10,000m³



(10)応 急 給 水 拠 点

施設概要 (平成23年1月竣工)

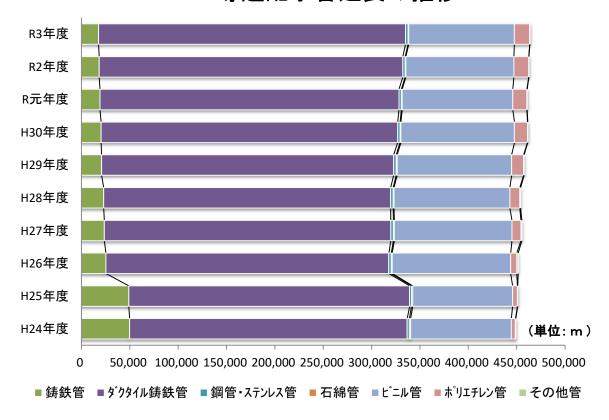
1. 位 置 羽曳野市羽曳が丘西1丁目1番9号

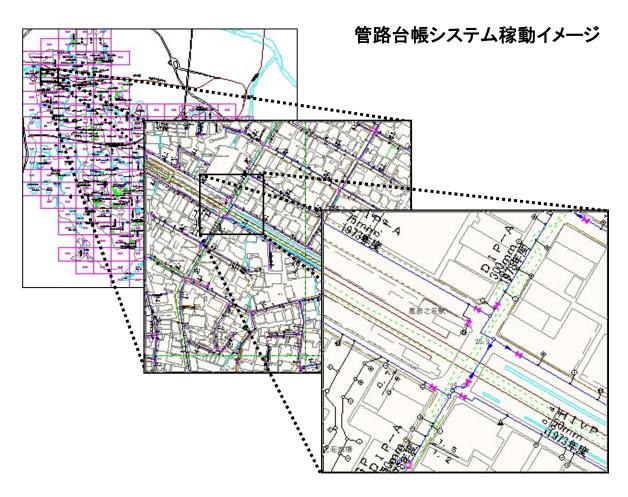


5. 導送配水管状況

区 分管 種	日後加	R 2年度末延長	R 3年度新設 m	R 3年度撤去	R 3年度末延長
日 1里	50以下	410. 0	0.0	80.3	329. 7
	75 100	100, 128. 3 94, 707. 3	2, 747. 2 220. 0	713. 1 153. 9	102, 162. 4 94, 773. 4
	150	60, 823. 2	645. 1	65. 4	61, 402. 9 27, 327. 6
	200	27, 240. 6	87. 0	0.0	27, 327. 6
鋳 鉄 管	250 300	839. 7 19, 529. 6	2. 2 685. 2	0. 0 441. 0	841. 9 19, 773. 8
	350	4, 651. 5	1.9	0.0	4, 653. 4
	400	9, 535. 3	0.5	6. 0	9, 529. 8
	450 500	19. 7 5, 271. 0	0.0	0. 0 0. 0	19. 7 5, 271. 0
	600	9, 087. 0	0.3	0. 0	9, 087. 3
	計	332, 243. 2	4, 389. 4	1, 459. 8	335, 172. 9
	50以下 75	1, 144. 0 41. 7	46. 3 0. 0	0. 0 0. 1	1, 190. 3 41. 6
	100	5. 0	0.0	0.0	5. 0
	150	78. 6	0.0	0.0	78. 6
鋼管	200 250	229. 5 24. 8	0.0	0. 0 0. 0	229. 5 24. 8
7F) =	300	419. 3	0.0	4. 0	415. 3
	400	273. 9	0.0	0.0	273. 9
	450 500	6. 6 18. 4	0.0	0.0	6. 6 18. 4
	600	24. 6	0.0	0.0	24. 6
	計	2, 266. 4	46. 3	4. 1	2, 308. 6
	100 150	25. 8 16. 6	0. 0 0. 0	0. 0 0. 0	25. 8 16. 6
	200	88. 7	0.0	0.0	88. 7
ステンレス管	250	24. 5	0.0	0.0	24. 5
	300 400	20. 4	0.0	0.0	20. 4
	500	61. 7 45. 7	0.0	0. 0 0. 0	61. 7 45. 7
	計	283. 4	0.0	0.0	283. 4
	50以下	140. 6	0.3	0. 0 12. 8	140. 9 395. 6
石 綿 管	75 100	408. 4 167. 0	0.0	42. 3	124. 7
	125	10.0	0.0	0. 1	9. 9
	<u>計</u> 50以下	726. 0	0.3	55. 1	671.1
	75	94, 385. 3 11, 343. 5	185. 1 6. 5	1, 918. 6 681. 2	92, 651. 8 10, 668. 8
	100	5, 245. 8	0.0	29. 6	5, 216. 2
硬質塩化ビニル管	150 200	651. 1 0. 0	0.0	0. 0 0. 0	651. 1 0. 0
	300	26. 7	0. 0 0. 0	0.0	26. 7
	350	0.0	0.0	0.0	0.0
	<u>計</u> 50以下	111, 652. 4 13, 912. 9	191. 6 510. 0	2, 629. 4 89. 4	109, 214. 6 14, 333. 5
	75	50. 0	0.0	0.0	50. 0
ポリエチレン管	100	1. 5	0.0	0.0	1. 5
	150 200	58. 8 26. 9	0.0	0. 0 0. 0	58. 8 26. 9
}	400	217. 6	0.0	0.0	217. 6
	計	14, 267. 7	510.0	89. 4	14, 688. 3
	150 200	38. 2 45. 0	0.0	0. 0 0. 0	38. 2 45. 0
FRP管	400	958. 8	0.0	0.0	958. 8
	計	1, 042. 0	0.0	0.0	1, 042. 0
	50以下 75	72. 1 30. 3	0.0	10. 0 0. 5	62. 1
	100	8. 1	0.0	0. 0	29. 8 8. 1
	150	119. 9	0.0	0. 2	119. 7
	200 250	0. 0 7. 9	0.0	0.0	0.0
その他・不明管	300	13. 3	0.0	0.0	13. 3
	350	2. 6	0.0	0.0	2. 6
	400	33. 4	6.5	0. 0	39. 9
	500 600	0. 0 0. 0	0.0	0.0	0.0
	不明	0.0	0.0	0.0	0.0
₩\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	計	287. 6	6.5	10. 7	283. 4
総延長		462, 768. 7	5, 144. 1	4, 248. 5	463, 664. 3

導送配水管延長の推移





WI資料



給水タンク車

ナイナスきん

(令和3年4月号より)

被害が発生しています!

二セ水道局職員にご注意ください!

水道局職員を装って、皆さんの自宅を訪問 し、下記のようなトラブルが発生しています。 不審に思われた時は、身分証明書の提示を 求め、確認いただくか、水道局へ問い合わせ ください。



- ○水道料金を請求する
- ○家庭用水道器具(浄水器など)の販売をする
- ○事前連絡の無い水質検査や宅内管の洗浄や点検をする
- 7 水道局

(令和3年5月号より)

「水漏れかな?」と思ったら

- ●道路~水道メータの間で水が漏れているときは、水道局まで連絡してください。 水道局または委託業者が修理対応します。
- ●宅地内で水が漏れているときは、水道メータの横にある止水栓を止め、羽曳野 市指定工事店に修理依頼してください。

※修理個所がメータより内側の宅地内の場合修理費用は必要です。

なお、水道料金は減免制度が適用される場合もあります。不明な点は、水道局ま でお問い合わせください。

<簡単な宅内の漏水発見方法>

家庭内のすべての蛇口を止めた後、水道メータのパイロッ トが回っている場合は、漏水しています。

圆 水道局総務課



(令和3年6月号より)

『生活も ウイルス予防も 蛇口から』

6月1日から7日までは「第63回水道週間」です。水 道について理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境 の改善を図るとともに、水道事業の更なる発展に役立てる ことを目的としています。

この機会に水質保全や水の大切さを理解していただくと ともに、将来に向かって、大切な資源である"いのちの水" について関心を更に深めていただくようお願いします。



7 水道局総務課

(令和3年7月号より)

健康のために水を飲もう!!

人間のからだの約60%は水分で、1日に 2.5 ℓ 水が必要です。のどの渇きは「脱水」 の証拠です。気温が高くなるこの時期外出時

には、水筒やペットボトルを携帯 し、熱中症にならないためにこま めに水分補給をしましょう。

[問合せ] 水道局総務課

☎ 072-958-1111 (内線 5013)



(令和3年8月号より)

被害が発生しています!! にせ水道局職員にご注意ください!

水道局職員を装ってみなさんの自宅を訪問し、【水道料金を請求する】【家庭 用水道器具(浄水器など)の販売をする】【事前連絡のない水質検査や宅内管の 洗浄や点検をする】などのトラブルが発生しています。不審に思われたときは、 身分証明書を確認するか、水道局までお問い合わせください。

周水道局

(令和3年10月号より)

鉛製給水管の取替え工事を行っています

「鉛製給水管」は水道を長期間使用しない場合、わずか ながら鉛が溶け出すことがあります。通常の使用状態では 問題がないことを確認しておりますが、より安心してご利 用いただくために、朝一番や長い間留守にした後などの使 いはじめの水は、念のためバケツ1杯程度(約60)を目 安に、飲み水以外(トイレや洗濯など)に使用されること をおすすめします。

水道局では、配水管の工事や修繕工事など にあわせ「鉛製給水管」取替え工事を随時行 っています。

間 水道局

貯水槽水道の設置者さまに、衛生管理のお願い

いつでも安心な水を使っていただくためにビル・マンシ ョンなどの貯水槽水道の適正な管理が求められております。

≪水槽の清掃≫

1年以内ごとに1回、定期的に行ってください。

≪水槽の点検≫

水槽の損傷の有無および状況などについて定期的に点検 を行ってください。

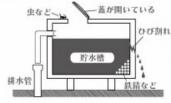
≪水質検査の実施≫

蛇口の水の色・濁り・臭いおよび味など、異常の有無につ いての検査を定期的に行ってください。なお、給水される 水に異常を認めたときは、水道法に基づく水質検査を行っ てください。

※ただし、10㎡を超える貯水槽水道設置者は水道法による衛 生管理が義務づけられています。専門業者(貯水槽水道清掃業 務)による点検清掃および法定検査を受検してください。

■ [10 ㎡以下の貯水槽]

水道局工務課 給水担当 [10 ㎡を超える貯水槽] 環境衛生課 環境担当



管理できていない 貯水槽の例▶

水道メータ交換での宅地内作業にご協力お願いします

計量法により定められた有効期間(8年)満了までに水 道メータ交換を無料で行っています。

委託業者が事前に「お知らせとお願い」を配付し、皆様 の宅地内(メータボックス)で交換を行います。

不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求め、ご確認していただくか水道局へお問い合わせください。

※メータ交換の際 15~30分間、水が止まりますのでご了承ください。交換後、配管内に空気が混入して水が白く濁る場合がありますが、少し水を出せば解消し問題ありません。

間 水道局



(令和3年11月号より)

引越しのときは、早めに連絡を!~水道局からのお願い~

≪水道の使用を中止されるとき≫

引越しにより水道の使用を中止されるときは、料金の精算に伺いますので引越しの2~3日前までには必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は、引き続いて料金がかかりますのでご注意ください。

≪新たに水道を使用されるとき≫

水道を使用される2~3日前までには必ず使用開始のご連絡をください。

≪お支払いは便利な口座振替を!≫

水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお属けの印かんを持参の上、直接手続きをしてください。

■ 水道料金お客様センター ☎ 072-957-7770 (直通) (平日 9:00 ~ 17:30 / 出川 9:00 ~ 17:00)※例・年末年始(12 月 29 日~ 1 月 3 日)除く

(令和3年12月号より)

水道局からのお知らせ

12月29日(M~1月3日(月の期間の 水道の修理は、お問い合わせください。 ☎072-958-1111

羽曳野のおいしい水~水道水を飲もう~

水道水の安全性や 料金について

日本の水道水の水質 基準は、世界でもトッ

プクラスで、水道法の規定に基づき 『51 項目の水質基準』に適合する必要があり、非常に厳しく安全確保に 努めています。羽曳野の水道水もより一層ご利用いただけるよう安定し た供給に努めてまいります。

水道水は安全で値段的にもお得 平均的な水道料金

(1カ月で25㎡使用した場合)

- 家庭のお風呂1回あたり30円
- ・ペットボトル (500ml) 1 本分 0.075 円
- ※水質基準および水道料金は市ウェブサイトにも掲載してます。
- ு 水道局総務課 総務担当

(令和4年1月号より)

寒い冬 水道管も凍ります ~水道管にも冬支度を!~

水道管は気温がマイナス4度以下 になると凍る性質があります。

【注意する場所】

- 屋外で水道管が露出しているところ
- 北向きにあるところ
- 風当たりの強いところ

【予防】

保温材 (発泡スチロール製) や布を巻き、濡れないよ



うにビニール袋などをかぶせてくだ さい。※浴槽などに少しずつ水を出 しておくことなども効果的です。

【凍結したら】

凍結した部分にタオルをかぶせ、ゆっくりと<u>ぬるま湯</u>をかけてください。**※破裂しますので、**熱湯は絶対 にかけないでください。

【破裂したら】

水道メータ横の止水栓を閉め、すぐ に水道局までご連絡ください。

間 水道局

(令和4年2月号より)

こんな時は、水道局にご連絡を!

料金【水道料金お客様センター】

内線 5021 · 5022 · 5023 · 5024

- ◆名義変更・住所変更時の手続き
- 水道料金のお支払い
- ●使用水量 ●検針

工事【工務課給水担当】内線 5040

- 給水装置に関するご相談
- ●受水槽(貯水槽)に関するご相談
- ●指定工事店に関すること

漏水・水質【工務課管理担当】

内線 5042 • 5043

- 漏水に関するご連絡
- 水質に関する情報、ご相談





(令和4年3月号より)

【水道局からのお願い】 引越しをされるときはお早めにご連絡を!

引越しにより水道の使用を中止されるときは、料金の精算に伺いますので引越しの2~3日 う回越したよりが近の世界を中正されるとさは、将並の相算に向いますのでも越しの2~3 古 前までには必ずご連絡ください。 注意ください。 ・新たに水道を使用されるとき 水道を使用される2~3 日前までには、必ず使用開始のご連絡をお願いします。

*お支払いは便利な口座振替を

水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお届けの印鑑を持参の上、直接手続き をしてください。

水道料金お客様センター ☎ 957-7770(直通) ○取扱時間:平日9:00~17:30

土・日9:00~17:00

±・日9:00~ **祝日および年末年始(12月29日~1月3日)は休業といたします。 水道局 ☎958-1111(代表) 水道料金お客様センター(内線5021~5024)



制定 昭38.3.20 条例231 最近改正 令元.9.4 条例19

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、羽曳野市水道事業の給水に係る料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件について必要な事項を定め、もって適正な給水の保持に資することを目的とする。

第2条 削除

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需用者に水を供給するために水道事業の管理者(管理者 の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管 及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

- 第4条 給水装置は、次に掲げるものとする。
- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所で専用に使用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸以上が共用で使用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- 2 管理者は、必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。

(権利義務の継承)

第5条 給水装置の所有権を継承した者は、その継承後に係るこれに付随する工事費及び修繕費に係る納付の義務も共に継承した者とする。

(同居人等の行為に対する責任)

第6条 給水装置の使用者又は所有者は、その家族、同居人及び使用人その他の従業者の行為についても、 この条例に定める責任を負わなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第7条 給水装置の新設、改造又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ 管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第8条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造又は撤去をする者の 負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担 することができる。

(工事の施行)

- 第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第 16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。
- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事の施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により、給水装置工事の施行をする場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 第1項の指定給水装置工事事業者の指定及び更新並びに第2項の設計審査及び竣工後の工事検査については、それぞれ第33条第1項の表に掲げる手数料を徴収する。
- 5 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターま

での間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

第10条 削除

(工事費の算出方法)

- 第11条 管理者が施行する給水装置工事に係る費用は、次に掲げる費用の合計額とする。
- (1) 材料費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費
- 2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、前項第3号に掲げる費用を徴収する。
- 3 管理者は、第1項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 4 第1項及び前項に定める費用のほか、工事に係る費用の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の前納)

- 第12条 管理者に給水装置の工事を申し込む者及び指定給水装置工事事業者により工事を施行をしようとする者(以下この章において「申込者」という。)は、前条の規定により算出した費用の概算の額を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。
- 2 前項の規定による前納が、その納付の期日を 20 日以上過ぎてもなお行われないときは、管理者は、申 込者が給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。
- 3 第1項の概算の額は、工事の竣工後に精算する。

(給水装置所有権の移転時期)

第 12 条の 2 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権の移転の時期は、 当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納されるま での間においても申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

- 第12条の3 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、申込者が納付の期日を20日以上過ぎても納付しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。
- 2 前項の規定により、管理者が給水装置の撤去をした後、なお損害があるときは、申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

- 第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。
- 2 前項の工事に伴う費用は、その特別の理由の原因となる者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

- 第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公営上その他のやむを得ない事情及び法令又はこの条例 の規定による場合のほか、制限又は停止することがない。
- 2 管理者は、前項に規定する場合により給水の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項に規定する場合により給水の制限若しくは停止又は断水若しくは漏水による損害については、 市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第 15 条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、 その承認を受けなければならない。 (給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、 給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人を置かなければ ならない。

(管理人の選定)

- 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選 定し、管理者に届け出なければならない。
- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認めた者
- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

- 第18条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計算する。ただし、管理者が、 その必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

- 第19条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。
- 2 前項の規定により保管をする者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 第1項の規定により保管をする者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損 した場合は、その損害を弁償しなければならない。
- 4 水道使用者等は、第1項の規定にかかわらず、管理者の許可を得て、自己のメーターを使用する事ができる。
- 5 前項のメーターについて、管理者は、その設置後随時その機能を点検するものとし、不良と認めたと きは、その交換の指示をすることができる。

(水道の使用中止、変更等の届出)

- 第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき。
- (4) 消防用として水道を使用したとき。
- (5) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

- 第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。
- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水に異状があると認める場合又は給水装置のうち配水管の分岐から市のメーターの間に異状がある場合にあっては、管理者に修繕その他必要な処置を請求するものとし、市のメーターから宅地内の給水装置に異状がある場合にあっては、指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。

- 2 前項の修繕に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の規定による管理を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

- 第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、 検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。
- 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

- 第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。
- 2 共用給水装置又は同一のメーターによって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、1月について、次の表に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率 (以下「消費税率」という。)を乗じて得た額を当該表に掲げる額に加えて得た額(1円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額)とする。

	基本料金												
種	用	使用	料金	使用	料金	使用	料金	使用	料金	使用	料金	使用	料金
別	途	水量		水量		水量		水量		水量		水量	
	-		円	9	円	11~	円	21~	円	41~	円	101	円
計	般	8		~10		20		40		100		m³	
量	用	m^3	635	m³	130	m³	160	m^3	200	m³	260	以上	310
制	湯	200	円	201	円								
	屋	m^3	1万	m³	60								
	用			以上									
	臨	1	円										
	時	m^3	400										
	用												

2 前項の用途の適用の基準については、管理者が別に定める。

(料金の算定)

第26条 料金は定例日(料金算定の基準としてあらかじめ、管理者が定めた日をいう。以下同じ。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、2月以上一括し、又は定例日を変更して点検することができる。この場合の水量は、各月において均等とみなす。

(使用水量及び用途の認定)

- 第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。
- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

- 第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は終了したときの料金は、次の各号に掲げる区分に 従い、当該各号に定める額とする。
- (1) 使用水量が基本水量の2分の1に満たないとき 第25条第1項の料金の2分の1の額 [第25条第1項]
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき 1月分とみなして、算定した金額

2 料金算定の基準となる月の中途で、用途に変更のあったときの料金は、基準となる月の日数の2分の1を超えるものに係る用途によって算定する。この場合において使用日数が、月の日数の2分の1に等しいときは、変更後の用途について算定する。

(多用途に使用するときの料金)

第29条 1の専用給水装置を2以上の用途に使用する場合の料金は、管理者がその用途の適用を定めて 算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

- 第30条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が 定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、こ の限りでない。
- 2 前項の概算料金は、水道の使用を終了したときに精算する。

(料金の徴収)

- 第31条 料金は、2月ごとに徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、1月ごとに徴収することができる。
- 2 水道の使用を中止し、若しくは給水装置を廃止し、又は給水を停止したときは、その都度料金を算定して徴収する。

(納付料金の過不足の取扱い)

第32条 納付料金に過不足があるときは、納付後であってもその差額を追徴し、又は還付する。ただし、 次回徴収の料金で精算することができる。

(手数料)

第33条 手数料は、次のとおりとし、申込者からこれを徴収する。

区分	種別及び単位		金額
設計手数料	給水管口径 30ミリメートル未満	1 件につき	8,800円
	給水管口径 75ミリメートル未満	1 件につき	10,500円
	給水管口径 75ミリメートル以上	1 件につき	12,300円
設計審査手数料	給水管口径 30ミリメートル未満	1 件につき	5,300円
	給水管口径 75ミリメートル未満	1 件につき	7,000 円
	給水管口径 75ミリメートル以上	1 件につき	9, 700 円
竣工検査手数料	給水管口径 30ミリメートル未満	1 件につき	21, 100 円
	給水管口径 75ミリメートル未満	1 件につき	23, 700 円
	給水管口径 75ミリメートル以上	1 件につき	26, 400 円
道路占用申請手数料	国道・府道等の占用申請	1 件につき	16,700 円
	市道の占用申請	1 件につき	1,800円
指定給水装置工事事業者	指定及び更新	1 件につき	10,000円
に関する手数料	証書の交付	1 件につき	2,000円
	証書の再交付	1 件につき	2,000円
その他の手数料	私設消火栓の消防演習の立会	1回につき	10,500円

2 手数料は、管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の納付の期日を20日以上過ぎても納付しないときは、管理者は、申込者が申込みを取り消したものとみなす。
- 4 第1項の表に掲げる手数料であって、既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(料金及び手数料等の軽減又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金及び手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第4章の2 工事負担金及び分担金

(工事負担金)

- 第34条の2 給水の申込み、開発行為その他の理由により、必要が生じた配水施設の新設、移設又は撤去の工事に要する費用(以下「工事負担金」という。)については、その原因者(以下この条において「申込者」という。)に負担させるものとする。
- 2 工事負担金の額の算定方法等については、管理者が別に定める。
- 3 申込者は、工事負担金を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者がそ の必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 4 前項の期日を20日以上過ぎてもなお納付しないときは、管理者は、申込者が第1項の申込みを取り消したものとみなす。

(分担金)

第34条の3 分担金は、次の表に掲げる額に、消費税率を乗じて得た額を当該表に掲げる額に加えて得た額(1円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額)とする。

メーター口径	分担金の額					
ノークーロ住	新設工事	增径工事				
20 ミリメートル	188,000円	同一場所に係る、既設給水装置の増径工事申込者 から徴収する分担金の額は、新設工事の分担金の 額から既設口径の分担金の額を差し引いた額とす				
25 ミリメートル	530,000 円					
40 ミリメートル	1, 290, 000 円	る。				
50 ミリメートル	2, 100, 000 円					
75 ミリメートル	4, 980, 000 円					
100 ミリメートル	9, 330, 000 円					
150 ミリメートル	22, 600, 000 円					
200ミリメートル以上	管理者が別に定める					

- 2 分担金は、給水装置の新設工事及び増径工事の申込者から徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。
- 3 前項に規定する額のほか、メーター口径が13ミリメートルの分担金(既設給水装置の増径工事する場合に限る。)は、150,000円の範囲内で管理者が定める。
- 4 第1項の規定によりがたい特別な場合における分担金は、管理者が別に定める。
- 5 分担金は、給水工事の申込みのときに徴収する。ただし、管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 6 前項の規定により管理者が指定した徴収の期日を20日以上過ぎてもなお納付しないときは、管理者は、 第1項の申込者が給水工事の申込みを取り消したものとみなす。
- 7 第1項から第4項までに規定する分担金であって既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が、特に必要と認める場合は、この限りでない。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 管理者は、水道の管理上、必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置の指示をすることができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質基準に適合していないと認めるときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
- 2 管理者は、前項に規定する者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係る ものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することがで きる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は 当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (給水の停止)
- 第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する 間給水を停止することができる。
- (1) 水道の使用者が、第11条に規定する工事費、第22条第2項に規定するの修繕費、第25条第1項の料金又は第33条第1項の手数料を指定した期日内に納付しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなく第19条第5項又は第35条の指示に従わないとき。
- (3) 水道の使用者が、正当な理由がなく第26条の規定による水量の点検又は第35条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発してもなお、これを改めないとき。
- (5) 給水を濫用したとき。

(給水装置の切り離し)

- 第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。
- (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(渦料)

- 第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。
- (1) 第7条の承認を受けないで、給水装置の新設若しくは改造又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第18条第2項の規定によるメーターの設置、第26条の規定による水量の計算、第35条の規定による検査又は第37条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の規定による給水装置の管理を著しく怠った者
- (4) 第25条第1項の料金又は第33条第1項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行 為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第25条第1項の料金又は第33条第1項の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(水道事業者の責務)

- 第40条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。) の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うこ とができるものとする。
- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。 (設置者の責務)
- 第40条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。) の設置者は、法第34条の2の規定に基づき、その水道の管理をし、及びその管理の状況に関する検査 を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道の管理をし、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

(旧条例に基づく処置等に関する経過措置)

第2条 この条例施行の際、現に旧条例によりなされた申込、申請、承認、指定、認定、指示等は、この 条例によりなされたものとみなす。

附 則(令元.9.4条例18)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

め あ お お さ か の 水





水道局(市役所別館)

令和三年版 水道事業年報

令和4年 月発行

羽曳野市水道局

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1-1 羽曳野市役所別館 総合福祉センター4F

電話 072 - 958-1111 FAX 072 - 958 - 0494

 $E\text{-}mail \quad soumu.suido@city.habikino.lg.jp}$

URL http://www.habikino-waterworks.jp/index.html